

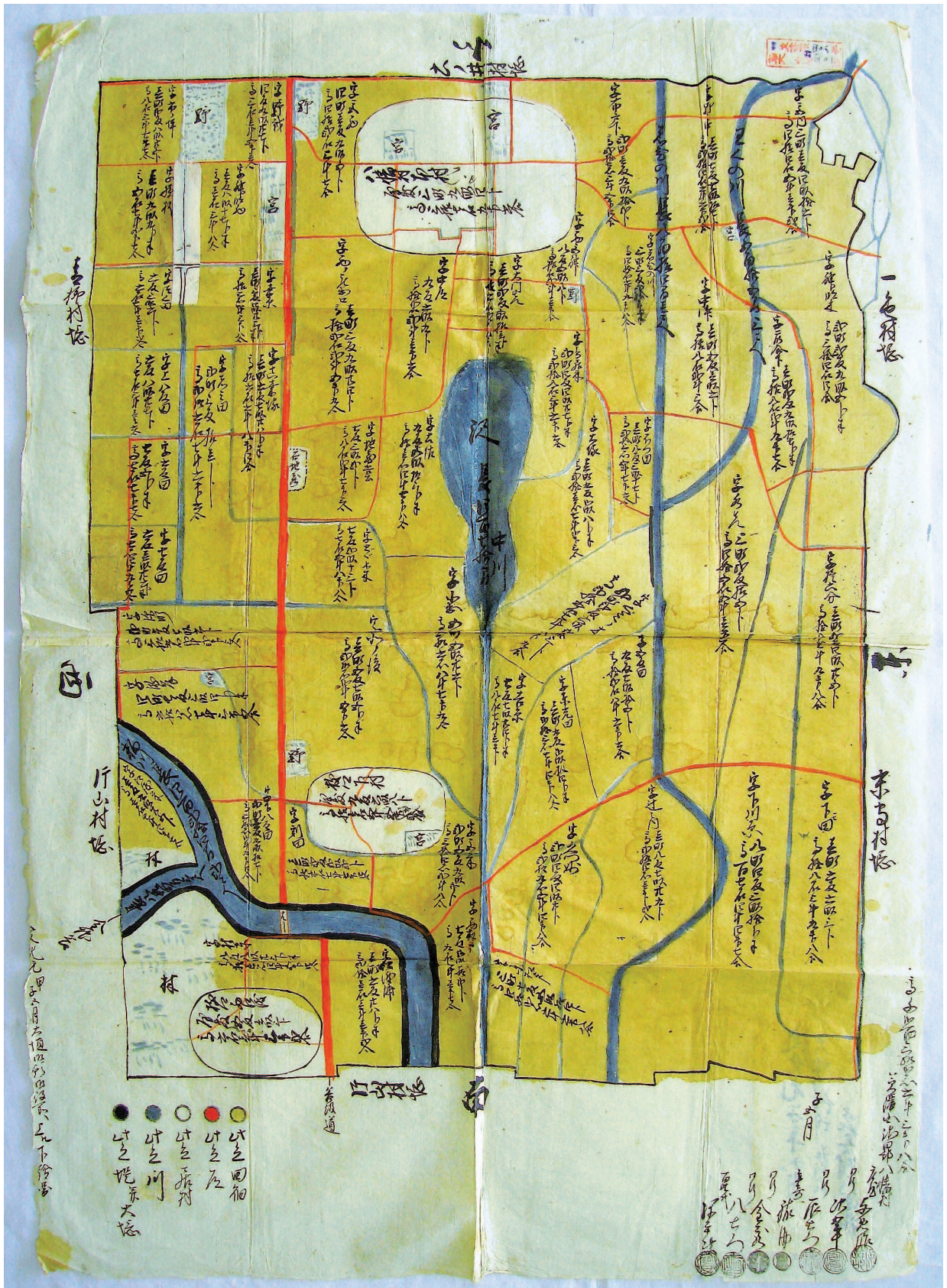
岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録 (8)

美濃国池田郡八幡村 竹中家文書目録 (その2)

岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録 (8)

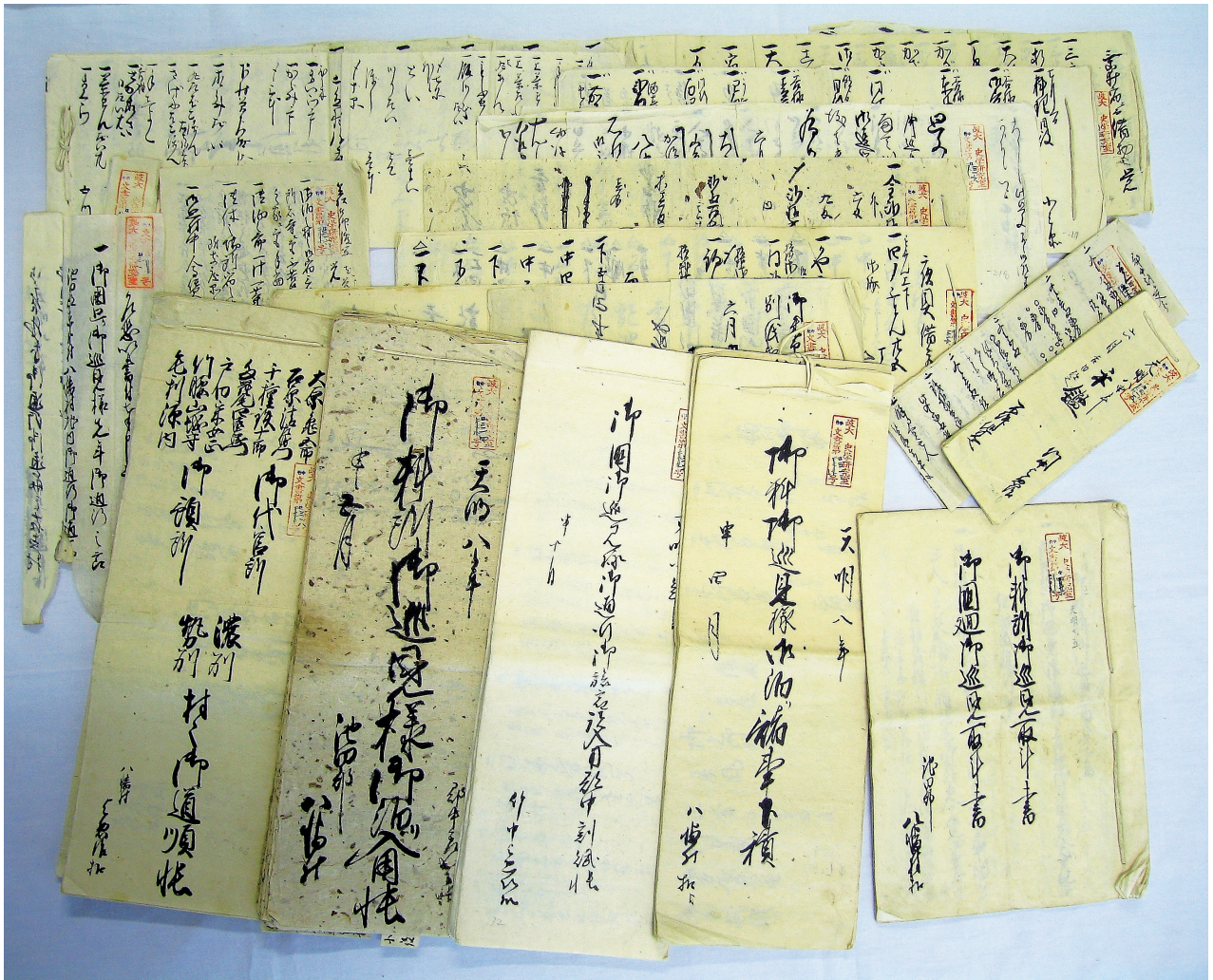
美濃国池田郡八幡村 竹中家文書目録 (その2)

岐阜大学 地域科学部 地域資料・情報センター



文化元年（1804）5月 大垣御預所ニ相成節差上候絵図扣（は401）

八幡村は、寛政3年(1791)から近江国信楽陣屋の支配村であったが、最寄替により文化元年(1804)に大垣藩預所となった。その際に、大垣藩預所へ提出した絵図の控。字名ごとに反別・石高が明記されている。



天明8年(1788)の巡見使関係史料

江戸幕府は、行政査察のため巡見使を派遣していた。竹中家には、天明8年(1788)、天保9年(1838)の巡見使に関する史料が多く残されている。写真は、巡見取計書や御泊り入用帳、道順帳、各種覚書など、天明8年の巡見使に関するものである(は309~は318)。解題で、一部史料の翻刻は掲載した。

目録の刊行にあたって

岐阜大学地域科学部 地域資料・情報センター

運営委員（地域科学部助教） 人見佐知子

岐阜大学地域科学部地域資料・情報センターでは、地域に関する資料・情報を収集するとともに、そのデータを広く発信して、学内外の利用に供すべく、鋭意事業を進めている。

その一環として、学内に所在する貴重な地域資料の情報整理・発信を行っている。岐阜大学教育学部郷土博物館には、1万6千点程度の規模に及ぶ美濃国大野郡高屋村（現本巣市）の古田家文書を筆頭に、おおよそ4万5千点に及ぶ近世・近代文書がある。これらの多くは長良川水系流域を中心とした地域の村々の庄屋家の文書であり、当該地域の近世・近代を知る上でたいへん貴重かつ内容豊富な史料である。

これらの史料の大部分については粗々の整理がなされ、岐阜大学教養部教授であった日置弥三郎氏の監修のもと、『岐阜大学教育学部庶民史料目録』（1）～（3）（1967年～1968年）として目録が刊行されている。しかしながら、人員・経費の不足のもとで行われた事情もあり、それらの目録は現在からみると不備が多い。また、史料自体の保存状況も良好ではなく、早急の手当が必要である。よって、これらの貴重な史料をより広汎な利用に供し、かつ喫緊の課題である劣化防止の措置を講ずべく、2005年度より、再整理と新規の目録作成とを行ってきた。

これまで、『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録』（1）～（7）、および同別冊（1）『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵村絵図』を刊行した。本年度も、幸いにして平成27（2015）年度岐阜大学活性化経費（地域連携：一般）として、「岐阜大学所蔵地域史料の再整理と情報発信」が採択された。本目録の刊行は、同事業の一環として行われるものである。同事業は、地域科学部と教育学部との共同事業（申請者：人見佐知子、共同事業者：早川万年〈教育学部教授〉、中尾喜代美〈地域資料・情報センター教務補佐員〉）であり、遂行にあたっては教育学部より多大なご協力を賜った。本目録の作成実務は、既刊の目録・図録等に引き続き中尾喜代美が担当した。

本目録では、前目録に引き続き、八幡村竹中家文書を取り上げる。本目録には、天明8年（1788）、天保9年（1838）の巡見使関係史料を中心に、当主である竹中与惣治（九代目）が関わった村運営や村内外の訴訟・争論の内済に関わる史料などを収めた。本目録の刊行を期に、当該地域において広く活用されることを期待したい。

2005年度より開始された岐阜大学教育学部郷土博物館所蔵史料の再整理と新たな目録の作成事業は、それがはじまって、今年度でちょうど10年となる。10年を経てようやく総史料点数のうち約1/5の再整理を終えた。しかし、当該事業は相変わらずの単年度の助成金頼みで、来年度以降の事業の継続は保証されていない。今後の安定的な事業の継続のため、関係諸方面のかたがたにいらっしゃるご協力・ご支援を切にお願いする次第である。

末筆ながら、本目録の刊行に当たって学内外からのお力添えに感謝申し上げます。

目 次

口 絵

目録の刊行にあたって

目 次

凡 例

解 題 1

八幡村竹中家文書について

現状記録

八幡村について

竹中家について

目録について

八幡村関連史料

参考文献・参考資料

目 録

は 「村 役」 40

に 「村 経 済」 84

凡 例

- 1 本目録は、岐阜大学教育学部郷土博物館が収蔵する美濃国池田郡八幡村竹中家文書の目録（その2）である。『美濃国池田郡八幡村竹中家文書目録（その1）』は、『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録』（7）として、2015年に刊行した。
- 2 現状において八幡村竹中家文書は、1968（昭和43）年発行『岐阜大学教育学部庶民史料目録』（3）の通りに配架されており、本目録の配列もそれに従った。1968年発行の目録の凡例は解題に引用している。史料の一部で、先の目録と異同がある場合、それを備考に記すなどして適宜対応した。
- 3 目録は、「番号」、「表題」、「年代」、「西暦」、「形態」、「数」、「作成」、「受取」、「備考」の順に記載した。「番号」の頭には、文書の単位記号（「は」「に」）を加えている。「枝番」の中の丸番号は綴であることを示す。
- 4 史料中の旧字体や異体字は常用漢字などに改めた。合字の「ㇿ」は「より」と表記した。破損などで判読不明の部分は□（字数が推定できるもの）や〔 〕（字数が推定できないもの）で表現した。判読などに疑問のある文字については（…カ）と記した。
- 5 表題は史料に記載されたものを採用し、補足が必要なものは（ ）を付け、その内容を示した。表題がない史料は、〔 〕を付け、仮表題を作成した。所在不明の史料については、《 》で示した。
- 6 年代は史料に記載されたものを取り、推定・参考年代は（ ）、（ カ）で記した。
- 7 形態は冊子物では縦・横長・横半・綴などとし、一紙物では一紙・切紙・折紙とした。村絵図などは絵図とした。寸法などは、適宜備考に記載した。
- 8 作成・受取は史料に記載された地名・肩書き・人名などを記載したが、多人数の場合、役職・人数などを記し、適宜省略を加えた。
- 9 備考には史料の状態（破損など）や、端裏や裏書の記載など必要と思われる情報を記している。
- 10 史料の保存状態については現状記録を参照されたい。
- 11 史料の表題・作成・受取などには、身分や職業に関する当時の差別的言辞が含まれる場合もあるが、歴史を科学的に研究する立場から、本目録の作成にあたってはそのまま用いた。
- 12 史料の閲覧の際の連絡先は下記の通りである。

〒501-1193 岐阜市柳戸1番1 岐阜大学教育学部 庶務係

TEL 058-230-1111（代）

* 史料などの閲覧は、事前予約で対応。詳細は、上記連絡先まで。

解 題

八幡村竹中家文書について

岐阜大学教育学部郷土博物館（以下、郷土博物館と表記）収蔵の美濃国池田郡八幡村竹中家文書とは、18世中頃から19世紀末にかけての史料を中心とした、池田郡八幡村（現、揖斐郡池田町）の庄屋を勤めた家の史料である。ただし、竹中家文書以外の博物館収蔵史料群の一部も混在している。これらすべてを合わせた史料の総点数は、5,400点を超える。既刊の竹中家文書目録（その1）では、〔い〕土地・〔ろ〕貢租の全点と〔は〕村政の一部分、計848点（欠番や所在不明史料は除外）を収録した（以降、竹中家文書目録（その1）は、目録（その1）と表記）。今回の竹中家文書目録（その2）においては、〔は〕村政の一部分と〔に〕村経済の一部分の計639点（欠番や所在不明史料は除外）の史料を収録した。

この文書は、『岐阜大学教育学部 庶民史料目録（3）』（1968年）として目録が刊行されている。その時の整理の概要は、以下の通りである。

『岐阜大学教育学部 庶民史料目録（3）』 凡 例

1. 本目録には、岐阜大学教育学部郷土博物館にある、次の7種の文書が収録されている。（地名は現在）
竹 中 家 揖斐郡池田町八幡 購入（中略）
2. 各文書の整理には、江戸と明治の2時代に大別し、江戸時代はその文書の内容によつていくつかの項目を立て、同一項目内はほぼ年代順に配列し、関係文書は一括することにつとめた。その分類項目は各文書ごとに改めて凡例を記して示してある。
3. 明治のものは一括して大体年代順に配列し、文書には「明治」の印を押して江戸のものとは区別してある。（中略）
4. 書状など未整理分が、各文書とも相当数残されており、特に明治のものにはその家の私事にわたるものが多いので、それらはすべて整理されていない。

以上文書整理には、さきには史学研究室の岩田喜代子事務官の、のちには田中淳子事務員の協力をえたが、余暇をみてのこととて、本目録も十分な体裁をととのえていない。（日置弥三郎）

「池田郡八幡村 竹中家文書」 凡 例

1. 本文書は旧池田郡八幡村（幕府領で大垣藩領、ほかに若干の大垣藩領）の庄屋竹中家伝来のもので、戦後購入した。これを次の13項目を立てて整理した
〔い〕土 地 〔ろ〕貢 租 〔は〕村 政 〔に〕村 経 済
〔ほ〕戸 口 〔へ〕治水土木 〔と〕災害・救恤 〔ち〕交 通
〔り〕社寺・習俗 〔ぬ〕個人雑事 〔る〕金 融 〔お〕雑
〔明治〕明治時代文書
2. 書状など未整理分が多数残されているが、一応整理したものは約5,400点である。

概要に関しては、文部省史料館編『近世史料所在調査概要』（文部省史料館、1970）に収録されている。凡例に、「一、本書は、昭和二八年度以降同四一年度までに、当館より委嘱された地方調査員による近世史

料所在調査に関する報告の概要を編集したものである。」とあり、内容は以下の通りである。

文部省史料館編『近世史料所在調査概要』（文部省史料館、1970）

中 部 八四

（昭和三三—15）

所蔵者 岐阜県岐阜市長良町城ノ内 岐阜大学史学研究室購入（庄屋）

旧地名 美濃国池田郡八幡村（現岐阜県揖斐郡池田町八幡）（幕領 大部分大垣藩預所）（大垣藩 一部）

数 量 約七〇冊 約一〇〇〇通

年 代 元禄頃—幕末 主として江戸後期

内 容 旧八幡村庄屋竹中弥惣次家文書。年貢免状（元禄元以降）・勘定目録（寛保以降）・皆済目録（宝暦三以降）はじめ、主として後期の貢租・村入用・助郷（中山道垂井宿）・戸口・村法・寺社等に亘る村方一般史料で、特に金地谷粕川出水に係る水害・堤川除御普請及び池田井組の用水・水論関係、詫状・濟口証文等諸出入の調停文書が多く、また宝暦一〇、天明八、天保八—九年の公儀巡見使廻郷の際の一件書類が纏まっている。なお、八幡村のほか、東野・塩田村、池田野新田分の村方史料を含み郡中代勤役書類とも推測される。

竹中家文書は、1958年までには岐阜大学学芸学部（現、教育学部）史学研究室が購入し、1964年に岐阜大学長良キャンパス内（当時）に郷土博物館が建設・開館したため、博物館に収蔵された。「博物館記録」（『岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録（4）未報告諸資料・博物館関係資料目録』収録、史料番号：か-5）によると、1964年5月27日（水）～28日（木）に「主として史学科関係の所蔵品—考古発掘品、武具類、近世古文書（一部）を本館会議室、図書館などより移転」とある。

先にあげた『岐阜大学教育学部 庶民史料目録（3）』の刊行と前後して、竹中家文書は段ボール製文書箱に収納されたと思われる。後に一部の史料は、松田之利氏（当時、岐阜大学教養部）の整理により、ブリキ製の文書箱へ入れ替えられた。その後の大学移転に伴い、現在は柳戸キャンパス教育学部本館5階の郷土博物館収蔵室に保管されている。整理前の状態として、竹中家文書は、段ボール製文書箱14箱（内、書状などの未整理分は3箱あり）・ブリキ製文書箱6箱に収納されていた。

郷土博物館収蔵の八幡村竹中家文書の一部は、『新修大垣市史 史料編』（1968年）や『岐阜県史 史料編近世八』（1972年）、『池田町史 史料編』（1974年）、『大垣市史 資料編近世三』（2012年）などに収載されている。

すでに目録は刊行されているが、さらに広範な利用に寄与するため、目録整備と史料保存を目的として、2013年から再整理を開始した。史料の埃を1点ずつ落とし、中性紙仕様の文書封筒・文書箱への入れ替え作業を行っている途中である。今回の整理に当たり、史料番号は1968年刊行の目録の通りとしている。

現状記録

中性紙仕様の文書箱に入れ替える前は、段ボール製文書箱14箱（蓋55.6×45.0×10.7cm、身：54.2×44.2×12.0cm）、ブリキ製文書箱6箱（蓋55.6×45.0×10.7cm、身：54.2×44.2×12.0cm）に入れられていた。目録（その1）と本目録（その2）に収録した〔い〕土地・〔ろ〕貢租・〔は〕村政・〔に〕村経済の現状記録の詳細は、次頁の表の通りである。

目録（その1）と本目録（その2）の発行段階において所在不明の史料番号を以下に記す。ろ58・ろ234・ろ281・ろ448・は13・は22・は62・は68・は71・は81・は82・は88・は89・は93・は102・は105・は144・は163・は200・は217・は223・は230・は245・は279・は293・は301・は448・に11・に124～に133である。

また、欠番は、ろ244・ろ282～ろ300・は403・は494である。本目録（その2）刊行に伴う整理によって、目録（その1）で所在不明であった「は64」が確認できた。

箱（箱書・収納史料）	一括状態		
箱1（ブリキ製） 箱書「八幡村 竹中文書（一） （い）土地（ろ）貢租1～」 い1～43・ろ1～57・59～150	い1～43は袋一括	い21～22は袋一括	
	ろ1～30は封筒・ビニール紐一括	ろ19～27こより紐一括	
	ろ31～42・44～57・59～60は封筒・ビニール紐一括		
	ろ61～90は封筒・ビニール紐一括		
	ろ91～118は封筒・ビニール紐一括		
	ろ119・121～150は封筒・ビニール紐一括	ろ147・148はこより紐一括 ろ149・150はこより紐一括	
箱2（ブリキ製） 箱書「八幡村 竹中文書（二） （ろ）貢租151～458」 ろ151～233・235～243・245～ 280・301～447・449～458	ろ151～177は封筒・ビニール紐一括	ろ171～173はこより紐一括	
	ろ177～195はビニール紐一括		
	ろ196～208は封筒一括	ろ201・202は紐一括	
	ろ209～233・235～238はビニール紐一括		
	ろ239～243・245～260は封筒一括	ろ239・240はこより紐一括 ろ241～243はビニール紐一括 ろ246-1～250はビニール紐一括	
	ろ261～280は封筒・ビニール紐一括		
	ろ301～400はビニール紐一括		
	ろ401～410は封筒・ビニール紐一括		
	ろ411～418・420～425・427～438は封筒一括	ろ429～432は袋・こより紐一括	
	ろ439～447・449～458はビニール紐一括	ろ453～458はこより紐一括	
箱3（ブリキ製） 箱書「八幡村 竹中文書（三） 貢租（ろ）460～544 戸口（ほ） 1～284 災害（と）1～95」 ろ459～544、ほ1・3～39・41 ～53・55～121・123～230・232 ～235・237～251・254～256・ 258～276・278～281・283・ 284、と1～14・16～94	ろ459～479は封筒一括	ろ459～464はこより紐一括 ろ465～468はこより紐一括 ろ480～485はこより紐一括 ろ513～533はビニール紐一括 ろ534～540はビニール紐一括	
	ろ480～544は封筒一括		
	ほ1・3～30は封筒一括		
	ほ31～39・41～53・55～100は封筒一括	ほ32～34はこより紐一括 ほ35～39・41～53・55～64はこより紐一括 ほ65～75はこより紐一括 ほ76～100はこより紐一括	
	ほ101～121・123～200は封筒一括	ほ102～117はこより紐一括 ほ118～121はこより紐一括 ほ123～132はこより紐一括 ほ133～137はこより紐一括 ほ135～136はこより紐一括 ほ138～140はこより紐一括 ほ141～149はこより紐一括 ほ141～142はこより紐一括 ほ150～154はこより紐一括 ほ155～167はこより紐一括 ほ168～171はこより紐一括 ほ172～178はこより紐一括 ほ179～183はこより紐一括 ほ185～191はこより紐一括 ほ193～195はこより紐一括 ほ196～199はこより紐一括	
	ほ201～230・232～235・237～251・254～256・258～ 276・278～281・283～284は封筒一括	ほ201～211はこより紐一括 ほ212・213はこより紐一括 ほ214～216はこより紐一括 ほ217～220はこより紐一括 ほ221～230・232・233はこより紐一括 ほ234・235はこより紐一括 ほ237～241はこより紐一括 ほ242～244はこより紐一括 ほ247・248はこより紐一括 ほ262～265はこより紐一括 ほ266～276・278～281・283・284はビニール紐一括	
	と1～14・16～94はビニール紐一括	と61～77は紐一括 と83～94はこより紐一括	
	箱4（ブリキ製） 箱書「八幡村 竹中文書（四） 村政（は）1～124」 は1～12・14～21・23～61・ 63・65～67・69・70・72～80・ 83～87・90～92・94～101・ 103・104・106～122	は1～12・14～20は封筒一括。	は9～11はこより紐一括
		は21・23～30は封筒一括	は29-1・29-2はこより紐一括
		は31～47は紐一括	
		は48～60は封筒一括	
		は61・63・65～67・69・70・72～80・83～87・90は封 筒・ビニール紐一括	は69～70はビニール紐一括
		は91・92・94～99は封筒一括	は95～99はビニール紐一括 は95～99は袋一括
	は100・101・103・104・106～122は封筒・ビニール紐 一括		

箱 (箱書・収納史料)	一括状態	
箱5 (ダンボール製) 箱書「八幡村 竹中文書 (五) 村政 (は) 125～290」 は123～143・145～162・164～216・218～222・224～229・231～244・246～278・280～290	は123～137・139はビニール紐一括	は123～129は袋一括
	は138・140～143・145～162・164～171・203はビニール紐一括	は158・159はビニール紐一括
	は172～176・178～199・201はビニール紐一括	は174-1～-15は袋・こより紐一括
		は174-1～-12は包紙一括
		は174-13～-15はこより紐一括
	は202・204・206～209・211～216・219は紐一括	
	は218・220～222・224～229・231・232・237～242・246・247はビニール紐一括	は228-2～-8は袋 (は228-1) 一括
	は250～268・275～278・280～290はビニール紐一括	は241・242はこより紐一括
	は269～274は袋一括	は283・は283-1～-7はビニール紐一括
箱6 (ダンボール製) 箱書「八幡村 竹中文書 (六) 村政 (三) (は) 291～499止」 は291・292・294～300・302～402・404～447・449～493・495～503・は252・253	は291・292・294～300・302～307・309・447はビニール紐一括	
	は310～318・ぬ9はビニール紐一括	
	は319～324・328～339は袋一括	は321～322は重ね折一括
	は325～327・342・358～361・は252・253は袋一括	は325～327はビニール紐一括
		は358-1～-39はこより紐一括
		は358-40～-76はこより紐一括
		は359～361はこより紐一括
	は340・341・343～357はビニール紐一括	
	は362～367は袋一括	は367・367-1～-6はこより紐一括
	は368～376はビニール紐一括	
	は377～379はビニール紐一括	
	は380～383・385～399・409～412・417はビニール紐一括	
	は400・401・401・404～408・413～416・418～421・384・422・424はビニール紐一括	
	は425～は446・は308・449～451はビニール紐一括	は429・430はこより紐一括
		は439・440はこより紐一括
		は441～444はこより紐一括
		は449～451はこより紐一括
は452～457・476・458～461・466～470はビニール紐一括	は466～468はこより紐一括	
は463～465はビニール紐一括		
は471～474はビニール紐一括		
は475・477～493・495～502はビニール紐一括	は487-1～-13は袋・こより紐一括	
箱7 (ダンボール製) 箱書「八幡村 竹中文書 (七) 村経済 (全) (に) 1～161止」 に1～10・12～123・134～218・は64	に2～10・12～14・16・19～54はビニール紐一括	
	に56～81・83・82・84～86・99・87～98はビニール紐一括	に67～69は紐一括
	に100～123はビニール紐一括	に108～110は紙紐一括
	に55・134～151・154～157・159はビニール紐一括	
	に152・153・158・160～190・203～212はビニール紐一括	に178～190・203～212はこより紐一括
		に179～185はこより紐一括
		に186・187はこより紐一括
	に203～212はこより紐一括	

八幡村について

現在は、岐阜県揖斐郡池田町南東部、揖斐川右岸に位置する。杭瀬川と合流する東川・中川が南流し、中山道赤坂宿から分岐した谷汲巡礼街道が南北を通る。村名は、天正17年(1589)11月21日付豊臣秀吉の美濃国御蔵入目録にみえる。目録(その1)で、村の詳細が記された天保9年(1838)の村差出明細書上帳(は325)と、明治14年(1881)の「池田郡各村略誌」(岐阜県歴史資料館蔵)を収録した(抄録)。本解題では、18世紀の八幡村の詳細が確認できる宝暦10年(1760)3月の村明細差出帳(『池田町史 史料編』収載、275～283頁)を参考資料①として再録したので、解題末尾を参照されたい。

支配 天正17年(1589)11月21日の豊臣秀吉御蔵入所之目録に「一千式百式拾六石 八幡村」と見え、市橋下総守(長勝)に蔵入地の支配を委ねている(『岐阜県史 史料編近世二』)。文禄4年(1595)8月3日、太閤(豊臣秀吉)より大島光政に、美濃国池田郡八幡村のうち1,000石が加増、朱印が与えられた(『寛政重修諸家譜』)。慶長郷帳では、1,000石が旗本大島光政領、226石9斗が堀田図書(正高か)領と見える(『岐阜県史 史料編近世一』)。旗本大島光政領に関しては、慶長14年(1609)7月25日に領知状が発給されている(『岐阜県史 史料編近世二』)。「元和式年美濃国村高御領知改帳」では、旗本大島領に変化は無いが、226石9斗3合が幕府領となる(『岐阜県史 史料編近世一』)。この幕府領は、寛永12年(1635)に撰津国尼ヶ崎

から大垣城主に転封された戸田氏鉄に与えられた（『大垣藩地方雑記』）。寛永17年（1640）、旗本大島領は采地替えにより幕府領となり、以後、八幡村は幕府領（大垣藩預所も含む）と大垣藩領との相給地として幕末まで続いていく。幕府領（大垣藩預所も含む）の支配陣屋は、笠松（美濃）→信楽（近江）→笠松（美濃）→信楽（近江）→笠松（美濃）→本田（美濃）→笠松（美濃）→大津（近江）→土山（近江）→笠松（美濃）→大津（近江）→信楽（近江）→大垣藩預所（美濃）と変遷が著しい（目録（その1）8頁表参照）。美濃国の幕府領支配として、当然笠松陣屋が想定されるが、近江国の信楽・大津陣屋の支配期間も少なくなく、陣屋は固定化されていた訳ではなかった。各陣屋が支配していた村々がどこであったのか、美濃国の幕府領を検討していく上では、注意をはらう必要があると思われる。

竹中家文書の延享3年（1746）「信楽御支配村々本高覚」（い39）によると、美濃国内の信楽陣屋支配下の村高は1万5547石余もあった。確認できた村々は、以下の通りである。

延享3年（1746）信楽支配村々本高覚（い39）

郡名	村名	(現自治体)	村高	郡名	村名	(現自治体)	村高
不破郡	今須村	(関ヶ原町)	1885.49600	不破郡	久徳村	(大垣市)	716.01000
	野上村		355.02019		綾野村		2422.02000
	大滝村	232.61300	島村		549.58100		
	府中村	(垂井町)	461.64900		室原村	(養老町)	1049.05000
	綾戸村		309.76400		栗原村	(垂井町)	1829.02400
	青野村	(大垣市)	863.60400		大坪村	(養老町)	482.40100
	青墓村		674.45800		祖父江村		696.44100
池田郡	八幡村	(池田町)	1232.63800	飯積村	410.34000		
	東野村		300.42400	直江村	1076.51100		
合計			6315.66619	合計			9231.35800
総合計							15547.02419

※合計は計算すると合わない箇所はあるが、史料通りに表記した

文化元年以降、八幡村は幕末まで大垣藩預所であった。大垣藩預所支配下の村々も、幕府領と同じく固定していない。その変遷や支配の詳細は『岐阜県史 通史編近世上』（311～327頁）や、解題末尾の「大垣藩預所支配村々変遷」（参考資料⑨）を参照されたい。竹中家文書には、郡中組合のさまざまな規程をまとめた文政2年（1819）「三番組東西定書」（は56）が残されている（『新修大垣市史 史料編』578～584頁）。既に翻刻は紹介されているが、参考資料②として解題末尾に収録した。大垣藩預所の村々は、幕府領と同じく郡中組合（組合村）が組織され、各組に割元がおかれていた。組合は一番組から四番組までであるが、組数・呼称・所属村には年代によって異なる。解題末尾の「明治元年（1868）大垣藩預所組別村名」（参考資料⑩）も参照されたい。

石高 天正17年（1589）豊臣秀吉御蔵入所之目録に1226石とみえ、その後あまり変化は無かったが、延宝期の検地により、幕府領・大垣藩領とも石高は増加した。幕府領は、延宝5年（1677）に石原清左衛門（下笠陣屋）と杉田九郎兵衛（笠松陣屋）の検地により、237石3斗2升4合増え、1,237石3斗2升4合となった（い3）。大垣藩領に関しては、延宝6年（1678）の検地により44石2斗5升1合増加し、271石1斗5升4合となった（岐阜県歴史資料館所蔵、明治五年二月「池田郡八幡村明細帳」）。但し、幕府領は元禄14年（1701）に、八幡村にある4か寺（瑞泉寺境内1反5畝21歩・栄松寺境内3畝23歩・正円寺境内1反4畝16歩・徳通寺境内5畝1歩半）の境内地4石6斗8升6合が除地され、1,232石6斗3升8合となった。石高の変遷に

については、以下の表を参照されたい。

池田郡八幡村石高変遷

年代（西暦）	石高	史料	出典
天正17 (1589)	1226石 (豊臣秀吉蔵入地)	豊臣秀吉御蔵入所之目録	『岐阜県史 史料編近世二』
寛永4・5頃 (1627・1628)	1226石9斗 (1000石：大島光政領／226石9斗：堀田図書)	慶長郷帳	『岐阜県史 史料編近世一』
元和2 (1616)	1226石9斗3合 (1000石：大島光政領／226石9斗3合：幕府領)	元和貳年美濃国村高御領知改帳	『岐阜県史 史料編近世一』
正保2 (1645)	1226石9斗3合 (1000石：幕府領／226石9斗3合：大垣藩領)	正保郷帳	『岐阜県史 史料編近世一』
元禄14 (1701)	1464石2斗2升7合 (1237石3斗2升4合幕府領／226石9斗3合：大垣藩領)	元禄郷帳	『明治大学刑事博物館資料 第10集』
天保5 (1834)	1503石7斗9升2合 (1232石6斗3升8合：大垣藩預所／271石1斗5升4合：大垣藩領)	天保郷帳	『内閣文庫所蔵史籍叢刊 第55巻 天保郷帳 (一)』
明治4 (1871)	1503石7斗9升2合 (1232石6斗3升8合：大垣藩預所／271石1斗5升4合：大垣藩領)	美濃・飛騨両国郡村旧高及所轄沿革取調帳	『岐阜県史 史料編近世一』

竹中家について

竹中家は、寛永期に幕府領（大垣藩預所も含む）となった八幡村の庄屋を勤めた家である。文書の整理が途中のため、詳細に関しては今後の目録で記したい。竹中家の九代目竹中与惣治については、八幡村役場編『八幡村誌』（1922）に記述があり、解題末尾に参考資料③として収録した。

竹中家の九代目与惣治が出生した天明期、また活躍した天保期には、江戸幕府による巡見使の派遣があり、その関係史料が竹中家文書には多く残されている。巡見使は、江戸幕府による諸大名・旗本諸士や、幕領を管掌させた代官に対する監察体制の一つで、領地・知行地・支配地を具に視察し、各々の政要の実情を把握するために執られたものである。目録の表題には「御料所御巡見取計書・御国廻御巡見取計書」(は309)、「御領御巡見様御泊り諸事下積」(は313①)、「御国御巡見様御通行御旅宿諸入用郡中割賦帳」(は317) などとある。「御料所御巡見」「御領御巡見様」とは、幕領全域を監察した「国々御料所村々巡見」のことで、「御国廻御巡見」「御国御巡見様」とは、全国の私領・幕領を監察した「諸国巡見」のことである。参考資料として本解題末尾に、10代將軍徳川家治から11代將軍徳川家斉への代替わりに際して行われた天明8年（1788）の巡見使関係史料を収録したので参照されたい（参考資料④～⑧）。

本目録においても収録された多数の史料から、九代目与惣次が兼帯庄屋、または立入人・取喰人という立場で、村同士で発生した紛争解決や村政改革（村方の儉約）に関わっていたことが確認できる（『岐阜県史通史編近世上』1211～1213・1258～1268頁）。

目録について

竹中家文書は、現状において『岐阜大学教育学部 庶民史料目録（3）』の通りに配架されており、整理にあたってはその配列を踏襲した。竹中家文書目録（その1）では、〔い〕「土地」（い1～い43）・〔ろ〕「貢租」（ろ1～ろ544）の全てと、〔は〕「村政」の一部（は1～は237）までを収録した。本目録（その2）では、〔は〕「村政」の一部（は238～は503）と、〔に〕「村経済」の一部（に1～に173）を収録した。前目録では13項目（1頁参照）に分類されているが、同内容の史料が各項目に分けられている場合も散見される。そのため、〔い〕「土地」・〔ろ〕「貢租」・〔は〕「村政」・〔に〕「村経済」の概要については、今後の目録で詳述したい。

八幡村関連資料

- ・岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵の博物館第2収蔵室諸資料に、「池田郡八幡村早稲方絵図」などの八幡村関係絵図が残されていた（史料番号い-6-1～い-6-9-2・い-6-13・い-6-14・け1-1）。本目録の八幡村竹中家文書の一部であったものが、史料整理の過程で混入した可能性がある。
- ・立教大学図書館に、美濃国池田郡八幡村竹中家文書が所蔵されている。この史料目録は、立教大学図書館のホームページ（地方古文書総目録）から確認することが可能である（2016年2月現在）。点数は多くは無いが、伊能忠敬の測量通行に関する史料が主なものである。
- ・岐阜県歴史資料館所蔵の「明治期岐阜県庁事務文書」中に、天保9年（1838）・明治5年（1872）の八幡村明細帳や、明治14年（1881）の各村略誌などが収められている。

参考文献・参考資料

- ・『池田町史 史料編』1974、『池田町史 通史編』1978
- ・『岐阜県史 史料編近世一』1965、『岐阜県史 史料編近世二』1966、『岐阜県史 史料編近世八』1972
- ・『岐阜県史 通史編近世上』1968、『岐阜県史 通史編近世下』1972
- ・『新修大垣市史 史料編』1968、『新修大垣市史 通史編一』1968
- ・細川道夫「近世美濃国預所について」（『岐阜工業高等専門学校紀要』2、1967）

参考資料① 宝暦10年（1760）3月「濃州池田郡八幡村差出帳」

【解説】『池田町史 史料編』（1974年、275～283頁）所収。宝暦10年3月、代官石原清左衛門（大津陣屋）に提出した村の概要を記した帳面。目録（その1）に収録した天保9年（1838）の村明細帳や、明治14年（1881）の村略誌などと比べていくと、村の移り変わりが確認できると思われる（現史料未見のため、丸括弧で適宜補訂した箇所もある）。

（表紙）

「 宝暦十年

濃州池田郡八幡村差出帳

辰三月 ）」

大津御役所へ差上候帳面之下帳村控也、御支配替之節には、右帳面御役所より御附送り被成下相済来候

延宝五丁巳年 石原清左衛門様 御検地 美濃國池田郡
杉田九郎兵衛様 八幡村

御検地高辻千二百三十七石三斗二升四合

内 高千石 先本高
高二百三十七石三斗二升四合 御検地出高

内

高四石六斗八升六合 八幡村四ヶ寺境内御除地

此反別屋敷三反九畝一步半

是は元禄十四巳年より御除地に被為成下候

残

高千二百三十二石六斗三升八合 八幡村高辻

此反別百町四反三畝二十二歩

内

高三十八石二斗九合 諸引

此反別二町九反六畝二十四歩

高二石六斗四升九合 諸引之内木立起返

此反別二反二畝十八歩

是は去ル丑年御改田畑起返に難成に付、御吟味之上木立起返に相成御米七升九合宛上納仕候

残高千百九十一石七斗八升

此反別九十七丁二反四畝十歩

此訳

田高九百七十五石一斗三升九合

此反別七十六丁六畝四歩 内 十六町程 麦蒔申候
六十町六畝歩余 水田

畑高二百十六石六斗四升一合

此反別二十一町一反八畝六歩

一 定米四百二十四石八斗五升三合

右者当村御年貢米去寛延二巳年ヨク宝暦八寅年迄十ヶ年平均但村高に三ツ四分四厘六毛余

一 米十二石七斗四升五合六勺

是は右御米巳年より寅年迄十ヶ年平均如此御座候

一 土地 村東黒真土 村南黒砂真土
村西石砂土 村北細石砂土

一 山高ハ 無御座候

一 新田畑ハ無御座候

一 田畑諸作稲毛 早稲十九町五反程但京早稲・梅谷早稲植付申候中稲六町程但弥六白葉世次こぼれ植付申候、晩稲四十四
丁但小みの・古川・そうろ植付申候

一 畑諸作 夏作はひゑ・大豆・小豆・唐きび・木綿・小角豆・茄子作り申候
冬作は大麥・小麦・なたね作申候

一 粉種田一反に付早稲は三升二合程

中稲は二升五合程

晩稲は一升八合程

但八十八夜過二三日之内に水へ入、五月中迄三十二三日かけ粉上ヶ蒔申候

一 田方植付は五月中前後十七人日之内に植付申候

併当村には水付田地早損田地御座候には、年々中過二十日の間も植申候

一 田畑麦・小麦・なたね蒔付は秋土用に入二十日三十日之内蒔付申候

但麦種一反に付四升程蒔申候

一 田方こやし麦田一反に付、金式分三匁程つたね粕買入申候並山草近村藤代村・片山村と申所ころ十五駄程つつ相調申
候、右草馬屋へ入こゑに仕候、手作之草と入交用申候、桶こゑも仕候山草一駄に付、百式拾四文つつに買取道二十町程
馬に付寄申候、水田方は畔草をかり入外にはひこゑを五六俵或は十俵も入申候、はひ一俵に付、百式拾文つつ余村にて
買申候、右之外ため土を仕、春中に馬に付入置下こゑに仕候、麦作にはたねかす一反に付、式拾分程つつ買調入申候

一 畑方こやし木綿には一反に付、式歩程つつ種粕相調入申候外に桶こゑ第一に仕候、はひ四俵程つつ入申候、ひゑ・唐き
び・小角豆・茄子・麦・小麦・なたね類には一反に付、壺分程つつたねかす調入申候、灰桶こゑも仕候、大豆・小豆に
ははひ二俵程つつ入、外桶こゑ用申候

田畑両作こゑ代メ百七拾兩程宛入申候

一 当村田方十三町歩余水吹出、植付不成場所御座候

一 当村旱損田所村西口十三町程御座候、用水無御座上村之余水にて植付仕候得は、年により悉日損仕候

一 当村田所用水掛井堰一ヶ所

是は落合川井と申候毎年人足二百五十人程村役に仕候、石籠竹筵笹付竹土俵等入申候

一 同 一ヶ所

是は堂寸井と申候、毎年人足百五十人程杭木土俵筵等笹付竹入用村役に仕候

一 同 一ヶ所

是は宮内御戸井と申候、毎年人足二百人程杭木竹代筵代土俵等村役に仕候

一 同 一ヶ所

是は清水井と申候、一色村分之内に井溝在之候、人足毎年百四十人程石籠竹土俵等村役に仕候

一 同 一ヶ所

是は五反田井と申候、毎年人足七十人程土俵古俵古筵諸入用村役に仕来候

一 同 一ヶ所

是は粕川通村東と申所に御座候、毎年人足五十人程土俵竹代村役仕候

一 同 一ヶ所 (所カ)

是は粕川通片山村分之内に堰仕候、井溝通片山村・正夫池村・青柳村之内に御座候、人足年々百二十人程つつ諸入用村役仕候

粕川通 深町井溝口

一 樋一ヶ所長二間、高一尺八寸、幅三尺五寸

是は往古御入用を以、御普請仕候由申伝候得共、近年大破仕候

同断 滝岸

一 塚樋一ヶ所長四間半 高一尺、幅一尺

是は往古御入用を以御普請仕候由申伝候

同断 村東

一 同 一ヶ所長四間 高五寸、幅六寸

是は往古村役に仕候、尤用水懸り之由所高割仕候

江渡裏悪水落粕川埋樋伏越

一 同 一ヶ所長十二間 高四寸、幅五寸

右同断

当村枝郷下村西

一 堤川除御普請所御座候

御堤長五百九十六間半 粕川通両側金地谷共

内 是は御料所分

内長六十七間半 金地谷川通山之谷落にて石砂籠出し砂留三ヶ所御座候

是は 御料所 立会
大垣御領

是は毎年御入用を以御普請も仰付候、村役に繕申候節は、水下枝郷下村西江渡両郷村役に相繕申候

村西順礼道筋

一 板橋三ヶ所 内 一ヶ所 長八間 幅二尺
一ヶ所 長三間 幅二尺
一ヶ所 長三間 幅二尺

右三ヶ所共村役にかけて申候

わくの川作場道筋

- 一 同 一ヶ所 長七間、幅四尺
是は村役にかけ申候

ゑびの川場道筋

- 一 同 一ヶ所 長五間、幅二尺
右同断

同所作場道筋

- 一 同 一ヶ所 長二間半、幅二尺
右同断

同所作場道筋

- 一 同 一ヶ所 長六間、巾二尺
右同断

布戸川作場道筋

- 一 同 一ヶ所 長四間、幅二尺
右同断

官（宮）内江戸作場道筋

- 一 同 一ヶ所 長六間、幅二尺
右同断

落合川作場道

- 一 同 一ヶ所 長七間、幅二尺
右同断

松戸村作場道筋

- 一 同 一ヶ所 長十二間、幅四尺
右同断

- 一 宮 一ヶ所 村中惣本社八幡宮御社 高一丈二尺、横八尺
祭礼八月十五日

- 一 鳥居拝殿右境内に御座候

但十四日十五日前により、庄屋・年寄・頭分上下着帯刀にて神前に罷出、神酒御供相備へ百八灯氏子頭分・中分・下分共罷出村役人差図を請、執行仕来候、右両日湯立山子共踊・角力・花火等於境内仕来候、入用之儀、氏子集候上、不足之分村惣社故高割に仕候

- 一 弥陀堂一ヶ所 長二間、幅九尺 右境内に御座候
右御宮境内四反三畝十歩 前々より御除地

右御宮御修覆等村役人立会仕来候、御境内番守徳蔵と申百姓一人村役人より付置候

- 一 宮一ヶ所 本社八幡神社 高九尺八寸、幅七尺
祭礼八月十五日

- 一 鳥居拝殿右境内に御座候 宮守無御座候

右御宮境内一反二畝歩 前々より御除地

外

八幡宮馬場 長四十八間、幅二間御座候

- 一 宮 一ヶ所 本社八幡宮御社 高一丈一尺、横七尺、長八尺

祭礼八月十五日

右御社先達注進申上候通正月十五日焼失仕候

- 一 薬師堂一ヶ所、高八尺、長二間、横九尺右境内に御座候

右堂先達御注進申上候通正月十四日焼失仕候

- 一 鳥居拝殿右境内に御座候

右同断焼失仕候

右御官（宮）境内三反六畝歩前々より御除地

右二ヶ所氏神祭礼毎年花火・百八灯仕候故、入用金年口式兩程宛御座候得共、氏子共之集仕候間、高割無御座候、御修覆等村役人立会仕来候、尤祭礼之際毎年庄屋方へ相届差図諸執行仕来候

- 一 神明御社一ヶ所 高七尺、横六尺、鳥居拝宮守無御座候

右境内三畝歩 前々より御除地にて御座候

- 一 八幡宮へ廻国行者納経之儀前々より与三次方へ請取之奉納仕候

- 一 森二ヶ所 西宮神 社は無御座候

- 一 地藏堂一ヶ所 高七尺三寸、幅一間四方 村西順礼道筋に御座候

- 一 当村先永荒場竹木運上永四拾七文四分宛上納仕候

- 一 当村に御料大垣御領入会野川原空地御座候

- 一 寺一ヶ所 禪宗瑞泉寺境内一反五畝二十一步御除地

但開基は悟溪和尚にて御座候

- 一 同一ヶ所 禪宗栄松寺境内三畝二十三歩御除地

但開基は悟溪和尚にて御座候

- 一 同一ヶ所 東本願寺宗徳通寺境内五畝一步半御除地

但開基は教弥坊にて御座候

- 一 同一ヶ所 西本願寺宗正円寺境内一段四畝十六歩御除地

但開基は西正坊にて御座候

- 一 森二ヶ所 いもちの宮社は無御座候

是は村東村西二ヶ所に御座候

- 一 村中宮地之分村役人支配仕来候

- 一 御高札場一ヶ所 但瓦葺四方大竹垣

- 一 郷蔵 一ヶ所 但横二間三尺、長七間 本村に御座候

右地下米三斗五升高割に仕候

- 一 同 一ヶ所 但横二間、長三間 枝郷下村に御座候

右同断一斗五升高割に仕候

右二ヶ所御蔵に御初御米共内改仕寄置、其上御役人様御改中札入御下知次第に川下げ仕、当村より久瀬川筋丈六道迄馬にて附出、川舟にて桑名迄下り申候、当村より丈六道迄道法一里、但御米一俵に付銭拾五文つゝ馬賃遣申候、丈六道より桑名迄舟道十三里運賃御米十石に付六百七拾文つつ懸り申候五里の分は百姓役に仕、五里外は運賃米御公儀様より被下置候

- 一 当村枝郷二ヶ村御座候本村より 枝郷下村は道法六町
枝郷西江渡は道法八町

- 一 竹木御林は無御座候

- 一 田畑見取高は無御座候

- 一 薪取場無御座候

- 一 草刈場無御座候
- 一 炭焼・塩焼無御座候
- 一 溜池無御座候
- 一 笥無御座候
- 一 御入用之橋無御座候
- 一 海川並船無御座候
- 一 御陣屋並牢屋無御座候
- 一 山川献上物無御座候
- 一 切支丹並類族之者無御座候
- 一 当村御伝馬宿役無御座候に付宿拝借類無御座候
- 一 当村は何宿へも助人馬出し不申候
- 一 当村酒造候者無御座候
- 一 当村浪人無御座候
- 一 当村紙すき候者無御座候
- 一 当村市場は無御座候
- 一 当村獵師無御座候
- 一 闕所田地取上田地無御座候
- 一 御追放者当村に指置不申候
- 一 板材木仕出し不申候
- 一 屋弥萱場無御座候
- 一 魚鳥運上無御座候
- 一 馬医無御座候
- 一 杣取並左完（官）無御座候
- 一 芸能勝れ候者并弁水練早道力量之者無御座候
- 一 座頭一人御座候
- 一 農具鍛冶三人御座候
- 一 百姓居屋敷里方故藪少つつ御座候、藪御年貢は上納不仕候
- 一 紺屋二人御座候
- 一 刀・脇指鍛冶古来より無御座候
- 一 多長吏無御座候
- 一 猿廻シ無御座候
- 一 多一人御座候
 - 右居下米一斗二升一合高割に仕候
- 一 山伏・行人・鐘たたき・神子無御座候
- 一 当村座敷三間相持候百姓家無御座候
- 一 家一軒 本村庄屋
- 此座敷六畳敷二間御座候 与 惣 治
- 一 家一軒 本村年寄
- 此座敷六畳御座候 茂 右 衛 門
- 一 家一軒 枝郷西江渡

此座敷八畳御座候 直三郎

一 家一軒 枝郷下村

此座敷六畳御座候 庄兵衛

一 男女かせぎ者男女共冬春作之門には延織申候

一 当村百姓薪取場無御座候故作之からを用不足之分一ヶ年に金七拾兩程つゝ余村にて相調申候

一 古城跡惣て名高屋敷跡無御座候

一 当村は何方へも商人荷物通道も無御座候

繁昌之道筋も無御座候故駄賃取少も無御座候

一 村西に谷汲山へ通候順礼道御座候

戸田采女正様御領分

一 当村分郷御座候 高二百七十一石一斗五升四合

田畑所々に入組御座候

一 当村高持百姓九十七軒御座候内古来より頭分・中分・下分之訳御座候

一 当村水呑百姓八十二軒御座候内古来より頭分・中分・下分之訳御座候

右人数合五百九十二人内 二百六十人 男
三百六十六人 女
十五人 僧尼
一人 座頭

一 牛は無御座候

一 村東に川筋二川御座候内 一筋はわくの川
一筋はゑびの川

右川筋五反田と申所かさにて落合申候

一 当村氏神三所御座候

右灯明米三斗高割に仕候

一 当村本村に庄屋一人御座候

右本村一切支配仕候役米七石七斗一升高割に仕出候

一 同村に年寄一人御座候

右同断役米一石高に仕出候

一 同村定夫二人御座候

役米二石一斗六升高割に仕出候

一 当村枝郷下村庄屋一人御座候

右枝郷下村一郷一切支配仕候役米二石高割に仕出候

一 同村に年寄一人御座候

右同断役米一石高割に仕出候

一 同村小夫一人御座候

役米四斗高割に仕出候

一 当村枝郷西江渡に庄屋一人御座候

右枝郷西江渡一郷一切支配仕候役米一石五斗高割に仕出候

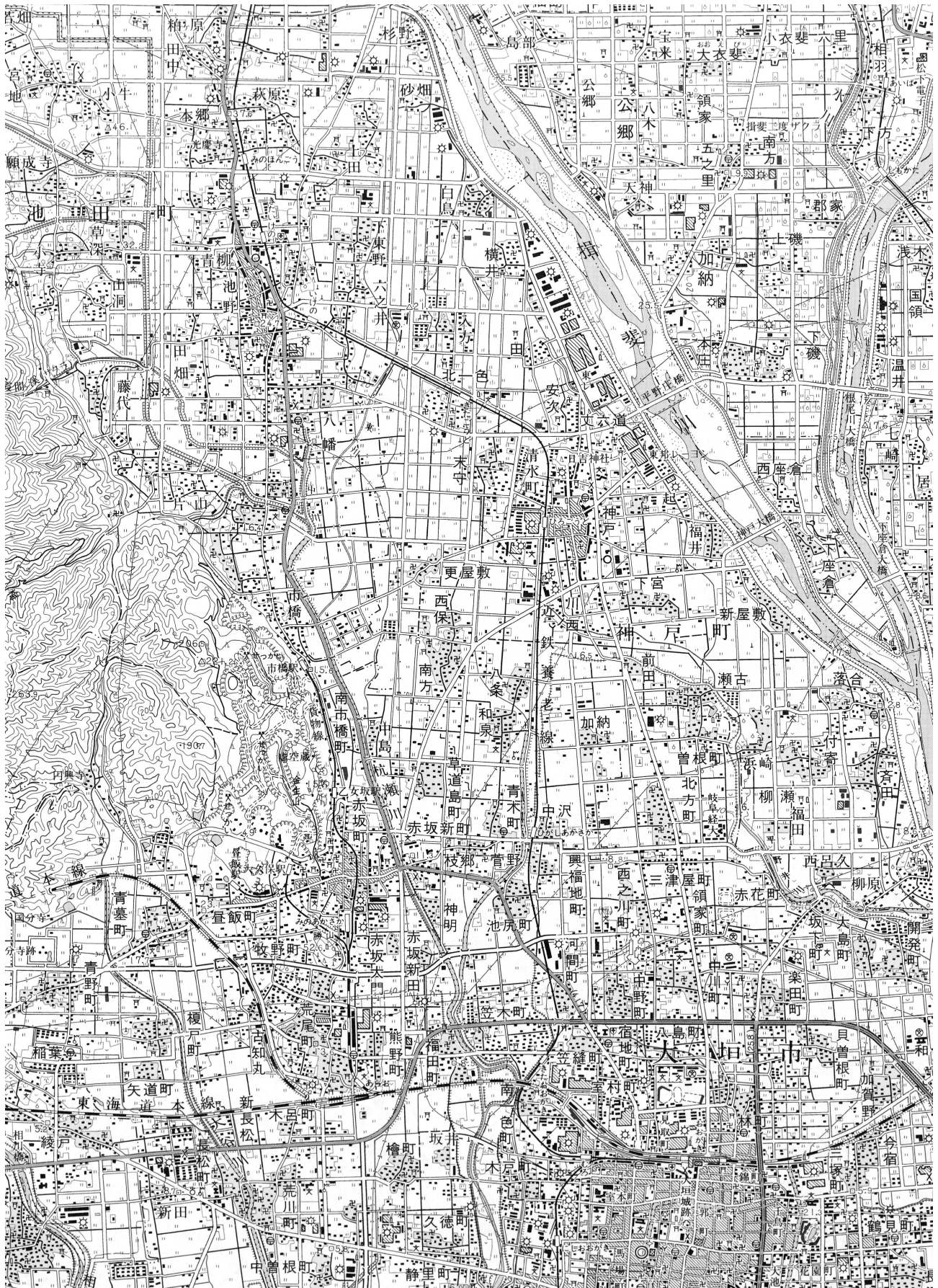
一 同村に小夫一人御座候

役米三斗高割に仕出候

一 御米升取二人御座候

役米二斗六升高割に仕出候

一 当村困窮に付、御願申上御役所より金子拝借仕候



国土地理院発行の5万分の1地形図（大垣）平成7年修正・平成8年発行

*八幡村は揖斐川右岸に位置し、大垣からみて北西にあたる。

- 一 当村惣百姓困窮仕候に付、例年他借金仕り証文に御裏印奉願上候
- 一 屋敷三畝歩より一反歩一反二三畝歩迄御座候
- 一 庄屋年寄村中にて家役掛り人足等除申候
- 一 往還道木曾海道筋北方村と申所に長四十五間余之所掃除場御座候人足賃諸入用御料所御私領立会割賦仕候
- 一 小熊村御舟橋御かけ被遊候節は、人足差出申候、御舟橋蔵屋弥替入用有之候年は請人（入）用割合出申候
- 一 市場は近村神戸と申所に御座候、当村より道法三十町程
 - 市日は毎月 四日 七日 十日 十四日 十七日
廿日 廿四日 廿七日 晦日に立申候
- 一 市場は伊尾と申所に御座候、当村より道法二里程御座候舟越御座候
 - 東戸田采女正様御領分一色村地境迄五町余
 - 東戸田采女正様御領分青柳村地境迄六町余
- 一 当村より南戸田采女正様御領分片山村地境迄九丁
 - 北加藤平内様御知行所六之井村地境迄三丁
 - 東野村へ十二町
- 一 当村近郷嶋村へ一里十町但シ舟越御座候
 - 青墓村へ一里八町
- 一 当村より笠松御役所へ 六里
- 一 当村より本田御役所へ 二里半
- 一 当村より江戸へ 東海道百里、木曾海道百十里
- 一 当村より京都へ 二十八里
- 一 当村より大阪（坂）へ 四十里半
- 一 当村より堺へ 四十四里
- 一 当村より尾張名古屋へ 十二里
- 一 当村より赤坂宿へ 一里六丁
- 一 当村より垂井宿へ 二里半
- 一 当村より関ヶ原宿へ 四里
- 一 当村より今須宿へ 五里
- 一 当村より江州信楽御役所へ 三十里
- 一 当村より関町へ 十里半
- 一 当村より竹ヶ鼻へ 六里
- 一 当村より加納へ 六里
- 一 当村より大垣へ 二里半
- 一 当村より福東へ 四里半
- 一 当村より芝原北方へ 三里
- 一 当村より岩村へ 二十里
- 一 当村より郡上八幡へ 二十里半
- 一 当村より苗木へ 二十二里
- 一 当村より多良御役所へ 五里半
- 一 当村より江州大津御役所へ 二十四里半

右之通此度御改良為遊候に付、近年の格式を以、田畑作物種物蒔付収納書上申候、村方之様子古来より有来候趣、委細書面之通相違無御座候、此外小物成等不及申上に所々様子申上儀無御座候、若隠置申候は、何分之越度にも可被仰付

候為後日、仍而如件

宝暦十年
辰三月

池田郡八幡村本村

庄屋 与惣治[㊟]
年寄 茂右衛門[㊟]
百姓代 新五兵衛[㊟]
同断 源太郎[㊟]
同断 喜藤治[㊟]
同断 吉右衛門[㊟]
同断 忠兵衛[㊟]
同断 領助[㊟]
同断 喜太郎[㊟]

同村枝郷下村

庄屋 庄兵衛[㊟]
年寄 八右衛門[㊟]
百姓代 甚之衛門[㊟]
同断 園七[㊟]
同断 藤兵衛[㊟]

同村枝郷西江渡

庄屋 直三郎[㊟]
百姓代 弥平治[㊟]
同断 兵十郎[㊟]
同断 藤四郎[㊟]
同断 加平治[㊟]

石原清左衛門様
御役所

参考資料② 竹中家文書 文政2年(1819)9月「三番組東西定書」(は56)

【解説】(『新修大垣市史 史料編』(1968年、578~584頁)所収。この定書は、惣郡割元が大垣で大垣藩預所による質素儉約の求めに応じて定めた規定書に対する三番組東西両村の取極書である。八幡村が属する三番組の東西両村々は、垂井宿で寄り合い規定書の趣旨を確認し、さらに諸入用の割賦方法や割元の順番、江戸廻米納庄屋の順番などをとりきめた。

(表紙)

「 文政二年
三番組東西定書
□(卯)九月改之

八幡村

与惣次扣 』

前々より郡中組合定書も有之、猶又、於大垣惣郡割元集会之節、古形仕来等も有之候得共、近來年増ニ雜費相高村々難

渋之趣被為及御聞、今般割元共御召出、近年米価下落にて、高持百姓一同難渋之時節ニ付、万端諸失墜無之様、質素儉約を第一ニ仕、是迄割元取計之義も、不宜仕来等有之候ハ、相改諸事入用等相減、村々難儀ニ不相成様一同可申語（談）旨、御書付を以被仰渡候、依□（之）、惣郡割元、於大垣致集会、相語（談）之上割元取計方多分相改、規定書之趣相認、猶又、当組合村々、於垂井宿出会相語（談）之上、取極メ候条々、左之通

- 一 於垂井宿、春中当兩組初寄会之義、大垣御預中は差止メ、当組東西八月中勘定ト相兼可申事
- 一 是迄郡中八月勘定之義、兩組割元并外五六人立会、当組拾三ヶ村惣割ニ不相成、貳ヶ村・三ヶ村・五ヶ村・七ヶ村限ニ致割合候物迄、八月勘定え持出シ候ニ付、勘定中多日ニ罷成、雜費相嵩候ニ付、以来拾三ヶ村惣割ニ不相成分は、割元え不抱、其度毎ニ引請村より割合いたし、其時々取立可申候、八月郡中勘定之義は、拾三ヶ村惣割ニ可相成分計り寄合、当日以前、村々より兩割元え書付取集置、集会初日より取掛り、翌日勘定相仕立可申事
- 一 大垣郷宿割元下用雜用之義、十月勘定之分は不殘高割、六月勘定之節、右下用諸雜用之義、四分通御廻米割、六分通高割ニいたし、元帳面差添相廻シ、取立之可申事

附り、右割賦帳之義、一冊ニ相仕立、当郡中八月勘定寄会之節、右帳面ニ大垣勘定元帳并下用帳、其外書付相添差出勘定面其筆毎ニ書付帳面引合、算入致納得候上にて、東西帳面ニ立会、印形相調可申候、尤当組参会は勿論、其外臨時寄会之節も、正四ツ時ニ不殘相揃、無他事用向而已致專一可申事

- 一 半平方下用 本飯銀八分宛
茶漬銀四分宛
但 当組合之義は、是迄之通頭割之事
- 一 初寄合之節、半平え祝義金貳百疋 下女式人え貳百文宛
料理人え貳百文
但 高割之事
- 一 右之時、茶代金百疋、頭割にて可遣事
- 一 東西惣寄会并臨時共、惣集會肴代、壹日金貳歩限之事
- 一 同断茶代金百疋、頭割之事
- 一 同断酒代之義は、通面之通、勘定え差入可申事
- 一 宗門請判諸入用割賦之義は、前書極之通引請、垂井村にて、致割賦可申事

附り、半平方茶代金、百疋并肴代之義、金壹兩限り

但 二日分、尤頭割之事

- 一 割元給銀は、是迄之通之事
- 一 割元大垣出勤小遣ひ之義、是迄之通、老人一日銀壹匁三分宛可遣事
- 一 郡中用ニ付、垂井寄、老人一日銀壹匁宛可遣事
- 一 少人数ニても、当郡中用ニ付寄会候節、半平方茶代之義は、見計ニ可遣事
- 一 桑名御廻米、其外御用ニ付罷越候節、信楽行同様、庄屋壹日銀四匁、持夫壹日三匁五分宛、可相渡事
- 一 笠松にて、御四分一統寄会等有之節も、信楽行路用同様之事
但 右之筋、笠松会所にて、御四分惣代酒肴等取賄割合有之候ハ、此分は郡中より出シ可申候、尤銘々郷宿にて、酒肴等給候分は、自分賄之事
- 一 笠松遠所金、人馬賃、其外万事御注進、惣代にて、庄屋老人持夫無之、壹夜泊リニ罷出候節は、銀七匁五分、三日振之節は、右日限割合之事
但 持夫直連れ候ハ、持夫は壹日三匁ト相定、半分は村持之事
- 一 割元取替金、閏月有之候節、利盛月数半年以上ニ相成節は、閏月利足相除、半年以下之節は、閏月之分も利足相掛可申事

- 一 御検見尻抱 (朱書)「百八拾匁」
壹泊銀百三拾五匁内拾五匁 郡中宿尻抱
壹昼銀六拾匁 (朱書)「小弁当三拾匁」

- 一 生立御見分尻抱 (朱書)「三拾匁」
 壹泊銀貳拾匁
 壹昼銀拾匁 (朱書)「貳匁」
 (朱書)「五匁」
- 但 四分通村割 但御昼計之節ハ貳拾匁
 六分通高割 (朱書)「御昼計ハ貳拾匁」

- 一 貯夫食御役人様尻抱 (朱書)「四十五匁」
 壹泊拾匁
 壹昼五匁
- 但 四分通村割
 六分通高割

- 一 御検見人足尻抱 壹里壹人 銀三分貳厘宛
 人足貳拾八人

(朱書)「東野より野上迄長持兩掛送り人足壹人壹匁八リツ、 四□之積
 府中より赤坂迄迎人足壹人四分八リツ、 壹□半積 』

- 一 所々人足貸定 壹丁ニ付銀壹厘五毛宛
 但 □里以上之分は、壹里ニ付、銀四分の割合を以勘定可致事
- 一 右同断割元ニおゐて、遠方之人足支度、壹飯ニ付、銀四分宛
 (朱書)「 但 米相場 □□□内ハ壹分増 合五分
 □□内ハ三分増 合七分 』

御役所より御書付を以被仰出候写

- 一 近年諸作出来方は相応ニ候得共、米直段下直ニて、高持百姓共致困窮、村々諸入用等相嵩、及難渋候趣相聞え候、然ル
 処郡中割元入用等、米ニて積立候得は、多分之石数ニ□成、村々難渋之筋は、割元共油断は無之趣、相聞候得共、若心
 得違イ、何事も郡中一統之義ニ付而は、寄合申談候節、何トなく気も相緩ミ、万端談方彼是手間取候義も有之哉ニ候間、
 寄合申談之節、第一儉約質素ニ取計、早行相決候様可致候、且先年も申渡候通、用向相済候て、郷宿ニ逗留致間敷、総
 而、是迄割元取計之義ニ付、不宜仕来も有之候ハ、相改、諸事入用等之義、相減候様心を懸、村々難渋不相成候様、一
 同可申談候事

卯九月

御預役所

追加本文、米直段下直ニて、高持百姓共致困窮、村々諸入用等相嵩、及難渋候趣は、村々一統之義ニ候間、割元共え申
 渡候趣、村役人共も銘々相心得、村方諸入用等之義、心を附精々相減候様取計可申、此段、割元共より村々え可申達候
 事

右之通、被仰渡候ニ付、取締左之通

定

- 一 郡中村々、御役所え罷出候節、御用相済次第、早々致帰村、無益之逗留致間鋪事
 - 一 郷宿支度之義、壹飯ニ付、本膳本銀九分宛、茶積本銀四分五厘宛相定有之上、別段雜費不相払候様可致事
 - 一 惣割元出會之儀、月番より申触候節、定日四ツ時までニ可致出勤、若差支有之候ハ、代人差出可申候、尤万端談方之
 儀は会所相立置、右場所え致出勤、相談治定致候迄、外用ニ不携取極可申候、且、夏冬両度勘定之節は、一同平野屋方え
 止宿いたし、朝四ツ時より七ツ時迄、会所え相詰、早行勘定相仕立可申事
 - 一 臨時寄合義は、何れ之郷宿ニ致止宿候共、諸入用之義は、仕来之通、惣郡高割ニ可致事
 附り 定式金納之儀は、割元銘々勝手次第ニ相納
 下用雜用共、其組割ニ可致事
 - 一 諸奉加無心等之義は、割元え申入有之候共、以来一切及断候事
- 右は、近年米直段下直ニて、米ニ積立候ては、村々諸入用等相嵩及難渋候趣達御聞ニ、質素儉約第一ニ心懸可申候、割元共

被召出、御書付を以被仰渡候ニ付、今般、右取極之趣、御役所えも奉申上置候上は、以来心得違無之様、取計可申候事

文政二卯九月

惣郡割元

内輪取極之事

一 惣郡割元、夏冬両度寄合引分勘定之節、下用代之義、壹飯本銀九分、茶漬本銀四分五厘之外、雑用は一切割入不申候ニ付、右両度之分勘定中、壹人前金壹歩宛、酒・肴・菓子・多葉粉・鼻紙・髪結・按摩・はきもの料として、割合え差加相渡候上は、銘々手賄ニ可致事

一 臨時寄合之節は、雑用料として一日ニ付、壹人前銀貳匁五分宛、可相渡筈取極候上は、前段同様、相心得可申事
右之通、相談之上取極申候上は、自今以後、無違失相守、諸事儉約第一ニ心懸可申候事

一 三番組、永久高刻之度毎、相用イ候村々高辻、左之通

高千五百四拾八石五斗九升六合	今	須	村
高四百石七斗六升	松	尾	村
高五百拾六石九斗四升七合	野	上	村
高四百拾三石四斗六升	府	中	村
高千百四拾壹石九斗三升七合	宮	代	村
高八百六拾八石四斗九升貳合	青	野	村
高七百四石九斗八升	垂	井	村
高六百七拾四石五斗七升	青	墓	村
高貳百三拾貳石六斗壹升三合	大	滝	村
高五百四拾九石五斗八升壹合	嶋		村
高三千四百壹石八斗三升四合	表	佐	村
高千貳百三拾貳石六斗三升八合	八	幡	村
高三百石四斗貳升四合	東	野	村

ノ 壹万千九百八拾六石八斗三升貳合

内

五千五百九拾五石壹斗七升貳合	西		粗
六千三百九拾壹石六斗六升	東		粗

三番西組割元年番当り勤順之事

但 高割を以相定候事

一 壹ヶ年九分四厘六毛	今	須	村
一 五分	松	尾	村
一 六分五厘	野	上	村
一 八分八厘五毛	垂	井	村
一 五分貳厘	府	中	村
一 壹ヶ年四分三厘	宮	代	村
一 壹ヶ年六厘六毛	青	野	村

ノ
一 文政二 卯 年 今 須 村

一 辰 年	宮 代 村
一 巳 年	青 野 村
一 午 年	垂 井 村
一 未 年	今 須 村
一 申 年	野 上 村
一 酉 年	府 中 村
一 戌 年	今 須 村
一 亥 年	宮 代 村
一 子 年	青 野 村
一 丑 年	垂 井 村
一 寅 年	今 須 村
一 卯 年	松 尾 村
一 辰 年	宮 代 村

メ 右にて一順相済

三番東組割元順番覚

文化十四 一 丑 年	表 佐 村
文改元 一 寅 年	嶋 村
一 卯 年	表 佐 村
一 辰 年	東 野 村
一 巳 年	表 佐 村
一 午 年	八 幡 村
一 未 年	表 佐 村
一 申 年	大 滝 村
一 酉 年	表 佐 村
一 戌 年	青 墓 村
一 亥 年	表 佐 村
一 子 年	八 幡 村

御廻米江戸納庄屋郡中順番之覚

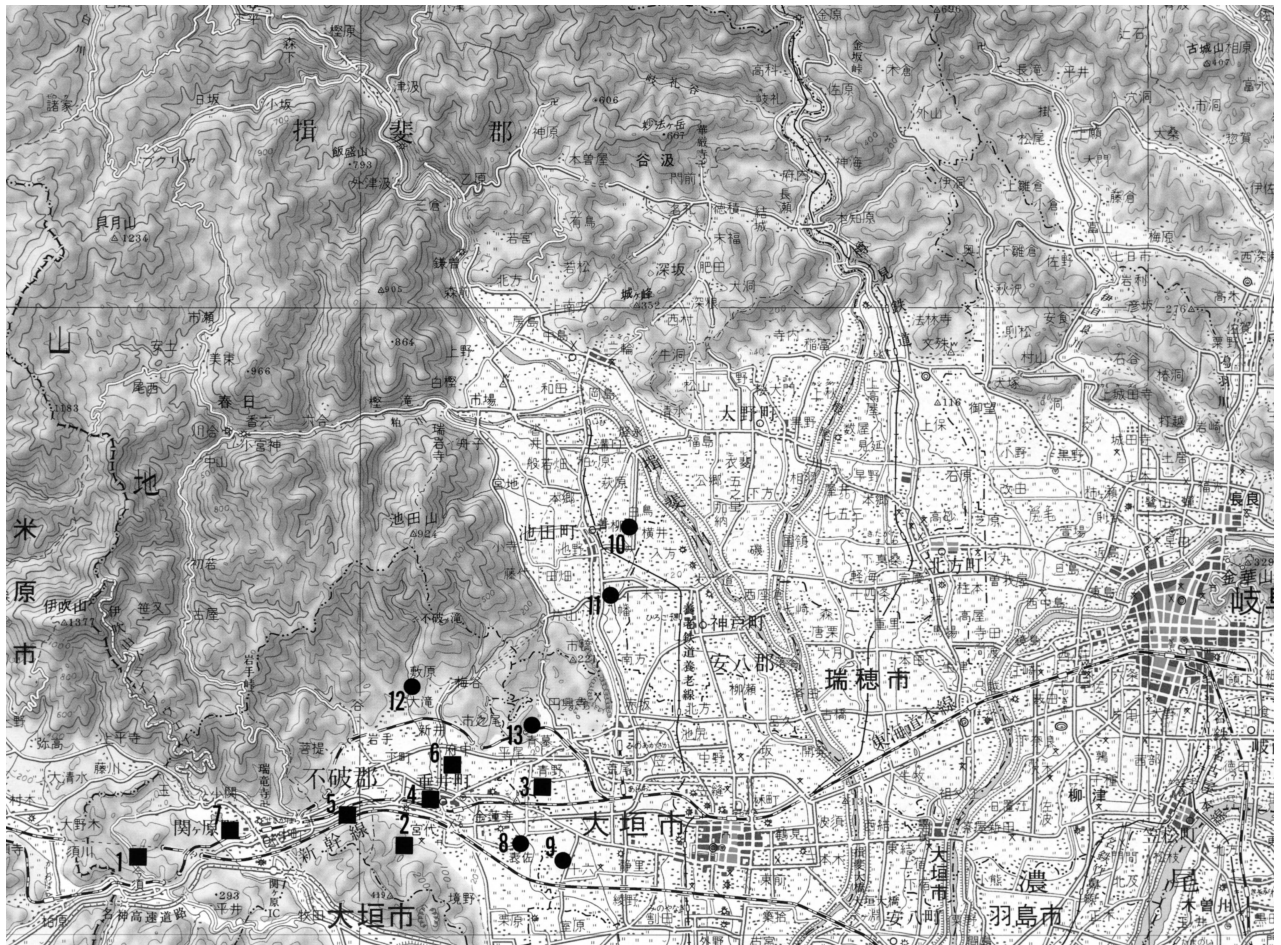
一 納庄屋順番之義、是迄割合不同ニ付、文化十三子年、惣郡相談之上、文化元子より同十二亥迄、御廻米高平均、納庄屋出府之儀、組々え無不直相当り候様相改候順番、左之通

御廻米御初共 文化元子より亥迄壹ヶ年分メ 一 八万八千貳百九拾五俵七分貳厘五毛	壹 番 西
右同断 一 貳万九千八百七拾六俵三分	壹 番 東
右同断 一 壹万七千七百貳拾七俵六厘	嶋 方
右同断 一 七万七千六百五拾俵四分三厘	貳 番 組
右同断 一 九万三千六百七俵九分三厘	三 番 東・西
右同断 一 拾四万三千三拾壹俵貳分四厘	四 番 不破・多芸・安八
右同断 一 壹万七百四拾壹俵六分八厘	北 安 八

文化14年～天保3年 大垣藩預所三番組割元当番表

干支	年代	西組割元当番 (■)	西組村高	東組割元当番 (●)	東組村高	
丑年	文化14	1817		表佐村 (8)	3401.834	
寅年	文政元	1818		嶋村 (9)	549.581	
卯年	文政2	1819	今須村 (1)	表佐村	—	
辰年	文政3	1820	宮代村 (2)	東野村 (10)	300.424	
巳年	文政4	1821	青野村 (3)	表佐村	—	
午年	文政5	1822	垂井村 (4)	八幡村 (11)	1232.638	
未年	文政6	1823	今須村	表佐村	—	
申年	文政7	1824	野上村 (5)	大滝村 (12)	232.613	
酉年	文政8	1825	府中村 (6)	表佐村	—	
戌年	文政9	1826	今須村	青墓村 (13)	674.570	
亥年	文政10	1827	宮代村	表佐村	—	
子年	文政11	1828	青野村	八幡村	—	
丑年	文政12	1829	垂井村	—	—	
寅年	天保元	1830	今須村	—	—	
卯年	天保2	1831	松尾村 (7)	—	—	
辰年	天保3	1832	宮代村	—	—	
			三番組西組村高合計	5595.172	三番組東組村高合計	6391.660
					三番組西・東組総合計	11986.832

※竹中家文書は56より作成、村名の(番号)は、下記地図と対応。



大垣藩預所三番組合村々位置図

* 国土地理院発行の20万分の1地勢図 岐阜(平成24年発行)を使用

合四拾五万式千九百三拾俵三分六厘五毛

此 納庄屋式拾四人 但子より亥迄式ヶ年 壹ヶ年式人宛

此当り

四人六分八厘	壹 番 西
壹人五分八厘	壹 番 東
六分式厘	嶋 方
四人壹分壹厘	式 番 組
四人九分六厘	三 番 東・西
七人四分七厘	四番三郡
五分七厘	北安八

小以、式拾四人

此組合

文化十三年
一 子 年

壹 番 西・三 番

一 丑 年

式 番 番・四 番

一 寅 年

壹 番 西・三 番

一 卯 年

式 番 番・四 番

一 辰 年

壹 番 東・四 番

一 巳 年

三 番 番・四 番 不 破

一 午 年

壹 番 西・四 番

一 未 年

式 番 番・三 番

一 申 年

壹 番 西・四 番

一 酉 年

壹 番 東・四 番

一 戌 年

式 番 番・三 番

一 亥 年

壹 番 西・三 郡 四 番・北 安 八

小以

右之通、相定候

文化十三年子六月

一 右定書、惣郡割元ニおゐて、後日相違之筋有之は、当組集會入用相掛り候共、早速致参會、可及相談ニ事

附り、組合費相厭集會不致相談、年番割元兩人之了簡を以取計置候ニおゐてハ、過怠として、重て右村ヶ割元為相勤申間敷候、猶又、右一条ニ付、当組合村々集會下用雜用とも、其年割元兩村より相弁、外拾壹ヶ村ヶは、聊入用相掛申間鋪事

右は、惣郡制元取締り、并ニ当組合締り方共、前ヶ条書之通、今般惣郡新古割元、猶又、当組村々一統、相談之上取極メ候上は、永久違乱致間鋪候、若惣郡於割元ニ、万一右規定極書面、後日相振候儀有之候ハ、相談不極以前、早速当組合村々集會之上、及評儀、多分ニ取計可申候、必年番割元限了簡ニ取計置申間敷候、為後証、当組合村々一同連印、仍而如件

(付箋)

「 納名主三番東西五人之割

一 壹人四分五厘	ヲサ
一 壹分〇九五	大滝
一 式分壹厘三三	しま
一 三分〇四七六	青墓

- 一 六分六厘六五 八幡村
- 一 貳分五厘三九 東野

五四八八疔

メ三人 三東之分

文政四巳	江戸納名主	八幡・東野・大瀧
未		西組
戊		ヲサ・しま・大（青）墓
子		表佐村
寅		西組
巳		八幡組合
未		西組
戊		表佐組合
子		表佐村
寅		西組

メ貳廻り

右文政四巳九月廿二日垂井半平方ニ而鬪取ニ而定之 』

一 江戸納名主取極

納入用八百石壹艘ニ付 金拾五兩貳分

初米壹俵ニ付銀四分六り五毛

天保五年八月郡中割之節

一嶋村七左衛門へ勘弁金壹兩壹分 西組より遣ス

外壹分 当午格外米高直ニ付別勘弁遣ス

参考資料③ 竹中与惣次人物伝

【解説】八幡村役場編『八幡村誌』（1922年、135～138頁）所収。採録にあたり、旧字体などは常用漢字に改めた。竹中与惣次の略歴や「万日記帳」の概略が記されているが、これは竹中家文書【ぬ】個人雑事に分類された史料（次年度以降の目録を参照されたい）から、上記の内容は確認出来ると思われる。

第十三 人物伝

一、竹中与惣次保常は現今の八幡村大字八幡に生れ現戸主竹中三郎の曾祖父なり。齡十八才にして庄屋となり村治に尽瘁せり近郷其徳を慕ひ其配下たらんことを欲し遂には不破本巢郡にも及び十八箇村の大庄屋たり。其頃大垣領内七万石に訴訟事件あり奉行に訴ふれば奉行は扱人八幡与惣次を指名して示談せしめたりき。此制度は現今の仲裁々判又は予審に比較すべきものにて大略此処にて和解し又は裁断を終りたり其勢力権力共に盛んにて郷士を凌駕せり。名字帯刀をも許され戸田氏よりの拝領物も多く今尚同家に保存せり年七十嘉永二年七月廿二日没す。其略歴は

天明元年五月徳之助出生。

寛政五巳年二月七日十七歳にて元服。

寛政十年年信楽に而庄屋役被仰付。

寛政十二申年十二月十二日二十歳の年与惣次保常と改名。

文化十一戌年十二月十六日戸田采女正江御目見被仰付。

文政十二己（丑）年十二月廿六日戸田采女正様より御上下頂戴。

天保三辰年八月十六日別段御目見得被仰付。

天保六年十二月廿八日御紋付御小袖頂戴。

天保九戌年十二月廿八日御画（掛軸の事）二枚頂戴公儀より銀五枚頂戴。

弘化四未年三月十八日退役御願五月十四日御聞濟真綿二抱頂戴。

弘化四年より病気の処嘉永二巳（己）西七月廿二日病死行年七十才。

同家にて保存せる萬日記帳の一部を抜萃すれば

天明六丙午年夏中大雨秋大凶作。

天明八戊（戊）申年正月廿九日京都大火、きんり様焼失。

寛政三辛未年八月廿日大風雨八幡村漬家七十余家有之。

寛政三年十一月大津御役所より信楽御役所へ御引渡し。

寛政三年大風にて八幡宮潰れ五年御社建替大工名古屋大津町七丁目大橋屋林蔵。

同年神明宮御社建かへ正月十五日御遷宮。

寛政九丁己（巳）年七月照統早損にて雨乞。

同年三月因州松平相模守様龍徳寺へ御参詣有之御人数御上下四百人程御参詣。

文化元子年三月十一日大垣御預所被仰付候但寛政三亥年より文化元子年三月迄出入十四ヶ年信楽支配。

文化三丙寅年十月廿九日琉球人通行大垣泊り。

同年五月八日因州松平因幡守様龍徳寺へ御参詣東野村河原迄与惣次上下に而御出迎御下向には村西地藏堂迄御送申候。

文化九壬申年三月朔日大垣〇〇町、伝馬町、藤江村迄町方御家中大火家数七百三十軒焼失。

文化十二年六月廿七日粕川洪水江渡裏南側切入同日七夕（ツ）時川々増水曾根村堤切入長百間。

同年二月十三月垂井大火。

同年十月五日伊尾大火横町中町下町新町家数二百軒余焼失。

文化五年笠松大火百十四軒焼失

天保六年五月八日備前岡山城主松平伊予守様龍徳寺へ御参詣巡礼街道御通行。

同年五月九日豊後うすき御城主稲葉備中守様龍徳寺へ御参詣巡礼街道御通行。

天保七年十月大凶作にて両に米九条位。

天保八年大困窮のため米施し出す更に白米も三合八勺づゝ。

天保十四年九月十一日九夕（ツ）時谷川位水御山〇瀧岸堤切入並御山北内金地谷東側堤廿八間切れ西江渡一同水入。

弘化四丁未年八月五日殿様赤坂迄御乗廻し有之此方江御弁当所被仰付委細は別紙帳面に記載御人数御上下百人。

嘉永三年十二月殿様御順見御弁当所上下三百人上下に而御迎ひ。

嘉永七甲年与惣次笠松御郡代岩田鉄三郎様より水防役被仰付。

安政二卯年正月水防役披露いたし村中へ酒出す。

同年十二月廿六日与惣次別段御目見得被仰付。

同三年十一月廿八日久瀬川大火。

同年十二月廿四日与惣次庄屋退役政之丞後役。

安政七年五月廿一日大風雨に付杉野堤切入人足百七人同廿八日手伝に遣す。

六月三日与惣次御目見得御上下頂戴同日政之丞御目見へ被仰付候。

万延二辛丙（酉）年四月村方難洪の者江救米六俵遣す。

四月廿一日杉野村より申五月堤切入之節人足遣し候に付礼として米一石七升錢拾貫七百匁持来る後人足に遣す。

文久二戌年八月廿三日申の刻大風雨にて稻荷神社神木樫木かやり長十九間丸一丈六尺。

文久四年正月十四日大殿様御入御弁当上下三十四人蒸菓子三十入一箱頂戴献上もの窓の月五十入干鮎三疋。

二月二日大殿様御入献上もの孔雀尾右に付金壺兩頂戴。

六月十三日大殿様御弁当所上下二十六人。

十一月武田牢人常州辺に集り夫より鶴沼宿迄罷越関海道へ入十二月朔日夜伊尾泊夫よりはいぼふし越通行。

北国に召捕ふ上加賀様御預けに相成其上に而夫々御仕置被仰付候。

慶応三年神明宮御社本形通出来令大垣宮町藤助作之。

同年五月廿一日大殿様御弁当所上下二十九人鷲二羽頂戴菓子しこらん一鉢献上。

因に中世歴代与惣次は通名なりしなり。

参考資料④ 竹中家文書 天明7年(1787)5月「御料所御巡見取計書・御国廻御巡見取計書」(は309)

【解説】『岐阜県史 史料編近世二』(1966年、951～953頁)所収。天明7年(1787)5月に各村へ通達された巡見使一行への諸対応を記している。両巡見使は本来、天明7年に立出予定であったが、江戸で大規模な打ちこわしが発生していたためか、実際の派遣は翌年となり、美濃国には6月～7月に到着している。

(表紙)

「 御料所御巡見取計書
御国廻御巡見取計書 池田郡八幡村扣 」

御料所御巡見取計書

- 一 御料所御巡見御通行之節、惣代庄屋老人、支配限ニ御案内可仕事
但 羽織・股引・無刀
- 一 御通筋村々は、庄屋・年寄・百姓代一村より事馴候者三人つつ罷出、領境より領境迄御老頭ニ老人つゝ、御先え御案内可仕事
但 羽織・股引・無刀、誰御代官所何国何郡何村庄屋誰・年寄誰・百姓代誰と手札相認、御三人様へ壺枚つゝ、可差出候
- 一 御遠見ニ相成候村々、一村より庄屋・年寄・百姓代三人つゝ、御順道帳ニ相記候場所へ罷出、手札差出御用相伺可申事
但 羽織・股引・無刀
- 一 御通筋村々掃除等可致候、立砂等無用之事
附 男女子共迄不作法無之様、急度可申付置事
- 一 御泊村方にて御本陣三軒共立砂無用之事、御本陣ニ相成候ものは、羽織・袴・無刀ニテ村境迄御出迎可申候、尤御立出之節も同様、村境迄御見送り可申候事
- 一 御本陣ニ相成候家、普請等無用之事、併格別破損にて難捨置場所は、見分之上可差図請事
- 一 御本陣三軒にて用意之品
御朱印 台三方
御刀掛
御多葉粉盆
右之外可入品は、先々御泊りにて可承合事

但 給仕人之儀は、女并前髪付之ものハ、差出申間敷事

一 御止宿中は夜中立番仕、火之元之儀厳敷可申付事

一 御泊り之村方にては、御巡見様御旅宿之外、我等共旅宿壺軒用意可致事

但 私領村方ニ御泊り之節は、近村御料所ニ我等共旅宿申付并送り迎人足等も心掛可置事

一 御巡見様御通行之節、差出候人馬割合之儀ハ、先格相糺、明白ニ割合可致事

一 御休泊之村方にては、随分心を附、無益之入用無之様取計可申候、無抛入用之品にて拵候もの有之候ハ、我等共へ可被申間候事

一 御巡見様より御尋之品、何事ニテも御答申上候儀は、我等共え可申間候、且又書上候品有之は、是亦我等共へ写可差出候

一 御泊り之村方えは、其郡之最寄之惣代庄屋相詰可申事

一 御通筋村々御料・私領共、御泊御休ニ可相成村最寄次第ニ承合、書付可差出候之事

右之通惣代之者申合可被取計候、尤右ヶ条之外ニも心附事有之は、存寄可申間候、以上

未五月

御国廻御巡見取計書

一 御国廻り御巡見御通行之節、惣代庄屋壺人、支配所限ニ御案内可仕事

但 羽織・股引・無刀

一 御通筋村々は、庄屋・年寄・百姓代一村より事馴候者三人つゝ罷出、領境より領境迄、御壺頭ニ壺人つゝ御先え立、案内可仕事

但 羽織・股引・無刀

一 御通筋村々掃除入念可仕候、尤立砂等は無用之事

附 男女子共不作法無之儀、急度可申付事

一 御泊村方にては、御本陣三軒斗立砂可仕候、御本陣ニ相成候ものハ、麻上下・小脇指着用、村境迄御出迎可申候、尤御出立之節も同様村境迄御見送り可申事

但 村役人之内、一兩人前夜之御泊へ罷出、御用等も御座候哉と可相伺事

一 御本陣ニ相成候家普請無用之事、併格別破損にて難捨置場所は、見分之上可差図請事

一 御本陣三軒用意之品

御朱印 台三方

御刀掛

御多葉粉盆

但 きせるなし

右之外可入品々、先々御泊にて可承合事

但 給仕人之儀は、下宿共ニ女并前髪付候もの差出申間敷候事

一 御止宿中は、夜中立番仕、火元之儀厳敷可申付事

一 御巡見御通行之節、差出候人馬割合之儀は、先格相糺明白ニ可致事

一 御休泊村方にては、随分心を附、無益之入用無之様取計可申候、無抛入用之品にて拵候物有之ハ、我等共え可相伺候

一 御泊之村方にては、御巡見御旅宿之外、我等共旅宿一軒用意可致事

但 私領村方ニ御泊之節ハ、近村御料所ニ我等共、旅宿申付可置事

一 御巡見様より御尋之品、何事ニテも御答申上候儀は、我等共へ可申間候、且又書上候品有之ハ、是又我等共へ写可差出候

一 御泊村方ニは、其郡々最寄之惣代庄屋相詰可申事

右之通惣代之者申合可取計候、尤右ヶ条之外ニも心附候事有之候ハ、存寄可被相伺候、以上

未五月

天明七未年五月

参考資料⑤ 竹中家文書 天明8年(1788)4月「御領御巡見様御泊り諸事下積」(は313①)

【解説】『岐阜県史 史料編近世二』(1966年、953～955)所収。旅宿であった八幡村の対応を示す。天明8年(1788)の巡見使として、御領所巡見使に勘定内藤又十郎・支配勘定中村与兵衛・徒目付木村忠兵衛の名が、御国廻巡見使としては使番朝比奈左近、小性組遠山久四郎、書院番大河内彦四郎の名が見える。八幡村は、御領所巡見使の旅宿であり、竹中与惣次宅は内藤又十郎の本陣となった。

(表紙)

「 天明八年
御領御巡見様御泊り諸事下積
申四月 八幡村扣え 」

八幡村御旅宿

- 一 内藤又十郎様 御本陣 与三治
- 一 中村与兵衛様 御本陣 直右衛門
- 一 木村忠蔵様 御本陣 正林庵

附り

湯 殿

雪 隠

御上御膳椀

屏 風

三 宝 是ハ垂井宿にて借

御刀掛

御多葉粉盆

御手拭掛ケ

御茶碗同台

外御次茶わん用意

- 一 御料理一行之義ハ、笠松より段々御泊り村にて可聞合事
- 一 右座敷畳替之義、奥ノ間新敷表かへ可申

但 一畳ニ付三匁五分つゝ、郡中より可渡

- 一 御上給仕人 壹 人
- 一 御次并御手廻迄給仕人 四 人
- 一 水 夫 六 人

差掛不足ニ候ハ、入用次第

- 一 料理人 大垣魚屋 壹 人
- 一 御茶懸り 壺軒ニ 壹 人

能心得候もの

- 一 火之廻り 御宿御三軒ニ 四 人
其外用心
- 一 夜 具 御上ノ分ハ不及賄、積り是以先御泊村にて可聞合
- 一 御次ノ分木綿夜く、随分あか付不申分、御人数ニ応し用心致置可申事
右ハ掛支配人相定メ置取計可申、勿論数算用取揃置事
附り
まくら用意
- 一 座敷障子張替
- 一 中ぬきぞうり 壺軒ニ 壺 足
- 一 外ニ草履わらし
御人数ニ壺配ほと用意
- 一 御菓子 上中心当
刻多葉粉
- 一 びん付あぶら 用意
鼻紙
- 一 表替料 壺置ニ付、銀三匁五分積り
- 一 御手水盥 御上分壺つ
是ハ新ニ拵可申事
但 さわら
- 一 右御次ハ 有合セにて用ル
- 一 晒木綿手拭 長式尺壺筋
- 一 御 茶 所ノ水ニあひ候品用意
- 一 らうそく 生掛十五匁かけ七丁
但一軒ニ付 十匁かけ三十丁
- 一 しよくだひ 座 敷
- 一 手しよく
- 一 湯殿 かけあんど
共 雪隠 但 らうそく
- 一 丸あんと 壺挺有合せ
其外御次ノ分用意
- 一 飴手桶 壺軒ニ 式つ
ひしやく共
是ハ垂井にてかり用ル積り
- 一 御手水ひしやく三本可調
- 一 御鍵掛ケ
- 一 下 駄 但しがま緒 三軒にて 拾足可調
御駕籠并御荷物
- 一 人 足 但し御先触ノ上可積ル
是ハ八幡村・東野村にて勤候積り
- 一 人足つかひ方 右両村役人中
- 一 宿駕籠 三四挺
垂井にて借可申

但 桐油とも

- 一 傘六本 御宿三軒にて
- 一 上はり台三軒分 三本
垂井よりかりノ積り
- 一 湯殿無之処ハ新敷見合取繕ノ積り
但し ほう桶ノ積り
- 一 笠松様御役人 御宿
御上下式人
湯 殿 勝 手
雪 隠
夜 く
膳わん
其外不及記
- 一 石原様御役人 御宿
御上下式人
湯 殿 勝 手
雪 隠
夜 具
膳 椀
其外不及記

参考資料⑥ 竹中家文書 天明8年(1788)4月～6月「御朱印并御証文写」(は316-5)

【解説】『岐阜県史 史料編近世二』(1966年、955～956頁)所収。天明8年6月6日、翌朝の御料所巡見使の笠松村出立に際し、巡見使の通行や荷物輸送に滞りのないよう申し送られた通行証明書の写し。御朱印は、將軍から巡見使に、御証文は、老中牧野貞長(=「備後」)から御用物品(巡見御用書物長持)の継立てなどに発給されたもので、共に記載された人馬が無賃で使用できた。

(付紙)

「 御朱印并御証文写、別紙遣之可得其意候、以上

六月 内藤又十郎
中村与兵衛
木村忠蔵 』

御朱印

人足式人・馬三疋、從江戸美濃・伊勢・參河・近江・駿河国迄上下并於彼地ニ御用中幾度も可出之、是は右国々巡見為御用、内藤又十郎被差遣付て被下之者也

天明八年四月

長持御証文

内藤又十郎・中村与兵衛持參之巡見御用書物長持式棹、從江戸美濃・伊勢・三河・遠江・駿河国迄上下并於彼地ニ御用中幾度も急度可持參者也

天明八申四月 備 後

右宿中

人足式人・馬三疋、從江戸美濃・伊勢・三河・遠江・駿河国迄、上下并於彼地ニ御用中、幾度も可出之、是は右国々巡見為御用、中村与兵衛罷越候ニ付相渡之者也

天明八申四月 備 後 印

右宿中

中村与兵衛持参之巡見御用書物長持杓棹、從江戸 美濃・伊勢・三河・遠江・駿河国迄上下并於彼地ニ御用中、幾度も急度可持参者也

天明八申四月 備 後 印

右宿中

御証文

人足式人・馬式疋、從江戸 美濃・伊勢・三河・遠江・駿河国迄上下并於彼地ニ御用中、幾度も可出之、是は右国々巡見為御用、御徒目付木村忠藏罷越付て相渡之者也

天明八申四月 備 後 印

右宿中

覚

御朱印

一 人足式人

内 一人ハ具足箱持

同断

一 馬三疋

内 一人ハ両掛挟箱持

内 式疋ハ人足四人ニ代ル

但 駕籠人足四人持

御証文

御用書物長持杓棹持人足

外

賃人足一人

但 合羽箱持

内藤又十郎分

但 上下七人

御証文

一 人足式人

内 一人ハ具足箱持

同断

一 馬三疋

内 一人ハ両掛挟箱持

内 式疋人四人ニ代ル

但 駕籠人足三人持、一人ハ合羽箱持

御証文

御用長持杓棹持人足

中村与兵衛分

但 上下五人

御証文

一 人足式人

一 馬式疋

内 一人ハ人足式人ニ代ル

木村忠藏分

但 上下六人

右は、明七日五つ時笠松村出立、書面之村々被致旅行候之間、前書之人馬無滞可差出候、尤人馬継合之義ハ、前々より継合来候於場所ニ、申合賃人足等之義ハ、御定之賃銭取之、余慶之人馬差出中間敷候、此触書早々順達留村にて可被相返候、以上

六月六日

木村忠藏内 中泉恒次郎 御印

中村与兵衛内 武石栄太 御印

内藤又十郎内 松井丈右衛門 御印

御休泊村々有

右之通、止宿被致候間、昼休泊共御定之木銭・米代相払候間、先達より相触候通、一汁一菜之外、一切馳走ヶ間敷被致候間敷候、此触書留村にて可被相返候、以上

参考資料⑦ 竹中家文書 天明8年(1788)6月吉日改「手鑑」(は315)

【解説】『岐阜県史 史料編近世二』(1966年、956~958頁)所収。竹中与惣次の手控えで、諸国巡見使の道筋や、石原清左衛門代官所(大津代官所)の郡中惣代から御領巡見使宛に出された願書(拝借した夫食・種貸等の返上御免)などが書き留められている。御領巡見使の役割に、各村々からの訴願受理も含まれていたからである。

(表紙)

「 天明八申年 竹中与惣治
手 鑑
六月吉日改之 不許他見也 」

御料御巡見

内藤又十郎様 御用人 松井丈右衛門様
中村与兵衛様 御用人 武石栄太様
木村忠蔵様 御用人 中泉恒次郎様

右六月十五日八幡村御泊り

御国廻り御巡見様

御使番 朝比奈左近様 御用人 伊藤政右衛門様・伊藤信右衛門様
御小性組 遠山久四郎様 御用人 伊能太右衛門様・村松文右衛門様
御書院番 大河内彦四郎様 御用人 贅川良右衛門様・平松幸右衛門様

六月八日

△御休 ○御泊 宮 宿

尾州

△佐屋宿

いせ

○御泊 桑名

〃

△九日 四 日 市

〃

○同 神 戸

〃

△十日 上 野 村

〃

○同 嶋 光 村

〃

△十一日 堂 原 村

〃

○同 山 田 町

志州

△十二日 鳥 羽

〃

○同 朝 熊 村

〃

△十三日 山 田 町

〃

○同 丹 生 村

△十四日 不極一
 ○同 瀧野村
 △十五日 下多喜
 ○同 森本村
 △十六日 久居城下
 ○同 右村
 △十七日 塩内
 ○同 次勢地村
 △十八日 名張
 ○同 猪田村
 △十九日 上野城下
 ○同 上拓村
 △廿日 加^{いせ}太
 ○廿日御泊り 龜山城下
 △廿一日 伊舟村
 ○同 菰野
 △廿二日 石樽村
 ○同 山口村
 是ハ廿八日御泊りと相見
 △廿三日 一ノ瀬村
 是ハ晦日
 ○同 嶋田村
 是ハ晦日
 △廿四日 高須
 是ハ七月朔日
 ○同 豊喰村
 是ハ六月晦日
 △廿五日 大垣
 是ハ七月朔日
 ○同 関ヶ原
 △廿六日 赤坂
 是ハ二日
 ○同 三輪いひ村
 △廿七日 北方村
 ○同 加納

乍恐以書付奉願上候

一 石原清左衛門御代官所美濃国村々之儀、近年川々夥敷砂石押出、川底甚以高ク相成、殊ニ以勢州海口高洲追々出来、川々流水差支、年々田畑共水損仕、別て去々午年大嵐仕立毛損毛去未年之儀三月より降続麦作皆損仕、其上田方皆損同様之儀御勘定様方御検見被成下置候通ニ御座候、并当申春中より不順之年柄ニて、麦作そふ付ニ相成、取実五分通行届兼申候、然処先月廿九日晦日之大雨洪水、川々御堤九合目余、則常水上へ壺丈八九尺より式丈迄之出水ニて、外畑ハ不及申上内郷畑上迄溜水相湛、且田方之儀植付後直ニ溜水下ニ相成、其後日々降続川々出水、内郷田方追々溜水相増、此節ニ至り土用中ニ候ハハ、悉根腐皆水損仕候、殊ニ度々之出水ニ付、悪水吐壩樋戸披キ不仕、畑上迄悪水相湛、此分ニては追作稗等仕付候儀も決て難相成、然ハ前件奉申上候通、年々水損困窮之上、去未年米穀前代未聞之高直、可成丈手段を以夫食相調、其上御歎申上夫食拝借仕、旁以漸是迄取続仕候得共、最早下百姓ハ此節より夫食無之、尚又当春より国中一統夥敷流行病相煩死去仕候もの大分有之、長病之儀ニ付助合等も不行届、自然と耕作手後ニ相成、中百姓以下は決て此上及飢候儀、眼前ニ御座候、且又

重立候百姓之儀、年々水損にて、元来困窮之上、下百姓右之仕合ニ付、御年貢得不相納、可取立手段無御座、其上可成丈之助合等も仕、旁以御年貢差支、所持之諸道具・衣類等迄、代かへ上納仕候仕合にて、当畑夏・秋作迄日をかぞへ待暮候処、右之水損にて大小之百姓十方ヲ失ひ、難儀迷惑仕候、依之重々恐多奉存候得共、無是非一才願上候趣、前々よりは迄夫食種貸等拝借仕置候、年賦返上納之儀、此以後逆も年々可取賄手段行届不申候間、何卒格別之御慈悲ヲ以、為御救返上納御免被成下候ハ、彼はいか様共助命取続、此後相応之年柄も相続、百姓力付農業相励ミ、御年貢御収納無滞相勤、取続可仕儀ニ御座候条奉願上候、此上格別之御手当不被成下候てハ、決て相続難仕候間、右奉願上候通返上納御免被成下候儀、郡々惣代印形書付ヲ以一同奉願上候、以上

石原清左衛門御代管所村々惣代

天明八年中六月	池田郡東ノ村庄や	清右衛門
	不破郡宮代村庄や	甚右衛門
	同郡 表佐村庄や	元右衛門
	多キ郡大坪村庄や	太兵衛
	安八郡大藪村庄や	利平次
	同郡馬ノ瀬村庄や	小十郎

御巡見様

参考資料⑧ 竹中家文書 天明8年(1788)「覚」(は316-2)

【解説】『岐阜県史 史料編近世二』(1966年、958~959頁)所収。御料所巡見使に関する笠松陣屋からの通達の写しで、巡見使の接待やその準備・作法などについての注意を記したものの。巡見使からの尋問を相定して問答の指示も含まれる。

覚 笠松被仰渡写 尤谷半右衛門様より写置候様被仰聞候

- 一 御泊之村々御宿三軒ツ、手当之事、百姓家無之所は寺ニても不苦候、案内手代之旅宿一軒、いか様之家ニても手当可致事
- 一 御泊之節一汁一菜之由、尤先年之格ニ可致事
- 一 御休之場所宿之事
 - 附 支度品之事
- 一 御廻村中人馬賃諸入用共、支配切郡中割不致候
(付箋)
「 入用割之義、先年御料村割ニ相成候ニ付、此度も御料村割ニ相成候由、谷半右衛門様被仰聞候、尤御預所ハ御除之趣ニ御座候 」
- 一 御朱印之外人馬賃御払有之候間、在道之分差定候賃銭有之候哉、吟味之事
- 一 御廻村之節、郡々惣代庄屋此度申付候間、御廻村順帳之通相心得、御廻り村々庄屋と惣代庄屋壱人、兩人御案内仕、御尋之義有之候ハ、右兩人ニて御答申上候積り可申合候、尤御尋無之儀は差扣可申候
- 一 御遠見村之義、御通筋近キ村々ハ格別、遠方之村々ハ御通筋へ罷出候義、差扣可申候
- 一 村絵図并小入用帳・村差出明細帳之儀、先年用意いたし置候由、此度心掛、帳面仕立置、案文相渡し可申候
- 一 御廻村、村々道橋吟味いたし、破損之場所取繕、御通行御差支無之様可致事
- 一 御道通り耕作之儀は不苦候得共、拝見等ニ出、不礼之儀無之様可申渡候
- 一 人馬継立之儀、其村々ニて不足いたし候村方も可有之候間、御廻村々申合、差支無之様可取計事

- 一 木銭米代御払可有之候値段之儀、時相場を以請取可申候、尤川辺・大津支配・大垣御預所之分共可申合事、銭相場右同断
- 一 御旅宿ニおいて湯殿・雪隠等心付可申候、勿論暑氣ニ相成日覆等之儀も心掛ケ可申候、并夜具等之義、別て家来分下々ニ心を付可申事
- 一 案内之もの、村高・耕地境・村境・御林荒所・空地・野地・山方御年貢場所・百姓持山・持林御尋之節、高反別心得可申事
- 一 村々地味之事并去年以来世柄之事心得、御尋之節可申上事
- 一 助郷村々、何村何宿へ助郷と申儀、里数等心得可申事
- 一 御朱印地・除地・其外寺社等之事、心得可申事
- 一 去年より之凶作之様子并当春降続麦作等迄痛候事、郡中申合御尋之節明細ニ可申上事
- 一 村方之もの御道筋え罷出候て、無礼有之候ては不宜候間、案内之外之もの猥指出申間敷事
- 一 公事出入等有之村々、心得違いたし罷出不申様可致事
- 一 御道筋都て目立候事、目障リニ相成候事無之様可致事

○付札 本文之通申渡候處、美濃御料所之内御支配支配にて御休泊甲乙可有之儀ニ付、美濃御料所一同割合高割ニ相願申候

濃州懸り 御勘定 内藤又十郎様
 御巡見江戸御役人様 支配同断 中村与兵衛様
 御徒目付 木村忠蔵様

(付箋)

「 石原清左衛門御代官所
 美濃国池田郡八幡村
 村高千式百三拾式石六斗三升八合 庄屋 与惣治
 同断 八左衛門
 年寄 幸次郎
 同断 茂兵衛
 百姓代 弥平次 」

参考資料⑨ 大垣藩預所支配村々変遷*1

大垣藩預所支配年	請取先	郡名	村名	石高	支配交替年	引渡先
延享3年(1746)5月	天野助次郎より	池田郡	加須河原新田	784.85600	文化3(1806)年7月	御料分の村替
			池田野新田	221.59800		
寛延3(1750)年10月御増地	川崎平右衛門より(本田役所)	不破郡	荒川村	1057.18000	明和7(1770)年6月最寄替	石原清左衛門へ(大津陣屋)
			塩田村	352.72000		
			福田村	847.74200		
			桧村	783.51400		
			表佐村	3401.83400		
	青木次郎九郎より(笠松陣屋)	多芸郡	根古地村	483.89300		
			大場村	68.48000		
		安八郡	同新田	474.64000		
			海松新田	410.73700		
			豊喰新田	727.48300	文化3(1806)年7月村替	御料分へ
多良尾四郎右衛門より(信楽陣屋)	不破郡	久徳村	716.01000	明和7(1770)年6月最寄替	石原清左衛門へ(大津陣屋)	
	多芸郡	直江村	1076.51100			

宝暦5 (1755) 年6月 御増地	安藤勝蔵上知 (加納藩)	席田郡	芝原村	301.23900				
			上穂積村	861.43900				
		本巢郡	下穂積村	863.10300				
			高屋村	1141.96700	享和3 (1803) 年11月	安藤対馬守へ (加納藩)		
			柱本村	452.22700				
			十四条村	687.92800				
			小柿村	927.21600				
			宗慶村	545.66600				
			軽海村	916.56700				
			東見延村	861.93200				
		西見延村	334.54600					
		方県郡	上尻毛村	180.59100	享和3 (1803) 年11月	安藤対馬守へ (加納藩)		
			下尻毛村	367.96800				
			川部村	354.21800				
			又丸村	421.80100				
			東改田村	604.09500				
			西改田村	752.69900				
			下西郷村	622.47000				
			小西郷村	317.42400	宝暦13 (1763) 年8月 最寄替	千種清左衛門へ (笠松陣屋)		
			東黒野村	62.43800				
木田村	1276.26900							
黒野村	751.96400							
則武村	784.37900							
正木村	820.33800							
下土居村	518.63000	明和7 (1770) 年6月 最寄替	石原清左衛門へ (笠松陣屋)					
下曾我屋村	552.98820							
宝暦9 (1759) 年2月 最寄替御増地	川崎平右衛門当分 御預所より (本田役所)	方県郡	則松村	300.00000				
			芦敷村	497.25100				
			東栗野村	345.76900				
			雛倉村	83.51000				
			岩崎村	784.48400				
	川崎平右衛門御代 官所より (本田役所)		上曾我屋村	791.91180	享和3 (1803) 年11月	安藤対馬守へ (加納藩)		
			西黒野村	19.56100				
			御望村	282.04800	享和3 (1803) 年11月	安藤対馬守へ (加納藩)		
			中村	343.67100				
			鷲山村*2	252.69800	享和3 (1803) 年11月	安藤対馬守へ (加納藩)		
	川崎平右衛門当分 御預所より (本田役所)		下城田寺村	138.59400				
	川崎平右衛門御代 官所より (本田役所)		河渡村	1388.43100	宝暦13 (1763) 年8月 最寄替	千種清右衛門へ (笠松陣屋)		
			寺田村	932.05800				
			小嶋村	81.33300				
			一日市場村	218.82300				
			古市場村	736.17800				
			交人村	995.62100				
	下鶴飼村*3		424.76900	明和7 (1770) 年6月 最寄替	石原清左衛門へ (大津陣屋)			
	宝暦13 (1763) 年8月 最寄替		千種清右衛門より (笠松陣屋)	安八郡	福束村	1107.89700		
					南波村	491.43000		
本戸村		128.20000						
楡俣村		1571.55000						
同新田		550.62400						
福束新田		665.71100						
車戸村		101.56400			天明4 (1784) 年10月	竹腰山城守へ (尾張藩)		
多芸郡		上之郷村		616.00300				
		島田村		2696.61600				
		押越村		728.85000				
			横屋村	517.30500				

			五日市村	77.41000				
			岩道村	498.53400				
明和7(1770)年4月御増地	石原清左衛門より(大津陣屋)	本巢郡	西秋沢村	583.83700				
			十八条村	940.86600				
			十九条村	494.97000				
			牛牧村	1585.21100				
			内野新田	188.90300				
			野田新田	352.47000				
			野白新田	138.67600				
			中野村	97.13700				
			小弾正村	79.90400				
			更屋敷村	178.84600				
			十五条村	567.24500				
			別府村	1414.58700				
			長屋村	859.96800				
			西見延村	45.91000				
			西早野村	331.18000				
			上真桑村	1818.96000				
			前野村	347.84000				
			生津村	816.96700				
		美江寺村	898.91300					
		下本田村	822.36500					
		上本田村	862.77900					
					馬場村	632.52900	享和3(1803)年11月	安藤対馬守へ(加納藩)
					只越村	847.82000		
					下真桑村	1466.90600		
				大野郡	島村	158.52600	明和7(1770)年6月最寄替	石原清左衛門へ(大津陣屋)
					一ツ木村	554.70400		
		志名村	196.34500					
		上磯村	88.18100					
		大衣斐村	306.02600					
		岐礼村	525.62700					
			高科村	330.48300				
			古橋村	407.84000				
		池田郡	東野村	300.42400				
			八幡村	1232.63800				
		大野郡	西方村	515.00000				
明和7(1770)6月最寄替	石原清左衛門より(大津陣屋)	不破郡	室原村	1049.05000	明和7(1770)年閏6月最寄替	石原清左衛門へ(大津陣屋)		
			栗原村	1829.02400				
			綾野村	2426.81000				
			綾戸村	310.76400				
			今須村	1885.49600				
			松尾村	594.80000				
			垂井村	700.61000				
			野上村	516.94700				
			大滝村	232.61300				
			宮代村	1141.93700				
			青野村	868.49200				
			府中村	461.64900				
			青墓村	674.57000				
明和7(1770)閏6月最寄替	石原清左衛門より(大津陣屋)	不破郡	福田村	847.74200				
			塩田村	352.72000				
			久徳村	716.01000				
			桧村	783.51400				
					荒川村	1057.18000		
		大野郡	島村	158.52600				
			一ツ木村	554.70400				
			志名村	196.34500				
			上磯村	88.18100				
			大衣斐村	306.02600				
岐礼村	525.62700							

			高科村	330.48300		
			西方村	550.00000		
			古橋村	407.84000		
安永4 (1775) 11月増地	岩出伊右衛門より (土山陣屋)	厚見郡	領下村	711.14300	享和3 (1803) 11月	安藤対馬守へ (加納藩)
			細畑村	760.92100		
			高田村	528.65500		
			水海道村	386.94900		
			岩地村	215.38500		
			野一色村	351.98700		
			北一色村	724.86800		
			左兵衛新田	124.86800		
			前一色村	267.02600		
			岩戸村	389.43000		
			日野村	891.53100		
			日野新田	53.22400		
			切通村	721.73800		
			蔵前村	714.81500		
			菅生村	194.69200		
			中島村	315.29800		
			西島村	258.92800		
			巨嶋村	593.19430		
			鏡嶋村	871.03410		
			江口村	98.45700		
			北島村	288.67900		
			東嶋村	553.16200		
			近嶋村	645.71800		
萱場村 御領	26.46200					
萱場村 新料	176.61100					
享和4 (1804) 年正月最寄替	多良尾四郎二郎より (信楽陣屋)	池田郡	東野村	300.42400		
			八幡村	1232.63800		
		不破郡	今須村	1886.05000		
			青野村	868.49200		
			府中村	461.64900		
			野上村	516.94700		
			垂井村	704.98000		
			宮代村	1141.93700		
			松尾村	594.80000		
			青墓村	674.57000		
			大滝村	232.61300		
			嶋村	549.58100		
		表佐村	3401.83400			
		安八郡	下宿村	474.73600		
			西結村	1483.79000		
			西橋村	351.03500		
			大藪村	536.84700		
			里村	733.92900		
			中須村	346.75000		
			馬瀬村	180.80300		
馬瀬新田	132.47100					
藻池新田	282.66200					
文化3 (1806) 年7月村替	御領分方より	多芸郡	志津新田	400.23900		
		石津郡	亀池新田	68.83300		
			中島村	585.85900		
			内新田	187.12500		
			外新田	86.46300		
			下境村の内	270.38542		

* 1 小野武夫編『日本農民史料聚粹』9巻、「大垣藩地方雑記」をもとに作成

* 2・* 3は『岐阜県史 通史編近世上』(313頁)をもとに作成

参考資料⑩ 明治元年（1868）大垣藩預所組別村名*1

組名	郡名	所属村名	石高*2	現、自治体
一番組（西）	本巢郡	西早野村	666. 65000	本巢市
		東早野村		
		更屋敷村	178. 84600	
		小弾正村	79. 90400	
		中野村	97. 13700	
		長屋村	862. 62400	
		東見延村	937. 74700	
		西見延村		
		上真桑村	1825. 47700	
		下真桑村	1479. 23600	
		十五条村	567. 24500	
	美江寺村	898. 91300	瑞穂市	
	大野郡	一ツ木村	554. 70400	大野町
		上磯村	88. 18100	
		大衣斐村	306. 02600	
志名村		196. 34500		
西方村		515. 00000		
島村		158. 52600	揖斐川町	
岐礼村		525. 62700		
高科村	330. 48300			
一番組（東） （厚見郡の村々は 嶋方組ともいう）	席田郡	芝原村	301. 23900	北方町
	方県郡	岩崎村	784. 48400	岐阜市
		東粟野村	345. 76900	
		則松村	300. 00000	
		芦敷村	503. 64800	
		雛倉村	83. 51000	
		西黒野村	81. 99900	
		東黒野村		
		下城田寺村	138. 59400	
	鷺山村	252. 69800		
	本巢郡	西秋沢村	583. 83700	
	厚見郡	佐兵衛新田	124. 86800	
		近島村	645. 71800	
		東島村	553. 16200	
		菅生村	194. 69200	
		江口村	98. 45700	
		鏡島村	872. 68410	
中島村		319. 48000		
西島村		258. 92800		
旦島村		593. 19430		
北島村		288. 67900		
萱場村古料		203. 07300		
同村新料				
二番組	本巢郡	上本田村	862. 77900	瑞穂市
		下本田村	822. 36500	
		別府村	1414. 58700	
		前野村	351. 71000	
		下穂積村	864. 70300	
		上穂積村	861. 43900	
		野田新田	352. 47000	
		野白新田	194. 16900	
		内野新田	188. 90300	
		牛牧村	1585. 21100	
		十九条村	494. 97000	
		只越村	847. 82000	
		生津村	816. 96700	

		十八条村	940.86600			
	大野郡	古橋村	407.84000			
三番組（西）	池田郡	八幡村	1232.63800	池田町		
		東野村	300.42400			
		池田野新田	221.59800			
		今須村	1886.60800		関ヶ原町	
	松尾村	594.80000				
	野上村	516.94700				
	不破郡	府中村	461.64900	垂井町		
		垂井村	704.98000			
		宮代村	1141.93700			
		青柳村（青野村の誤り）	868.49200	大垣市		
島村		549.58100				
青墓村		674.57000				
三番組（東）	表佐村	3401.83400	垂井町			
	大滝村	232.61300				
	四番組（北安八）	安八郡	中須村	346.75000	安八町	
			西結村	1483.79000		
馬瀬村			314.71400			
下宿村			474.73600			
西橋村			351.03500			
四番組（不破）	不破郡	福田村	847.74200	大垣市		
		桧村	783.51400			
		久徳村	716.01000			
		塩田村	352.72000			
		荒川村	1057.18000			
		綾野村	2442.44600			
		綾戸村	310.76400	垂井町		
		栗原村	1829.02400			
		室原村	1049.05000			
		直江村	1094.68700		養老町	
四番組（多芸・石津）	多芸郡	島田村	2696.61600			
		五日市村	77.41000			
		押越村	739.51100			
		岩道村	498.53400			
		上ノ郷村	616.00300			
		横屋村	517.30300			
		大場村	68.48000			
		大場新田	474.64000			
		根古地村	498.56400			
		志津新田	400.23900			
		石津郡	亀池新田	68.83300		海津市
			下境村	270.38542		
			中島村	585.85900		
			（大里）内新田	187.12500		
（大里）外新田	86.46300					
四番組（南安八）	安八郡	福東村	1111.14500	輪之内町		
		同新田	674.65500			
		海池新田（海松新田の誤り）	410.73700			
		楡俣村	1593.51200			
		同新田	550.62400			
		南波村	497.38000			
		本戸村	128.20000			
		藻池村（藻池新田）	282.66200			
		里村	733.92900			
		大藪村	538.02300			

* 1. 細川論文（前掲）をもとに、岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵長屋家文書「郡中惣代御用留」（明治323）より作成。

* 2. 石高は、『岐阜県史 史料編近世一』、木村礎校訂『旧高田領取調帳 中部編』（近藤出版社、1977）等により作成。

目 録

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は238	儉約取締箇條書（東野村諸御用・村用とも当番庄屋が勤めることなど、一同熟談の上、書面の通り定めにて連印につき）	天保十五甲辰年六月	1844	一紙	1
は239	差出申一札之事（東野村各方身分の儀、八幡邑与惣次立入り挨拶し祝金差出しにて頭分同格取立てにて、先年の済口証文焼き捨てにつき）	天保十五甲辰年十月日	1844	一紙	1
は240	差出申一札之事（東野村身分の儀、八幡村与惣次立入り挨拶し祝金差出しにて頭分同格取立てにて、先年の済口証文焼き捨てにつき）	天保十五甲辰年十月日	1844	一紙	1
は241	一札（東野村年来氏神の掃除・火燈など大切に勤めにて頭分三筋相談の上、中分に取り遣わしにより別紙箇条書遵守につき）	天保十五年辰十一月	1844	一紙	1
は242	差上申一札之事（東野村年来氏神の掃除・火燈役など大切に勤めにて頭分三筋相談の上、中分に取立てにより慎み方遵守につき）	天保十五年辰十二月	1844	一紙	1
は243	覚（文化10年東野村郷例出入時、与惣治取喰いの砌、差出しの済口証文、今般差し戻しにて受取につき）	天保十五年辰十二月	1844	一紙	1
は244	差出申一札之事（福田村年寄代相手取り訴訟の処、心得違い申し不埒として辰蔵等手鎖・郷宿預り仰せにて赦免願いにつき）	天保十五年辰八月	1844	一紙	1
は245	《福田村役人決定ニ付取定書》	天保15・12	1844		
は246	一札（福田村綱次郎一類、頭分同格に取立てにて向後郷例の儀、差し障り申さずにつき請書）	天保十五甲辰年十二月	1844	一紙	1
は247	一札（福田村綱次郎一類、頭分同格に取立てにて向後郷例仕来りの儀、平生取計い向き各方へ准じるなどにつき請書）	天保十五甲辰年十二月	1844	一紙	1

作 成	受 取	備 考
庄屋加藤太(印)、同断茂左衛門(印)、年寄善助(印)、先同断判左衛門(印)、百姓代長三良(印)、立会善四良(印)、同断丈右衛門(印)、同断忠左衛門(印)、同断五郎左衛門(印)、同断周三良(印)		端裏「天保十五年辰六月東野村取締書」、「兼帯庄屋与惣治(印)」の奥印あり
頭分三筋惣代加藤太印、同断茂助印、同断善助印、同断判左衛門印、同断長三郎印、同断金兵衛印、同断伊三郎印、同断市右衛門印	五左衛門殿、周三郎殿	端裏貼紙「天保十五辰年十月 東野村五郎左衛門・周三郎身上りニ付一札」、「東野村五左衛門(印)、周三郎(印)」から「八幡邑与惣次殿」宛の奥書あり
五左衛門印、周三郎印	頭分三筋御惣代加藤太殿、同茂助殿、同善助殿、同判左衛門殿、同長三郎殿、同金兵衛殿、同伊三郎殿、同市右衛門殿	端裏貼紙「天保十五辰年十月 東野村五郎左衛門・周三郎身上りニ付頭分三筋より一札」、「東野村庄屋加藤太(印)、同村同断茂助(印)、同村年寄善助(印)」から「八幡村与惣次殿」宛の奥書あり
頭分三筋惣代加藤太印、同茂左衛門印、同判左衛門印、同善助印、同長三郎印、同庄兵衛印、同伊三郎印、同市右衛門印、同伊右衛門印	惣右衛門殿	は241・は242はこより紐一括、端裏貼紙「天保十五辰年十二月 東野村惣右衛門身上り一札」、「東野村惣右衛門(印)」から「八幡邑与惣治殿」宛の奥書あり、別紙箇条書添付
本人惣右衛門印	御頭分三筋御一統中	破損あり、端裏貼紙「天保十五辰年十二月 東野村惣右衛門身上りニ付頭分三筋より一札」、「東野村頭分三筋惣代嘉藤太(印)、同断茂左衛門(印)、同断判左衛門(印)、同断善助(印)」から「八幡村与惣次殿」宛の奥書あり
東野村加藤太(印)、茂左衛門(印)、善助(印)、五左衛門(印)	八幡村与惣治殿	端裏「天保十五辰年十二月 去ル文化之頃郷例出入済口証文差戻候処請取書 東野村加藤太外三人より」
福田村長百姓惣代辰蔵(印)、九郎次(印)、仲右衛門(印)、平七(印)、幸平(印)、辰蔵親類政治郎(印)、九郎治同断周右衛門(印)、仲右衛門同断彦太郎(印)、平七同断八右衛門(印)、幸平同断源十郎(印)	御兼帯与惣治殿、同断嘉右衛門殿	端裏「天保十五辰年八月 福田村九郎次外四人より一札」
		現在、所在不明
弥三右衛門、政治郎、源十郎、ほか15人	与十郎殿、綱治郎殿、九左衛門殿、ほか7人	端裏貼紙「天保十五辰年十二月 福田村綱次郎一類身上り 同人一類より一札」、「綱次郎一類惣代与十郎(印)、同断綱右衛門(印)、同断綱次郎(印)、同断九左衛門(印)」より「御兼帯与惣治殿、同断嘉右衛門殿、御立入真光寺殿」宛の奥印あり
綱治郎、与十郎、九左衛門、ほか7人	雅之進殿、常治郎殿、平七殿、ほか15人	破損あり、取扱注意、端裏貼紙「天保十五辰年十二月 福田村綱次郎一類身上りニ付 長百姓中より一札」、「四筋惣代雅之進(印)、同断辰蔵(印)、同断九郎治(印)、同断兵治郎(印)、同断平七(印)」より「与惣治殿、嘉右衛門殿、真光寺殿」宛の奥印あり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は248	差出申熟談一札之事（休役の庄屋代隔年当番勤めの厚見郡北嶋村仲右衛門・代之進、病氣全快にて帰役願いの処、小前方差障り申すにて熟談につき）	天保十五年辰十一月	1844	一紙	1
は249	差出申済口証文之事（中須村百姓、惣瓦葺の物置・開き門建て、去丑年頭分一同より訴訟申し村方差入組みの処、和融内済整いにつき）	弘化二年巳二月	1845	一紙	1
は250	覚（八幡村与惣次、役儀・他村兼帯庄屋・出入取喰いなど万端骨折り取治めの処、老年にて役儀与惣次倅平馬へ見習庄屋申し付けにつき）	（弘化2年）二月十三日	1845	切紙 （包紙共）	1
は251	差出申一札之事（大衣斐村借金嵩み、立入人により村借済方仕法取締りの処、何年も不行届、差免願いあり召出され郷宿留めにて赦免願いにつき）	（弘化2年）巳二月	1845	一紙	1
は252	取締ヶ條書一札（大衣斐村拝借金10か年済にて上納、免割時の立会人、村諸入用金銀割賦の回数・立会人など18か条、順守につき）	弘化二年巳三月	1845	縦	1
は253	済口証文之事（則松村祭礼の節、円光寺にて若者の乱妨あり、文殊村の者、則松村と文殊村相手取り訴訟の処、預役所より文殊村役場へ掛合い内済につき）	弘化二年巳九月	1845	一紙	1
は254	奉差上御請書之覚（則松村祭礼の節、円光寺にて若者打寄せ文殊村の者と乱妨に及び内済の処、吟味の上詫び一札差上げにつき）	（弘化2年）巳九月	1845	一紙	1
は255	〔則松村祭礼の節、円光寺にて若者打寄せ文殊村の者と乱妨に及ぶ処、嚴重吟味願いなど願書書付〕	（弘化2年9月）	1845	縦	1
は256	差上申御請証文之事（則松村祭礼の節、円光寺にて若者の乱妨あり、文殊村の者、則松村と文殊村相手取り訴訟の処、預役所と知行所の取喰人より熟談整いにつき）	弘化二年巳九月	1845	一紙	1

作 成	受 取	備 考
北嶋村庄屋代仲右衛門(印)、同断代之進(印)、庄屋茂兵衛(印)、年寄柳助(印)、同断三右衛門(印)、同断源三郎(印)、百姓代元左衛門(印)、高持百姓九右衛門(印)、同断留右衛門(印)、同断継右衛門(印)、同断嘉右衛門(印)	御立入八幡村与惣次殿、御兼帶上本田村藤三郎殿	端裏貼紙「天保十五辰年十一月 厚見郡北嶋村仲右衛門・代之進婦役一件済口証文」
中須村訴訟方惣代喜九右衛門(印)、同断広右衛門(印)、同断要右衛門(印)、同断清助(印)、同断沢助(印)、同断権右衛門(印)、同断勝次(印)、相手方祐蔵(印)、親類清右衛門(印)	八幡村御庄屋与惣次殿、馬瀬村御庄屋平左衛門殿	端裏貼紙「弘化二巳年二月 中須村郷例出入済口証文」
和田為助(印)、山田話左衛門(印)	八幡村与惣次倅平馬	包紙「書付」、包紙貼紙「弘化二巳二月平馬へ見習庄屋被 仰付御書付」
大衣斐村小前方不殘連印	八幡村与惣治殿	端裏「弘化二巳年二月 大衣斐村御詫一札下書」
大衣斐村百姓多右衛門、儀内、政右衛門、ほか11人、高持立会三太夫、元右衛門、勘右衛門、ほか4人、御用状継人勇八、同常右衛門	御立入与惣次殿、御兼帶平左衛門殿、同断三右衛門殿	表紙「八幡村庄屋与惣治控」
戸田孫十郎様御知行所文殊村久内煩二付代九内、同村組頭廉蔵、同断周次、同村庄屋東作、前田五郎左衛門様御知行所則松村庄屋平八、年寄吉左衛門、山本七郎左衛門様御知行所同村庄屋泰助、年寄三左衛門、植村啓次郎様御知行所同村庄屋左忠太、年寄定七、百姓代友助、織田図書頭様御知行所同村庄屋久兵衛、戸田采女正様御預所同村庄屋儀太夫、年寄宗左衛門、百姓代浪右衛門	戸田采女正様御預所芦敷村平八殿、戸田孫十郎様御知行所中西郷村七右衛門殿	端裏「弘化二巳年八月則松村祭礼之砌文殊村ト入組済口写」、「芦敷村平八」から「則松村御庄屋衆中」宛の奥書あり
右(則松村)儀太夫、喜三良、宗左衛門、兵平、浪右衛門、宇蔵、詫人八幡村与惣次、芦敷村与三良、西秋沢村弥忠太、則松村兼帶庄屋萱場光四良、同断上本田村藤三良	大垣御預御役所	端裏「弘化二巳年八月則松村祭礼一件御詫申上げ候御受書之写」
		朱書「弘化二巳年八月 則松村祭礼一件 竹中扣」
前田五郎左衛門知行所則松村庄屋平八、年寄吉左衛門、山本七郎左衛門知行所同村庄屋泰助、年寄三左衛門、植村啓次郎知行所同村庄屋左忠太、年寄定七、織田図書頭知行所同村庄屋久兵衛、戸田孫十郎知行所文殊村庄屋東作、年寄嘉蔵、百姓代周次、御預所則松村庄屋儀太夫、年寄宗左衛門、百姓代浪右衛門、芦敷村取喫人平八	山田話左衛門殿、稲川松太夫殿、和田為助殿、松村百次郎殿	破損あり、端裏「弘化二巳年則松村文殊村入組御請書写」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は257	差上申御請書之覚（八幡村百姓、郷例破り物置に白土懸けにて取除くよう懸合う処、除かざるにて召出し糺しにつき）	弘化二巳年十二月廿一日	1845	一紙	1
は258	熟談書一札之事（青墓村の金銀諸入用のうち申年の違作後困窮にて家役米差出し難きの処、家役割法取直し熟談につき）	弘化三年丙午四月	1846	一紙	1
は259	差出申一札之事（下宿村庄屋勤方宜しからず義は後悔にて赦免願ひ、向後精勤につき）	（弘化3年）午五月	1846	一紙	1
は260	乍恐以書付御詫願奉申上候（下宿村庄屋勤方宜しからず義は後悔にて改心の一札差出し詫びにて赦免願ひにつき）	（弘化3年）午五月	1846	一紙	1
は260-1	奉差上御請書之事（下宿村庄屋勤方宜しからず義、改心の一札差出し御詫申上げにて是までの通り勤めにつき）	（弘化3年）午五月	1846	一紙	1
は261	差出申一札之事（去寅年裏印証文にて金91兩借用し翌年返済の処、近年の水損にて村方難渋し延引の処、出訴に及ぶにて返済仕法取決めにつき）	弘化三午年六月	1846	一紙	1
は262	差出申一札之事（去戌年裏印証文にて金45兩借用し翌年返済の処、近年の水損にて村方難渋し延引の処、出訴に及ぶにて返済仕法取決めにつき）	弘化三午年六月	1846	一紙	1
は263	乍恐以書付御歎願奉申上候（東野村ほか8か村、糟川谷御礼山に薪蒔り時、大瀧村為右衛門扣山通行の処、立入禁止申し入組み出来、内済の趣意につき）	（弘化3年）午七月	1846	切紙	1
は264	済口一札之事（東野村ほか8か村、糟川谷御礼山に薪蒔り時、大瀧村為右衛門扣山通行の処、立入禁止申し入組み出来の処、内熟整いにつき）	弘化三午年八月	1846	一紙	1
は265	熟談一札野事（青柳村地内にて夜相撲取組、村人見物の処、東野村・池田野新田両村の者、不法働きにて訴訟のと処、熟談につき）	弘化三午年八月	1846	一紙 （こより 紐共）	1
は266	郷宿取締一札之事（郷宿替えにて下用代金・払い方の儀など承知につき）	弘化三丙午年八月	1846	一紙	1
は267	差出申一札之事（青墓村非人番難渋の処、不束の儀にて郷宿留め仰せあり赦免願ひにつき）	（弘化3年）午九月	1846	一紙	1

作 成	受 取	備 考
八幡村百姓佐藤次印、郷宿平野屋甚蔵印	大垣御預御役所	端裏貼紙「弘化二巳年十二月廿一日佐藤次方土蔵白土一件御受書之写」、「八幡村佐藤次(印)、郷宿大垣本町平野屋甚蔵(印)」から「御村役人衆中」宛の奥印あり、は431と関連
佐太七、佐久吉、浅右衛門、ほか129人	兼帯庄屋八幡村与惣次殿、右同断荒川村武八郎殿、年寄和藤次殿、同断佐市殿	破損あり、端裏「弘化三午年四月青墓村家役入組熟談書写」
下宿村庄屋民之助	八幡村与惣次殿、芦敷村平八殿、美江寺村萬平殿、下宿村嘉兵次殿	破損あり、端裏「弘化三 午五月下宿村民之助一札下」
詫人下宿村嘉平治、同断美江寺村萬平、同断芦敷村平八、同断八幡村与惣治	大垣御預御役所	端裏「弘化三 午五月下宿村民之助詫願下」
当人下宿村民之助、詫人下宿村嘉平次、同断美江寺村萬平、同断芦敷村平八、同断八幡村与惣治	大垣御預御役所	端裏「弘化三 午五月下宿村民之助御受書写」、資料には「は二六一」と番号記載
久徳村百姓代仲右衛門、年寄永次、兼帯庄屋武八郎	鏡嶋村文左衛門殿御取次	端裏「弘化三午年六月 久徳村御裏印滞濟口写 此本紙ハ八月四日荒川村武八郎へ渡」、「八幡村与惣治」の奥書あり、「鏡嶋村文左衛門」から「八幡村与惣治殿」宛の奥書あり
塩田村庄屋治郎右衛門、百姓代梅右衛門、同断良輔、同断彦八	鏡嶋村文左衛門殿御取次	端裏貼紙「弘化三午年六月 塩田村御裏印金濟口 鏡嶋村文左衛門」、「八幡村与惣治」の奥書あり、「鏡嶋村文左衛門(印)」から「八幡村与惣治殿」宛の奥印あり
東野村庄屋加藤太、組頭たれ	大垣御預御役所	端裏「大瀧山一件 加藤太歎願之下書」
東野村嘉藤太(印)、右村親類惣代茂助(印)、年寄善助(印)、大瀧村為右衛門(印)、親類惣代松尾村善四郎(印)、大瀧村年寄武三郎(印)	御立入人八幡村御庄屋与惣次殿、同断今須村御庄屋三左衛門殿	端裏貼紙「弘化三午年八月 大瀧山一件濟口証文」
訴訟方御領分青柳村五人組頭武助、同断定右衛門、名主喜兵衛、相手方御預所池田野新田勘右衛門、庄屋文左衛門、同断東野村年寄善助、庄屋茂左衛門、同断加藤太	取嘆人古橋村治部助殿、願成寺村仁三郎殿	端裏「弘化三午年八月 青柳村と東野新田両村と熟談一札写」、「取嘆人古橋村治部助、願成寺村仁三郎」から「池田野新田御役人衆中」宛の奥書あり、「東野村庄屋加藤太、池田野新田庄屋文左衛門」から「八幡村与惣次殿」宛の奥書あり
郷宿本人又一兵衛(印)、請人善兵衛(印)	長屋村、美江寺村、東栗野村、則松村、雛倉村、西秋沢村、両黒野町、芦敷村、鷺山村、鏡嶋村、野口新田、牛牧村、野田新田、只越村、生津村、内野新田、八幡村、福田村、福束村、同新田、海松新田、楡俣村、南波村、東戸村、里村、藻池新田、大藪村、中須村、馬瀬村、上本田村、下本田村、楡俣新田右村々御庄屋衆中様	端裏貼紙「弘化三午年八月 郷宿替ニ付魚屋又一兵衛より一札」
青墓村年寄和藤次(印)、同断佐市(印)	与惣次殿、武八郎殿	破損あり、取扱注意、端裏貼紙「弘化三午年九月 青墓村和藤次佐市より一札」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は268	乍恐以書付御詫願奉申上候（青墓村年寄2人、村方の人寄せ申さず不束の儀にて郷宿留めの処、赦免願いにつき）	（弘化3年）午九月	1846	一紙	1
は268-1	〔郡中融通講の儀につき廻状〕	十月廿九日		横長	1
は269	福東新田一件書類留（西組庄屋、当番勤めにて引き渡し願ひ、小入用帳など吟味願ひなどにつき）	弘化三丙午年九月	1846	縦	1
は270	福東新田再締取極書（村入用多く田畑免割賦相違にて諸帳面取調べの段、乗願寺・小前惣代らより村役人へ訴訟の処、内済熟談につき）	弘化三年午十月	1846	縦	1
は271	福東新田再締取極書（村入用多く田畑免割賦相違にて諸帳面取調べの段、乗願寺・小前惣代らより村役人へ訴訟の処、内済熟談につき）	弘化三年午十月	1846	縦	1
は272	福東新田再締取極書（村入用多く田畑免割賦相違にて諸帳面取調べの段、乗願寺・小前惣代らより村役人へ訴訟の処、内済熟談につき）	弘化三年午十月	1846	縦	1
は273	福東新田再締取極書（村入用多く田畑免割賦相違にて諸帳面取調べの段、乗願寺・小前惣代らより村役人へ訴訟の処、内済熟談につき）	弘化三丙午年九月	1846	縦	1
は273-1	〔村方買上地図面〕	（弘化3年）	1846	一紙	1
は273-2	〔福東新田諸帳面取調べの訴訟方・相手方の名前書付〕	（弘化3年）	1846	一紙	1
は273-3	乍恐以書付奉申上候（福東新田の諸帳面取調べ訴訟、熟談にて訴訟取下げにつき）	（弘化3年）	1846	切紙	1
は273-4	〔福東新田の村役人名、勤め年数など書付〕	（弘化3年）	1846	一紙	1
は273-5	〔中郷新田下役札しの件につき書付〕	（弘化3年）	1846	一紙	1
は274	青野村役儀取極熟談一札（庄屋病身にて休役願ひ後、長々差揉め村役定まらざる処、役所より村役定めにつき）	弘化三午年十月	1846	縦	1
は275	改一札之事（福東新田4軒の男女共、光泉寺檀家の処、先年の宗門判形にて差し入組み、内済により光泉寺直印を乗願寺代判と取極め、今般改めにつき）	弘化三丙午年十一月	1846	縦	1
は276	改一札之事（福東新田4軒の男女共、光泉寺檀家の処、先年の宗門判形にて差し入組み、内済により光泉寺直印を乗願寺代判と取極め、今般改めにつき）	弘化三丙午年十一月	1846	縦	1
は277	改一札之事（福東新田4軒の男女共、光泉寺檀家の処、先年の宗門判形にて差し入組み、内済により光泉寺直印を乗願寺代判と取極め、今般改めにつき）	弘化三丙午年十一月	1846	一紙	1

作 成	受 取	備 考
青墓村兼帯荒川村庄屋武八郎、同断八幡村庄屋与惣次	大垣御預御役所	端裏「弘化三午年九月 青墓村和藤次・左市 兩人御詫願下書」
竹中与惣次、清水次郎左衛門、河地三左衛門	八幡村、東野村、池田野新田、青墓村、青野村、綾戸村、嶋村、表佐村、宮代村、垂井村、府中村、大瀧村、野上村、松尾村、今須村右村々御庄屋中様	破損あり、資料には「は二六八」と番号記載
		は269～は274は袋一括、袋「福東新田一件書類入 与惣次扣」、表紙「竹中与惣次扣」
福東新田訴訟方一、一、一、相手方一、一、一、一、立入人一、一	大垣御預御役所	貼紙多数あり、取扱注意、表紙「栗田扣」
福東新田訴訟方一、一、一、相手方一、一、一、立入人一、一	大垣御預御役所	貼紙多数あり、取扱注意、表紙「相手方」
福東新田訴訟方一、一、一、相手方一、一、一、立入人一、一	大垣御預御役所	破損あり、貼紙多数あり、取扱注意
福東新田一、一、一、一	大垣御預御役所	は273に、は273-1～-5 が挟み込み、綴じ紐に結び文あり、貼紙あり
		資料には「は二〇五-二」と番号記載
		資料には「は二〇五-三」と番号記載
		資料には「は二〇五-四」と番号記載
		資料には「は二〇五-五」と番号記載
		資料には「は二〇五-六」と番号記載
不破郡青野村百姓代伊助、同断半右衛門、元庄屋猪兵衛、同断宇兵衛倅菊次郎、合帳方惣代誰、同断誰	御立入八幡村庄屋与惣治殿、兼帯御庄屋萬平殿	表紙「与惣次扣」
福東新田乗願寺、乗願寺旦家惣代庄屋平左衛門、光泉寺旦家惣代庄屋彦六	多芸入方光泉寺殿	「立入人八幡村庄屋与惣次、下宿村庄屋民之助」とあり、下書
多芸入方光泉寺、証人同寺旦那惣代福東新田庄屋彦六	福東新田乗願寺殿	「立入人八幡村庄屋与惣次、下宿村庄屋民之助」とあり、下書
多芸入方光泉寺、証人同寺旦那惣代福東新田庄屋彦六	福東新田乗願寺殿	破損あり、端裏貼紙「弘化三午年十一月 宗門代判替一札 福東新田乗願寺」、「立入人八幡村庄屋与惣次、同断下宿村庄屋民之助」の奥書あり、「福東新田乗願寺(印)」から「御立入人八幡村御庄屋与惣次殿、同断兼帯下宿村御庄屋民之助殿」宛の奥書あり

番号	表題	年代	西暦	形態	数
は278	改一札之事（福東新田4軒の男女共、光泉寺檀家の処、先年の宗門判形にて差し入組み、内済により光泉寺直印を乗願寺代判と取極め、今般改めにつき）	弘化三丙午年十一月	1846	一紙	1
は279	《福東新田村入用ニ付済口証文》	弘化3・11	1846		
は280	乍恐以書付御詫願奉申上候（福東新田、申年以來の出入り残らず熟談にて是までの不埒の書面の差下げ・心得違いのお詫びにつき）	（弘化3年）午十一月	1846	縦	1
は281	乍恐以書付奉申上候（福東新田乗願寺・小前惣代ら、村入用多く田畑免割賦相違にて諸帳面一見により訴訟の処、熟談にて訴状など差下げにつき）	（弘化3年）午十一月	1846	縦	1
は282	青墓村締箇條書（庄屋退去後、跡役定まらず年寄兩人にて御用勤めの処、心得方行違いあるにて、諸事取極めにつき）	弘化四年未四月	1847	縦	1
は283	乍恐以書付奉願上候（東野村庄屋茂左衛門、老年にて退役願ひ跡役の儀につき）	（弘化4年カ）	1847	切紙	1
は283-1	差出申一札之事（東野村庄屋茂左衛門、老年にて退役願ひ、跡役へ庄屋預り金などの件につき）	弘化四年未十一月	1847	切紙	1
は283-2	乍恐以書付奉申上候（東野村庄屋茂左衛門、老年にて退役願ひ跡役の儀、高持百姓の内、不承知方あるにつき）	（弘化4年）未十一月	1847	切紙	1
は283-3	〔東野村庄屋跡役の儀につき書状〕	（嘉永元年）五月十日	1848	切紙	1
は283-4	〔東野村庄屋跡役の儀につき書状〕	（嘉永元年）申八月廿四日	1848	切紙	1
は283-5	嘉永元申年より同二酉年迄東野茂左衛門役一件（相談にて大垣へ出張願ひにつき書状）	（嘉永元年）十月十四日	1848	切紙	1
は283-6	覚（東野村加藤太の行状などにつき）	（嘉永2年正月3日）	1849	切紙	1
は283-7	〔東野村庄屋病身・老年にて跡役の儀につき書付〕	（弘化4～嘉永2年）	1847	切紙	1
は284	奉差上御請書覚（村中儉約取締方順守にて村中連印一札差上げにつき）	嘉永三戌年十二月	1850	縦	1
は285	乍恐以書付御内達奉申上候（八幡村治郎右衛門・清五郎兩人、葬式手伝い差障りにて召出し吟味願ひにつき）	（嘉永4年）亥八月	1851	一紙	1
は286	御詫申一札之事（八幡村治郎右衛門・清五郎兩人、葬式手伝い差障りにて召出され郷宿留めにて赦免願ひにつき）	嘉永四年亥九月	1851	一紙	1

作 成	受 取	備 考
福東新田乗願寺、証人乗願寺旦家惣代平左衛門、光泉寺旦家惣代彦六	多芸入方光泉寺殿	破損あり、端裏貼紙「弘化三午年十一月 宗門代判替一札 多芸入方光泉寺」、「立入人八幡村庄屋与惣次、同断下宿村庄屋民之助」の奥書あり、「多芸入方光泉寺(印)」から「御立入人八幡村御庄屋与惣次殿、同断兼帯下宿村御庄屋民之助殿」宛の奥書あり
		現在、所在不明
福東新田乗願寺、立入人与惣次、兼帯庄屋民之助	大垣御預御役所	「弘化三午年十一月 福東新田乗願寺詫願下書」とあり
福東新田訴訟方乗願寺、庄屋平左衛門、高持惣代直右衛門、ほか高持惣代3人、相手方庄屋源兵衛、同断彦六、同断喜十郎、同断忠右衛門、年寄留平次、同断甚左衛門、同断嘉蔵、百姓代孫左衛門、同断元右衛門、訴答外惣代治兵衛、同断猪平、立入人八幡村庄屋与惣次、同断兼帯下宿村庄屋民之助	大垣御預御役所	「弘化三午十一月御願下ケ下書 福東新田」とあり
青墓村高持惣代辰右衛門(印)、半左衛門(印)、勘左衛門(印)、ほか20人、組親惣代太七(印)、善右衛門(印)、太右衛門(印)、ほか6人、年寄佐市(印)、同断和藤次(印)	御兼帯与惣治殿、同断武八郎殿、御立入人祐平殿	破損あり、取扱注意、表紙貼紙「弘化四未年四月 青墓村取締箇條書」、『大垣市史 資料編近世三』 pp. 875～878に収載
		は283・は283-1～-7はビニール紐一括、端裏「東野村願書下」
当人善助、倅鎌助、証人たれ	茂左衛門殿	端裏「未十一月二日茂左衛門へ指□出候下書」
東野村兼帯庄屋与惣次	大垣御預御役所	端裏「茂左衛門役一条願下書」
原茂左衛門	竹中与三右衛門様	端裏「申五月十日 役一件 茂左衛門」
大垣□□松井萬平	竹中与三右衛門様	
松井萬平	竹中与三右衛門様	端裏「申十月十四日 松井万平」
		「西正月三日東野茂左衛門より来書」とあり
		端裏「東野役一条下書文下」
八幡村百姓仙五郎(印)、友三郎(印)、直右衛門(印)、ほか153人、百姓代市郎兵衛(印)、年寄浅右衛門(印)、同断八右衛門(印)、同断弥三兵衛(印)、同断予左衛門(印)、庄屋与惣治(印)	大垣御預御役所	表紙「池田郡八幡村」
八幡村庄屋与惣次、年寄弥三兵衛	大垣御預御役所	破損あり、取扱注意、端裏「嘉永四亥八月廿九日治郎右衛門一件願書下」
八幡村当人治郎右衛門(印)、同断清五郎(印)、治郎右衛門親類并組合惣代周右衛門(印)、清五郎親類并組合惣代九郎右衛門(印)	村御役人御衆中	破損大、取扱注意

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は287	御詫申一札之事（八幡村治郎右衛門・清五郎 兩人、葬式手伝い差障りにて召出され郷宿留 めにて赦免願ひにつき）	嘉永四年亥九月	1851	一紙	1
は288	御頼申一札之事（八幡村治郎右衛門・清五郎 兩人、心得違ひの事により召出され郷宿留 めにて赦免願ひにつき）	嘉永四年亥九月	1851	一紙	1
は289	差入申慎一札之事（八幡村治郎右衛門・清五 郎兩人、葬式手伝い差障りにて召出され郷宿 留めの処、私ども慎みにつき）	嘉永四年亥九月	1851	一紙	1
は290	慎一札之事（八幡村治郎右衛門・清五郎兩 人、葬式手伝ひにて不当の儀申し、召出され 吟味の処、私ども諸事慎みにつき）	嘉永四年亥九月	1851	一紙	1
は291	乍恐以書付御詫願奉申上候（八幡村治郎右衛 門・清五郎兩人、葬式手伝ひにて不当の儀申 し、召出され郷宿留めの処、吟味下げ願ひに つき）	（嘉永4年）亥九月	1851	一紙	1
は292	慎一札之事（八幡村小三郎一件、事済み後も 差し入組みの儀あるにて諸事慎みにつき）	嘉永四年亥九月	1851	一紙	1
は293	《八幡村百姓葬式手伝人一件二付詫願書》	嘉永4・9	1851		
は294	濟口一札之事（青墓村円興寺先住より差出し の人足賃米役札間違ひ一件にて村役人より訴 訟の処、内熟につき）	嘉永四年亥九月	1851	一紙 （包紙共）	1
は295	濟口一札之事（青墓村円興寺先住より差出し の人足賃米役札間違ひ一件にて村役人より訴 訟の処、内熟につき）	嘉永四年亥九月	1851	一紙	1
は296	口上之覚（村方役札一件、申年から3か年分 の有り体認めにつき）	（嘉永4年）亥ノ正月	1851	一紙	1
は297	差出申濟口一札之事（八幡村枝郷西江戸の 儀、家作郷例取締りの処、下百姓違反による 差し入組み、和融につき）	嘉永六丑年正月	1853	切紙	1
は298	乍恐以書付奉申上候（八幡村庄屋与惣次儀、 近年病身にて庄屋役赦免、跡役与惣次甥愛之 助に願ひ上げにつき）	安政二年卯二月	1855	切紙	1
は299	乍恐以書付奉申上候（八幡村仙助儀、年寄役 許可につき請書）	安政二年卯三月	1855	一紙	1
は300	乍恐以口書奉願上候（青墓村、近年猥りに なり村法取崩し一村迷惑にて、引き込みの段分 るよう穿鑿願ひにつき）	安政三年辰十一月	1856	切紙	1
は300-1	口上之覚（青墓村の諸宮・夫食米代金・村方 山割など村法、穿鑿願ひにつき）	（安政3年カ）十一月廿 八日	1856	一紙	1
は301	《八幡村枝郷西江渡取締書》	安政5・2	1858		
は302	差出申御請書之事（美濃米は米性宜しからず 江戸年貢廻米仕立改方などの儀、厳しく取締 りにつき）	（安政5年）午九月	1858	一紙	1
は303	御目見席順調帳	安政六年己未正月	1859	横長	1
は304	奉差上内熟談証文之事（池田野新田小前百姓 母死去猪にて葬式の取計い方、郷例違反にて 訴訟の処、熟談整ひにつき）	慶応三年卯四月	1867	一紙	1

作 成	受 取	備 考
八幡村当人治郎右衛門、同断清五郎、治郎右衛門親類并組合惣代周右衛門、清五郎親類并組合惣代九郎右衛門	村御役人御衆中	破損大、取扱注意、端裏「清五郎治郎右衛門 兩人より詫願下」
詫人友三郎	村御役人衆中	破損大、取扱注意
八幡村当人忠右衛門(印)、同断幾右衛門(印)、組親類惣代利左衛門(印)	村御役人御衆中	破損あり、取扱注意
八幡村当人小三郎(印)、同断富右衛門(印)、同断領助(印)	村御役人御衆中	破損あり
八幡村庄屋与惣次、年寄弥三兵衛、同断予左衛門	大垣御預御役所	端裏「詫願下」、破損大、取扱注意
当人柳蔵(印)、倅幸助(印)	村御役人御衆中	
		現在、所在不明
青墓村円興寺(印)、同村年寄佐市(印)、同断和藤次(印)、右村兼帯庄屋与惣次(印)、同断久間多(印)		破損あり、包紙「竹中与惣次様 青墓村」、「右村円興寺(印)、年寄佐市(印)、同断和藤次(印)」から「取嘆人兼帯庄屋与惣次殿」宛の奥印あり
青墓村円興寺義海、同村年寄佐市、同断和藤次、右村兼帯庄屋与惣次、同断久間多		破損あり、下書
隠居智海	現住義海殿	「先住智海書置之写」とあり
頭百姓太六、同断伊兵衛、次百姓市郎兵衛、太作、ほか11人、下百姓覚右衛門、小作、ほか4人	御庄屋与惣治殿	破損あり、取扱注意、「庄屋与惣次」の奥書あり
八幡村庄屋与惣次、年寄弥三兵衛、同断八右衛門、一、一、百姓代市郎兵衛、一、高持惣代一、一、一	大垣御預御役所	
八幡村仙助(印)	大垣御預御役所	
青墓村一印(省略)、ノ百拾人余連判	大垣御預御役所	は300は、は300-1を狭んでいた
		資料には「は二六五」と番号記載
		現在、所在不明
高持小前惣代友三郎(印)、重三郎(印)、甚右衛門(印)、ほか15人	御村役人衆中	破損あり、一部継目剥がれ、端裏「安政五年九月 御廻米正合不宜ニ付締書惣代より一札」
池田野新田年寄勘右衛門(印)、庄屋亀之助(印)、東野村年寄話次右衛門(印)、立入人八幡村庄屋竹中政之丞(印)、同断下真桑村庄屋三右衛門(印)	大垣御預御役所	

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は305	覚（金15両、東海道鎮撫御用として献上にて請取につき）	（慶応4年カ□）三月廿日	1868	切紙	1
は306	乍恐書付を以奉申上候（八幡村屋敷畑に梨木10本植付け、京都・大坂へ直送りせず近辺の仲買へ売渡しにつき）	明和九年辰五月	1772	一紙	1
は307	御用御廻状写帳	天明九年酉正月（～12月）	1789	横長	1
は308	御巡見様御通行二付諸事覚書帳	宝暦十年辰十一月	1760	横半	1
は309	御料所御巡見取計書・御国廻御巡見取計書	天明七未年五月	1787	縦	1
は310	〔御国廻り巡見使通行図〕	（天明8年）申三月	1788	一紙 （こより紐共）	1
は311	乍恐以書付奉願上候（巡見使通行時、池田郡惣代与惣治・八幡村庄屋八右衛門兩人病にて百姓運兵衛参上の処、不調法にて詫びにつき）	天明八年申六月	1788	一紙	1
は312	乍恐以書付奉申上候（国巡見使、先年通行の節、池田郡八幡村・東野村は通行通りに無きにつき）	天明八申年	1788	一紙	1
は313①	御料御巡見様御泊り諸事下積	天明八年申四月	1788	横長	1
は313②	御料御巡見様御泊り諸事下積	天明八年申四月	1788	横長	1
は314	御料所御巡見様御泊り入用帳	天明八年申五月	1788	横長	1
は315	手鑑（御料御巡見使名、行程、夫食・種貸などの返上免除願いなど書付）	天明八申年六月吉日改之	1788	横長	1
は316-1	覚（郡中割書付）	（天明8年カ）	1788	横長	1
は316-2	覚（御料御巡見にて笠松役所よりの仰せ写）	（天明8年）	1788	縦	1
は316-3	夜具備方覚	（天明8年カ）	1788	横長	1
は316-4	〔郡中より請取金など勘定書付〕	（天明8年カ）	1788	横長	1
は316-5	御朱印并御証文写（御用中は持参の巡見御用書物長持などの件につき）	（天明8年4月～6月）	1788	横長	1
は316-6	〔巡見使御通行につき廻文綴〕	（天明8年カ）	1788	綴	1
は316-7	〔諸事借用者並びに請取物覚帳など綴〕	（天明8年申6月）	1788	綴	1
は316-8	〔諸役・諸入用など書付〕	（天明8年カ）	1788	横長	1
は316-9	〔垂井宿二而借物覚帳〕	（天明8年カ）	1788	横長	1
は317	御国御巡見様御通行御旅宿諸入用郡中割賦帳	天明八年申十一月	1788	横長	1
は318	大原亀五郎・石原清左衛門・千種鉄十郎・多羅尾四郎右衛門・戸田采女正・竹腰山城守・毛利源内 御代官所・御預所濃州・勢州村々御道順帳	（天明8年）	1788	横長	1

作 成	受 取	備 考
大垣御預役所(印)	八幡村竹中与惣次	端裏貼紙「慶応四年辰三月 御役所請取書」
濃州池田郡八幡村庄屋与惣治、同断八右衛門、同断曾右衛門、年寄幸次郎、同断千太郎、同断甚之右衛門、百姓代弥平治	石原清左衛門様御役所	
八幡村		破損大、取扱注意
濃州池田郡八幡村与惣次		資料には「は四四七」と番号記載
池田郡八幡村扣		『岐阜県史 史料編近世二』 pp. 951～953に収載
		破損あり、取扱注意
池田郡八幡村庄屋与惣治、同断八右衛門、同断曾右衛門、年寄幸次郎、同断茂兵衛、同断源三郎、百姓代弥平次	石原清左衛門様御手代谷半右衛門殿	破損あり、取扱注意
池田郡八幡村庄屋与惣治代同村百姓運兵衛	大津御役所	破損大、取扱注意、下書
八幡村扣江		は313①～②は綴、『岐阜県史 史料編近世二』 pp. 953～955に収載
八幡村扣江		「正林庵」とあり
池田郡八幡村		表紙「郡中差出方帳」
竹中与惣治		破損あり、7.0×20.0cm、表紙「不許他見之」、『岐阜県史 史料編近世二』 pp. 956～958に収載
		9.0×24.2cm、資料には「は三一六」と番号記載
		資料には「は三一六」と番号記載、貼紙「石原清左衛門御代官所美濃国池田郡八幡村庄屋与惣治、同断八右衛門、年寄幸次郎、同断茂兵衛、百姓代弥平次、村高千弍百三拾弍石六斗三升」とあり、『岐阜県史 史料編近世二』 pp. 958～959に収載
		資料には「は三一六」と番号記載
		資料には「は二八三」と番号記載
		『岐阜県史 史料編近世二』 pp. 955～956に収載、資料には「は三一六」と番号記載
		資料には「は三一六」と番号記載
		資料には「は三一六」と番号記載
		資料には「は三一六」と番号記載
		資料には「は三一六」と番号記載
惣代世話役庄屋小西郷村当三郎、十四条村勇右衛門、鏡嶋村仁蔵、根古地村浅右衛門、南波村斧右衛門、綾野村元右衛門	村々御庄屋衆中	表紙「天明八年申十月 竹中与惣次扣」
八幡村与惣治扣		破損あり、案内者の名前書付あり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は319	柴田善之丞・大井帯刀・多羅尾織之助御代官所・戸田采女正・毛利源内御預所濃州・勢州村々御道順書	天保八年酉八月	1837	横長	1
は320	御巡見御用留	天保八年酉九月	1837	横半列	1
は321	御順見一条・御用状并惣代廻文写帳	天保九年戌正月吉日	1838	横長	1
は322①	御順見ニ付御役人様御休泊買物帳	天保九年戌二月吉日	1838	横長	1
は322②	御巡見ニ付買物覚帳	天保九年戌四月吉日	1838	横長	1
は323	御請書（御料所村々へ巡見の間、訴訟の事も控えず訴状により申し出るなどの申渡しにつき）	（天保9年）戌三月	1838	縦	1
は324	御請書（御料所村々へ巡見の間、国絵図・城絵図無用の事など申渡しにつき）	（天保9年）戌三月	1838	縦	1
は325	村差出明細書上帳（美濃国池田郡八幡村）	天保九戌年三月	1838	縦	1
は326	村差出明細書上帳（美濃国不破郡垂井村）	天保九年戌三月	1838	縦	1
は327	村差出明細書上帳（美濃国池田郡池田野新田）	天保九戌年三月	1838	縦	1
は328	御巡見御用留	天保九年戌四月吉日	1838	横半	1
は329	御国御巡見様御通行覚帳	天保九年戌四月吉日	1838	横半	1
は330	濃州多芸郡嶋田村之内高田町御泊りより同州安八郡豊喰新田御泊り迄道程墨引	（天保9年）戌四月	1838	一紙	1
は331	御巡見様御用御通	天保九年戌閏四月	1838	横長	1
は332	乍恐書付ヲ以御歎願奉申上候（八幡村への加助郷免除につき）	天保九戌年閏四月	1838	縦	1
は333	御国御巡見ニ付惣代勤方并高田御泊締方御届書	天保九年戌閏四月	1838	縦	1
は333-1	〔巡見御用にて八幡村通行にて人馬差出し、木銭米代請取り、馬荷物受取りなど覚綴〕	（天保9年閏4月28日）	1838	綴	1

作 成	受 取	備 考
与惣次扣		は319～は324・は328～は339は袋一括、袋書「天保九戌年閏四月 御料御国両御巡見様御通行ニ付諸帳面入 但二袋之内 与惣次扣」
八幡村庄屋与惣次控		
		は321・は322は重ね折り一括、破損あり
		は322①～②は綴
濃州池田郡八幡村庄屋与惣治(印)、同断次五平(印)、同断辰右衛門(印)、見習庄屋岸右衛門(印)、年寄治吉(印)、同断弥三兵衛(印)、同断八右衛門(印)、百姓代沢右衛門(印)	大垣御預御役所	表紙「濃州池田郡八幡村」、表紙貼紙「下帳」
濃州池田郡八幡村庄屋与惣治(印)、同断次五平(印)、同断辰右衛門(印)、見習庄屋岸右衛門(印)、年寄治吉(印)、同断弥三兵衛(印)、同断八右衛門(印)、百姓代沢右衛門(印)	大垣御預御役所	表紙「濃州池田郡八幡村」、表紙貼紙「下帳」
美濃国池田郡八幡村枝郷西江渡百姓代沢右衛門(印)、庄屋辰右衛門(印)、枝郷下村百姓代孫左衛門(印)、年寄八右衛門(印)、庄屋次五平(印)、本村百姓代仙五郎(印)、年寄弥三兵衛(印)、年寄治吉(印)、見習庄屋岸右衛門(印)、庄屋与惣治(印)		は325～は327・は342・は358・は320・は321は袋一括、袋書「天保九戌年閏四月 御料・御国両御巡見様御通行ニ付諸帳面入 但式袋之内 与惣治扣」、表紙貼紙「御巡見ニ付差上候扣」、竹中家文書目録(その1)に翻刻(抄出)収載(pp.3～5)
美濃国不破郡垂井村庄屋善五郎(印)、同断半平(印)		
美濃国池田郡池田野新田百姓代半右衛門、年寄勘右衛門、見習庄屋亀之助、兼帯庄屋与惣次		表紙貼紙「池田野新田村扣ハ印付ニ致シ亀之助方へ遣置」
竹中扣		
戸田采女正御預所濃州村々惣代安八郡西結村庄屋民之丞、本巢郡上本田村庄屋源右衛門		
魚問屋嘉兵衛(印：濃州大垣魚屋)	垂井宿御役人衆様	
戸田采女正御預所濃州池田郡八幡村庄屋、年寄、百姓代	御巡見御役人中様	
高田町年寄多右衛門、庄屋市右衛門、御巡見世話方惣代西方村八郎右衛門(印)、荒川村嘉右衛門(印)、岩道村藤三郎(印)、福東村嘉兵衛(印)、上本田村源右衛門(印)、西結村民之丞(印)、芦敷村平八(印)、下真桑村三右衛門(印)、八幡村与惣次(印)	大垣御預御役所	表紙「御巡見世話方惣代」、裏表紙「八幡村与惣次扣」
		資料には「は333-2」と番号記載

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は334	御料御巡見ニ付惣代勤方并御休泊取計方御届書	天保九戊戌年五月	1838	縦	1
は335	御国・御料御巡見様御通行ニ付諸入用取調帳	天保九年戊五月	1838	横長	1
は336	御料・御国両御巡見様御通行諸入用取調帳	天保九年戊五月	1838	横長	1
は337	〔野上村・青野村・青墓村・東野村・池田野新田合5か村御巡見様御入用取調帳など綴〕	(天保9年5月)	1838	横長	1
は338	御料・御国両御巡見様御通行諸入用取調帳	天保九年戊五月	1838	横長	1
は339	御料・御国両御巡見諸入用割賦帳	天保九年戊六月	1838	横長	1
は340	御料・御国両御巡見諸入用取調帳	天保九年戊六月	1838	横長	1
は341	御料・御国両御巡見諸入用取調帳	天保九年戊六月	1838	横長	1
は342	村差出明細書上帳(雛形)	天保九戊年何月	1838	縦 (包紙付)	1
は342-1	〔巡見方へ差出の明細帳、まちまちにて別紙案文のよう認めるべく惣代へ遣わすにつき廻状〕	(天保9年)三月二日申中刻出ス	1838	切紙	1
は343	覚書(御朱印寺社、百姓飢人手当、名産産物、石高・家数・人数など)	天保九戊年	1838	縦	1
は344	覚(八幡村明細書付)	(天保9年)	1838	横半	1
は345	覚(八幡村明細書付)	(天保9年)	1838	横半	1
は346	御陣屋三軒分人足割付帳	(天保9年)	1838	横長	1
は347	覚(巡見使巡見時の休泊方、人足数など書付)	(天保9年)	1838	横長	1
は348	〔巡見御用諸入用・取替物など覚帳〕	(天保9年カ)	1838	横長	1
は349	蒲団蚊帳取調帳	(天保9年カ)	1838	横長	1
は350	御料御巡見様御休泊御膳記	(天保9年閏4月21日～25日)	1838	横長	1
は351	覚(巡見使巡見時の休泊方、人足数など書付)	(天保9年)	1838	横長	1
は352	御巡見様入用之積り(給仕・料理・水夫・小遣・取次・掃除人の下用金など)	(天保9年カ)	1838	横長	1
は353	手鏡(八幡村・池田野新田明細書付)	(天保9年)	1838	横半	1
は354	御巡見様御案内こゝろおほへ(池田野新田明細書付)	(天保9年)	1838	横半	1
は355	御巡見様御案内こゝろおほへ(池田野新田明細書付)	(天保9年)	1838	横半 (こより紐共)	1
は356	高田町水野様御宿ニ而覚書(人馬賃・道法など)	(天保9年)	1838	横半	1
は357	延享三寅年・宝暦十辰年・天明八申年御巡見様御休泊覚	天保八酉年書出ス	1837	横半	1

作 成	受 取	備 考
御巡見世話方惣代西方村八郎右衛門(印)、荒川村嘉右衛門(印)、岩道村藤三郎(印)、福東村嘉兵衛(印)、上本田村源右衛門(印)、西結村民之丞(印)、芦敷村平八(印)、下真桑村三右衛門(印)、八幡村与惣次(印)	大垣御預役所	表紙「御巡見世話方惣代」、裏表紙「八幡村与惣次扣」
垂井村		表紙朱書「御休泊調入」
八幡村		表紙朱書「御休泊調入」
八幡村		表紙朱書「郡中惣代へ差出候扣」
御巡見惣代八幡村与惣治扣		
御巡見惣代八幡村与惣次		
与惣次扣		破損あり
何国何郡何村百姓代誰、年寄誰、庄屋誰		包紙「大急 廻状 大垣御預役所 一ツ木村始」、廻状(は342-1)と包紙が綴じ紐に括付け、資料には「は三一四」と番号記載
大垣御預役所(印)	一ツ木村(印)、上磯村(印)、大衣斐村(印)、志名村(印)、嶋村(印)、池田野新田(印)、東野村(印)、八幡村右村々庄屋、年寄	各村の廻状の受取・発信時刻を記した付箋あり
与惣次扣		
友三郎		
笹右衛門		
		「下書」とあり
		破損あり
		「嶋田扣」とあり
竹中扣		
池田野新田扣		「笹右衛門」とあり
池田野新田扣		「友三郎」とあり
与惣次扣		
与惣次扣		

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は358-1	〔御料巡見使、来る14日笠松到着、23日見延村に泊りにて、三役印形持参し出勤の件など廻状〕	(天保9年) 閏四月十一日	1838	切紙 (包紙付)	1
は358-2	〔巡見使、大雨により26日夜嶋田村に泊りにて26日に嶋田村に出勤するよう1日延引の段、知らせにつき廻状〕	(天保9年) 閏四月廿四日	1838	切紙 (包紙付)	1
は358-3	〔巡見使14日笠松泊りにて、休泊村々は手札を持参し機嫌伺に出勤するようにつき廻状〕	(天保9年) 閏四月十一日	1838	切紙 (包紙付)	1
は358-4	〔巡見使、27日見延村出立にて八幡村昼休み、垂井村泊りにて承知につき廻状〕	(天保9年) 閏四月廿七日辰ノ下刻出ス	1838	切紙 (包紙付)	1
は358-5	〔巡見使、大雨により見延村に逗留、分かり次第宿泊日申すとも遠方にて隣村組合申合せ高田町泊りの様子聞合せ人差出すようにつき廻状〕	(天保9年) 閏四月廿五日午刻ニ出ス	1838	切紙 (包紙付)	1
は358-6①	〔大垣預役所よりの仰せ、村々末々まで申し諭すようにつき廻状〕	(天保9年) 閏四月十八日酉ノ上刻出ス	1838	切紙 (包紙付)	1
は358-6②	〔御巡見時、男女子どもに至るまで田場に出て出精し、通行時には被り物取り平伏するようなど達し〕	(天保9年) 閏四月	1838	切紙	1
は358-7	誓書之事(御巡見にて世話役惣代の仰せを蒙り、大切な御用向き首尾能く済むよう神明に誓い肉食を慎み精勤につき)	天保九戌年三月	1838	一紙	1
は358-8	乍恐以書付奉申上候(高田町より豊喰新田泊りまでの御順道筋で大垣預所村々の通行道程の件につき)	(天保9年)	1838	一紙	1
は358-9	〔巡見使、23日村々地内通行の間、道橋差支え無きよう取計いにつき廻状〕	(天保9年) 閏四月十九日	1838	切紙	1

作 成	受 取	備 考
御巡見世話方惣代芦敷村平八、八幡村与惣次(印)	古橋村(印)、十八条村(印)、十九条村(印)、牛牧村(印)、内野新田(印)、野田新田(印)、野ノ田新田(印)、下穂積村(印)、上穂積村(印)、別府村(印)、前野村(印)、只越村(印)、生津村(印)、下本田村(印)、上本田村(印)、美江寺村(印)、十五条村(印)、一ツ木村(印)、上磯村(印)、中野村(印)、更屋敷村(印)、小弾正村(印)、下真桑村(印)、上真桑村(印)、早野村(印)、西秋沢村(印)、岐礼村(印)、高科村(印)、西方村(印)、大衣斐村(印)、志名村(印)、嶋村(印)、東野村(印)、池田野新田(印)、八幡村右村々御庄屋衆中	は358-1~-39はこより紐一括 包紙「御巡見御用 急廻文 御巡見世話方惣代 古橋村始」、資料には「は三三五-一」と番号記載
御巡見惣代(印)	西結村(印)、西橋村、下宿村、中須村、馬之瀬村新田 共右村々御庄屋中様	包紙「急廻文 御巡見ニ付惣代 西結村始り」 「廿四日未ノ中刻八幡村□出之」、資料には「は三三五-二」と番号記載
御巡見世話方惣代	岩崎村(印)、黒野町、見延村(印)、西方村(印)、八幡村右村々御庄屋衆中	包紙「廻文 御巡見世話方惣代 岩崎村始」、 資料には「は三三五-三」と番号記載
御巡見惣代(印)	東野村(印)、池田野新田(印)、八幡村右村々御庄屋衆中	包紙「御巡見御用急廻文 世話方惣代 東野村始メ」、資料には「は三三五-四」と番号記載
御巡見惣代(印)	西結村(印)、西橋村(印)、下宿村(印)、百々瀬村同新田(印)、中須村(印)右村々御庄屋中様	包紙「刻付急廻文 八幡村より御巡見惣代 西結村始」 「其月廿五日申上刻む出ス 大□より」、資料には「は三三五-五」と番号記載
御巡見惣代八幡村与惣次(印)、西方村八郎右衛門(印)	一ツ木村(印)、上磯村(印)、大衣斐村(印)、西方村(印)、岐礼村、高科村、志名村(印)、嶋村(印)、東野村(印)、池田野新田(印)、八幡村右御村々御庄屋衆中	包紙「急廻状 御巡見世話方惣代 一ツ木村始」、資料には「は三三五-六」と番号記載
大垣御預役所(印)		は358-6②は、①に貼付け
与惣治、平八、嘉右衛門、民之丞、藤三郎、三右衛門、源右衛門、八郎左(右カ)衛門、嘉兵衛		資料には「は三三五-七」と番号記載
戸田采女正御預所濃州村々惣代池田郡八幡村庄屋与惣次(印)、本巢郡下真桑村庄屋三右衛門(印)、大野郡西方村庄屋八郎右衛門(印)		資料には「は三三五-八」と番号記載
八幡村庄屋与惣次	六ノ井村、本郷村、萩原村、上田村、加須河原野新田、杉野村右村々御庄屋中様	端裏「急廻文 八幡村 六ノ井始」、宛先部分貼紙「片山村、市橋村、赤坂宿、昼飯村右村々御庄屋中様」、資料には「は三三五-九」と番号記載

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は358-10	〔巡見使、川支えにて通行延引にて23日泊り見延村、24日泊り垂井村、25日泊り高田町にて承知につき廻状〕	(天保9年) 閏四月廿一日申ノ中刻八幡村より出ス	1838	切紙	1
は358-11	覚(茶料2朱入手につき)	(天保9年) 閏四月廿三日	1838	切紙	1
は358-12	覚(巡見使延引にて惣代衆より廻状1通請取りにつき)	(天保9年) 戌閏四月廿四日	1838	切紙	1
は358-13	覚(御巡見惣代より割付廻状未下刻に請取りにつき)	(天保9年) □十一月廿三日	1838	切紙	1
は358-14	〔嶋村より舟行き存外減水の件など注進につき書状〕	(天保9年) 三月廿七日	1838	切紙	1
は358-15	〔役人名・人数など書付〕	(天保9年)	1838	切紙	1
は358-16	〔巡見使、至急出立にて人足・弁当出来ざる間、八幡村にて頼み上げにつき書状〕	(天保9年) 閏四月廿七日巳ノ上刻出ス	1838	切紙	1
は358-17	覚(廻文受取りにつき)	(天保9年) 閏四月廿七日	1838	切紙	1
は358-18	(明日24日継立人足・馬用意の件につき書状)	(天保9年) 閏四月廿三日	1838	切紙	1
は358-19	(巡見使、小那比村で川支えにて逗留の趣、承知などにつき書状)	(天保9年) 閏四月廿一日	1838	切紙	1
は358-20	覚(巡見諸雑用代銀立会い割賦、役所へ差出しにて承知につき)	(天保9年) 四月廿一日	1838	切紙	1
は358-21	〔小休入用菓子ならびに茶用意の儀につき書状〕	(天保9年) 四月十九日	1838	切紙	1
は358-22	〔巡見使の先触れ写し受取り、人馬継ぎの件につき書状〕	(天保9年) 閏四月廿三日	1838	切紙	1
は358-23	覚(両掛け1荷、大垣藩御預所御用にて八幡村まで罷越しの旨、順達につき)	(天保9年) 閏四月朔日	1838	切紙	1
は358-24	〔巡見使の昼休みの件、人馬継立の委細の件につき書状〕	(天保9年) 閏四月十七日	1838	切紙	1
は358-25	覚(巡見使の廻状請取りにつき)	(天保9年) 閏(4)月十二日午半刻ニ請取	1838	切紙	1
は358-26	覚(高札1枚、御門出断りにつき)	(天保9年)	1838	切紙	1
は358-27	覚(巡見使の廻状請取りにつき)	(天保9年) 閏(4)月十八日	1838	切紙	1
は358-28	覚(市野茂三郎様ら巡見使の御朱印写・証文写・先触れ・御休泊村帳など受取りにつき)	(天保9年) 閏四月廿二日	1838	切紙	1
は358-29	覚(巡見使の刻付廻状2通受取りにつき)	(天保9年) 戌閏四月廿一日夕方	1838	切紙	1
は358-30	覚(巡見使の刻付廻文請取りにつき)	(天保9年) 閏(4)月廿一日	1838	切紙	1
は358-31	覚(巡見使の刻付廻状受取りにつき)	(天保9年) 戌閏四月十九日	1838	切紙	1

作 成	受 取	備 考
御巡見ニ付惣代	福田、檜、久徳、塩田、綾野、室原、栗原、宮代、垂井、嶋、荒川、綾戸、不(府)中、大瀧、松尾、今須メ、直江、根古地、横屋、大場、大場新田、志津新田、海松新田、藻池新田、福東新田、南波、本戸、楡俣、馬瀬、同新田、中須、下宿、西橋、西結村へ	破損あり、資料には「は三三五-一〇」と番号記載
茶屋三郎右衛門(印)	竹中与三次様御使衆	資料には「は三三五-一一」と番号記載
垂井村庄屋半平	八幡村竹中与惣次様	資料には「は三三五-一二」と番号記載
青墓村	八幡村御庄屋与惣次様	資料には「は三三五-一三」と番号記載
嶋村弁一郎	八幡与惣次様	資料には「は三三五-一四」と番号記載
八幡村		資料には「は三三五-一五」と番号記載
見延村より惣代	八幡村御庄屋衆中殿	資料には「は三三五-一六」と番号記載
垂井宿問屋(印)	八幡村御庄屋中	資料には「は三三五-一七」と番号記載
矢橋孫市	竹中治右衛門様、同弥之平様	資料には「は三三五-一八」と番号記載
赤坂矢橋孫市	八幡邑竹中与惣次様	資料には「は三三五-一九」と番号記載
同(竹中)三郎平	竹中与惣次様	資料には「は三三五-二〇」と番号記載
立川斎一郎	竹中与惣次様	資料には「は三三五-二一」と番号記載
矢橋孫市	竹中与惣次様	資料には「は三三五-二二」と番号記載
丸井亮太夫	切石村、笠縫村、池尻村、美江持村、更屋敷村 右村々庄屋中	資料には「は三三五-二三」と番号記載
赤坂村矢橋孫市	八幡邑竹中与惣次様	資料には「は三三五-二四」と番号記載
青墓村	八幡村御庄屋中様	資料には「は三三五-二五」と番号記載
御預役所(印)	御門御番衆	資料には「は三三五-二六」と番号記載
青墓村	八幡村御庄屋中様	資料には「は三三五-二七」と番号記載
垂井宿問屋(印)	八幡村御庄屋中	資料には「は三三五-二八」と番号記載
ふく田保左衛門	八幡村御庄屋中様	資料には「は三三五-二九」と番号記載
青墓村	八幡村御庄屋与惣治様	資料には「は三三五-三〇」と番号記載
福田村□八郎	八幡村御庄屋中様	資料には「は三三五-三一」と番号記載

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は358-32	覚（白木八寸台など代金受取りにつき）	（天保9年）戊閏四月十八日	1838	切紙	1
は358-33	覚（藤江六八郎行き御用状受取り継村へ送りにつき）	（天保9年）六月廿七日	1838	切紙	1
は358-34	〔巡見使通行にて、八幡村昼弁当の件承知などにつき書状〕	（天保9年）閏（4）月十九日	1838	切紙	1
は358-35	〔巡見使通行にて、八幡村昼弁当の定め、人足の件などにつき書状〕	（天保9年）閏（4）月廿三日	1838	切紙	1
は358-36	覚（かざり手桶、平野屋へ差出しの処、雨天にて延引にて御容赦願いなどにつき）	（天保9年）閏四月廿七日	1838	切紙	1
は358-37-1	覚（黒雨合羽送りにて請取るようにつき）	（天保9年）閏四月廿八日	1838	切紙	1
は358-37-2	〔覚書〕			切紙	1
は358-38	〔巡見使通行にて尋ねの回答の件につき廻状〕	（天保9年）二月廿九日	1838	切紙 （包紙付）	1
は358-39	〔巡見使、大雨にて見延村逗留により出立分り次第、急ぎ廻文し宿泊日限知らせにつき廻状〕	（天保9年）閏四月廿五日午上刻ニ出ス	1838	切紙 （包紙付）	1
は358-40	馬御荷物覚（五布蒲団、毛氈、刀箱、乗掛飾繩、提灯箱など請取りにつき）	（天保9年）閏四月廿八日	1838	切紙	1
は358-41	〔巡見使逗留の件、垂井村・嶋田村へ呼出しの村々へ申し触れるよう願書〕	（天保9年）閏四月廿四日巳ノ上刻	1838	切紙	1
は358-42	覚（市尾様長持ちなど、小野様提灯竿など受取りにつき）	（天保9年）閏四月廿八日	1838	切紙	1
は358-43	〔巡見使、大雨により見延村に逗留にて嶋村渡船の件につき書状〕	（天保9年）閏四月廿六日	1838	切紙	1
は358-44	覚（御用状請取りにつき）	（天保9年）閏四月廿四日	1838	切紙	1
は358-45	覚（巡見使の義にて廻状請取りにつき）	（天保9年）閏四月廿六日夜	1838	切紙	1
は358-46	覚（足洗い棒代金書付）	（天保9年）閏四月十八日	1838	切紙	1
は358-47	覚（小便筒など代金受取りにつき）	（天保9年）閏四月十六日	1838	切紙	1
は358-48	覚（通行筋村々地内の杭建てなど村々への触れにつき）	（天保9年）四月十日夜	1838	切紙	1
は358-49	〔金銭書付〕	（天保9年）	1838	切紙	1
は358-50	覚（巡見使献立、継立人馬用意の儀の廻状請取りにつき）	天保九年戊閏四月廿三日	1838	切紙	1
は358-51	覚（役人荷物受取りにつき）	（天保9年）閏四月廿八日	1838	切紙	1
は358-52	覚（巡見使の義にて廻文請取りにつき）	（天保9年）閏四月廿七日	1838	切紙	1
は358-53	覚（巡見使出立の廻文請取りにつき）	（天保9年）閏四月廿七日未ノ中刻請取	1838	切紙	1
は358-54	〔巡見使、八幡村宿泊、翌日赤坂宿昼休みの達しの件につき書状〕	（天保9年）二月十五日	1838	切紙	1

作 成	受 取	備 考
飛だや金兵衛	八幡村竹中与惣治様	印に「大垣中町飛驒屋」とあり、資料には「は三三五-三二」と番号記載
嶋村庄屋	八幡村御庄屋様	資料には「は三三五-三三」と番号記載
五十川善治預	竹中伝之進様	資料には「は三三五-三四」と番号記載
青墓村年寄	八幡村御庄屋中様	資料には「は三三五-三五」と番号記載
黒野村庄屋□□	八幡村御庄屋衆中	資料には「は三三五-三六」と番号記載
八幡村庄屋	赤坂宿御役人中	破損あり、は358-37-1に-2が挟まれていた、資料には「は三三五-三七」と番号記載
赤坂宿問屋(印)		前欠
惣代八幡村与惣次	池田野新田、東野村、青墓村、青野村、垂井村、野上村 右御村々御庄屋中様	包紙「廻文 八幡村与惣次 池田野新田始」、「先年御尋有之御答申上候振合并此度御尋有之候節心得」添付、資料には「は三三五-三八」と番号記載
御巡見惣代(印)	東野村、池田野新田 右村々御庄屋中様	包紙「刻付急廻文 八幡村より御巡見ニ付惣代 東野村始」、資料には「は三三五-三九」と番号記載
赤坂宿役人(印)	八幡村御役人中	は358-40～-76はこより紐一括 資料には「は三三五-四〇」と番号記載
見延村より惣代五人	八幡村ニ而与惣次様、平八様、藤三郎様	破損大、取扱注意、資料には「は三三五-四一」と番号記載
赤坂宿問屋(印)	八わた村御庄屋衆中	資料には「は三三五-四二」と番号記載
矢橋孫市	竹中与惣次様	資料には「は三三五-四三」と番号記載
草道嶋村名主小左衛門(印)	八幡村御役人衆様	資料には「は三三五-四四」と番号記載
垂井村庄屋	八幡村御庄屋衆中様	資料には「は三三五-四五」と番号記載
大垣本町吉田屋亀右衛門	八幡村竹中与惣次様	資料には「は三三五-四六」と番号記載
亀甲屋太平	八幡村与惣次様	資料には「は三三五-四七」と番号記載
大垣御預役所	御巡見惣代一、一、一	付箋多数貼付、資料には「は三三五-四八」と番号記載
高田町友次方		破損あり、資料には「は三三五-四九」と番号記載
垂井宿庄屋半平(印)	八幡村御庄屋竹中与惣次様	資料には「は三三五-五〇」と番号記載
草道嶋村役人	八幡村御庄や衆	資料には「は三三五-五一」と番号記載
垂井村庄屋	八幡村御庄屋衆中様	資料には「は三三五-五二」と番号記載
青野村庄屋	八幡村御庄屋中様	資料には「は三三五-五三」と番号記載
赤坂村名主矢橋孫市	八幡村御庄屋竹中与惣次様	資料には「は三三五-五四」と番号記載

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は358-55	〔巡見使、休泊所帳面拝借の件などにつき書状〕	(天保9年) 二月十六日	1838	切紙	1
は358-56	奉差上御請書之覚(巡見使の旅宿・世話役の手当金下付につき)	(天保9年) 戊二月	1838	一紙	1
は358-57-1	〔巡見使宿泊村々へ手当金3両下付にて御礼の件につき書状〕	(天保9年) 如月廿九日	1838	切紙	1
は358-57-2	覚(巡見使宿泊手当として金3両頂戴につき)	天保九年戊二月廿九日	1838	切紙	1
は358-58	〔巡見順道の道橋見分にて廻村、廻村中私領村々所々の模様を記帳にて最寄惣代への示談などの件につき書状〕	(天保9年) 二月廿二日	1838	切紙	1
は358-59	〔殿様手当金6両・宿泊村へ金3両下付にて御礼などの件につき書状〕	(天保9年) 二月廿九日	1838	一紙	1
は358-60	〔巡見使の江戸発駕の知らせ、道筋絵図拝借などの件につき書状〕	(天保9年) 三月六日	1838	切紙	1
は358-61	覚(巡見差引過銀3両余受取りにつき)	(天保9年) 戊七月十五日	1838	切紙	1
は358-62	覚(御用長持、飾手桶受取りにつき)	(天保9年) 閏(4)月廿九日	1838	切紙	1
は358-63	覚(刻付廻文請取りにつき)	(天保9年) 閏四月廿四日申中刻請取	1838	切紙	1
は358-64	〔巡見使、小那比村に延見にて、宿泊・昼休み村々定めにつき書状〕	(天保9年) 閏四月十七日	1838	切紙	1
は358-65	〔巡見使、来る13・4日ごろ笠松着にて、八幡村宿泊の決定など連絡願いなどにつき書状〕	(天保9年) 四月八日申中刻過	1838	切紙	1
は358-66	〔挨拶の肴頂戴の処、留守中に預かりにつき書状〕	(天保9年) 閏四月廿九日	1838	切紙	1
は358-67	〔巡見使入用割の過金1両余り、入手につき書状〕	(天保9年) 戊七月十五日朝	1838	切紙	1
は358-68	〔巡見諸入用、三番東組より当組合へ送り、金5両余り受取りにつき書状〕	(天保9年) 七月十九日	1838	切紙	1
は358-69	〔巡見使の宿泊の入用諸品、様子などの件につき書状〕	(天保9年) 三月廿七日	1838	切紙	1
は358-70	覚(巡見使諸入用割賦差引銀1分8厘返上につき)	天保九年戊七月十五日	1838	切紙	1
は358-71	〔巡見使諸入用割賦差引、垂井村への過金の件につき書状〕	(天保9年) 七月十五日	1838	切紙	1
は358-72	〔巡見にて村々より取集めの分49両余り、請取り願いにつき書状〕	(天保9年) 戊七月十四日	1838	一紙	1
は358-73	〔巡見使諸入用割賦金18両余り、出金難儀につき書状〕	(天保9年) 七月十三日朝	1838	切紙	1
は358-74	覚(巡見使入用割賦金13両余、落手願いにつき)	(天保9年) 戊ノ七月十三日	1838	切紙	1
は358-75	覚(金子請取りにつき)	(天保9年) 戊七月十九日	1838	切紙	1
は358-76	覚(巡見御用入用割過過金2分請取りにつき)	(天保9年) 七月十五日	1838	切紙	1
は359	覚(巡見御用にて人馬差出しにつき)	(天明8年) 申六月	1788	一紙	1

作 成	受 取	備 考
赤坂村名主矢橋孫市	八幡村御庄屋竹中与惣次様	資料には「は三三五-五五」と番号記載
惣代荒川村年寄加右衛門、下真桑村庄屋三右衛門、上本郷村庄屋源右衛門	大垣御預御役所	資料には「は三三五-五六」と番号記載
垂井村庄屋国岩半平	竹中与惣治様	は358-57-1に-2を巻き込んでいた、資料には「は三三五-五七」と番号記載
垂井村庄屋国岩半平(印)	八幡村御庄屋竹中与惣次様	
大垣出張先安藤三右衛門	八幡村与惣次様	資料には「は三三五-五八」と番号記載
西方村所倉右衛門	八幡村竹中与惣治様	資料には「は三三五-五九」と番号記載
赤坂矢橋孫市	八幡邑竹中与惣次様	資料には「は三三五-六〇」と番号記載
野上村役人(印)	八幡村竹中与惣治様	資料には「は三三五-六一」と番号記載
平のや甚蔵	八幡村御庄屋衆様	資料には「は三三五-六二」と番号記載
ふ(府)中村庄屋	八幡村御庄屋中様	資料には「は三三五-六三」と番号記載
八郎右衛門、源右衛門	竹中与惣次様	資料には「は三三五-六四」と番号記載
赤坂宿矢橋孫市	平野や二而竹中与惣次様	資料には「は三三五-六五」と番号記載
五十川兵治郎	竹中与惣次治様、竹中伝之進様	資料には「は三三五-六六」と番号記載
原茂左衛門	竹中与惣次様	資料には「は三三五-六七」と番号記載
岩道村楠藤三郎	八幡村竹中与惣次様	資料には「は三三五-六八」と番号記載
従大垣 和田嘉右衛門、安藤三右衛門	八幡村竹中与惣次様	資料には「は三三五-六九」と番号記載
垂井宿国岩半平(印)	八幡村竹中与惣次様	資料には「は三三五-七〇」と番号記載
国岩半平(印)	竹中与惣次様	資料には「は三三五-七一」と番号記載
青野村猪兵衛	御巡見御惣代八幡村与惣次様	資料には「は三三五-七二」と番号記載
今須宿庄屋	八幡村竹中与惣次様	資料には「は三三五-七三」と番号記載
宮代村庄屋	御割元御庄屋与惣治様	資料には「は三三五-七四」と番号記載
平野屋甚蔵(印)	竹中与惣治様	資料には「は三三五-七五」と番号記載
亀之助(印)	与惣治様	資料には「は三三五-七六」と番号記載
池田郡八幡村庄屋与惣次	中村与兵衛様御内武石栄太殿	は359～は361はこより紐一括、資料には「は三三五-七七」と番号記載

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は360	覚（巡見御用にて八幡村止宿にて木銭米代払い、342文受取りにつき）	（天明8年）申六月十五日	1788	一紙	1
は361	〔巡見御用木銭米代、人馬差出しの覚書〕	（天明8年）申六月十五日	1788	切紙	1
は362	〔濃州池田郡八幡村籠絵図下書〕	（文化元年）子八月	1804	絵図	1
は363	御勘定平岩右膳様当田方立毛為御見分方御廻村ニ付差上候扣	文化元年子十月	1804	縦	1
は364	御見分村々荒地破免御見分御休泊之覚	文化八未年	1811	横長	1
は365	御役人様方御休泊并人足賃覚帳	（文政3年）辰十月	1820	横長	1
は366	〔濃州池田郡八幡村絵図扣〕	文政七年申八月	1824	絵図	1
は367	御勘定杉浦市郎兵衛様・御普請役楯原百々助様御廻村ニ付覚帳	文政七年申閏八月	1824	横長	1
は367-1	〔役人宿泊の廻文の件につき書状〕	（文政7年）九月朔日	1824	切紙	1
は367-2	江戸御役人様御泊り献立	（文政7年）	1824	切紙	1
は367-3	江戸御役人様御泊り献立	（文政7年）	1824	切紙	1
は367-4	〔池田郡八幡村方用水の儀、取調べにつき書上〕	文政七申年	1824	一紙	1
は367-5	覚（村々庄屋宿へ宿泊役人の人数など書付）	（文政7年）	1824	一紙	1
は367-6	〔勘定・普請役人の宿泊村ならびに順路の件につき廻文〕	（文政7年）閏八月廿九日	1824	切紙 （包紙付）	1
は368	守屋様御廻村順覚帳	文政九年戊正月十日	1826	横長	1
は369	御役人様御休泊并人足賃書出帳（当戌定式普請につき）	文政九年戊四月	1826	横長	1
は370	御役人様御休泊并人足賃書出帳（当戌定式普請につき）	文政九年戊四月	1826	横長	1
は371	江戸御役人様・御支配御役人様御廻村之節郡中手当覚（荒地取下場・下免場所見分につき）	天保三年辰八月	1832	縦	1
は372	荒地御見分之節諸用留	天保三辰年八月	1832	横半	1
は373	江戸御役人様御廻村ニ付諸用留（荒地并に取下場その外下免場所見分につき）	天保三年辰八月	1832	横半	1
は374	荒地取下場御見分入用三番組差引帳	天保三年辰十一月	1832	横長	1
は375	広木様・室田様・福田様荒地取下場・下免之場所御見分ニ付諸入用割賦帳	天保三年辰十一月	1832	横長	1

作 成	受 取	備 考
石原清左衛門御代官所池田郡八幡村庄屋与惣次	中村与兵衛様御内武石栄太殿	資料には「は三三五-七八」と番号記載
池田郡八幡村庄屋与惣次、年寄幸次郎		破損あり、資料には「は三三五-七九」と番号記載
濃州池田郡八幡村庄屋与惣次(印)、同断次五平(印)、同断辰右衛門(印)、年寄祐助(印)、同断金蔵(印)、同断八右衛門(印)、百姓代弥平次(印)		は362~は367-6は袋一括、袋書「文化元子年九月御廻村御勘定平岩右膳様、文政七申八月御廻村御勘定杉浦市郎兵衛様・御普請役榎原百々助様、立毛御見分之節書類入 絵図とも」、袋貼紙「文化元九月江戸平岩右膳様立毛御見分之節書類絵図共入、文政七申八月江戸御勘定杉浦市郎兵衛様・御普請役榎原百々助様立毛御見分之節書類絵図共入」 63.4×55.8cm、彩色、「文化元子八月江戸御勘定方御出之趣故、大垣役所へ差上候籠絵図下書」とあり、資料には「は三六四」とあり
池田郡八幡村庄屋与惣次、同断次五平、同断辰右衛門、年寄祐助、同断金蔵、同断八右衛門、百姓代弥平次	江戸御役人様	表紙「与惣次扣」
与惣次扣		破損あり
八幡村与惣次、年寄治吉		
濃州池田郡八幡村庄屋与惣治(印)、年寄八右衛門(印)、百姓代沢右衛門(印)		52.2×42.8cm、彩色、貼紙「文政七申八月大垣御預御役所へ差上候扣也、但當秋田方立毛為御見分御勘定杉浦市郎兵衛様御越ニ付御入用之趣被仰渡候」
与惣次扣		は367・は367-1~-6はこより紐一括、破損あり
嶋村新右衛門	八幡村竹中与惣次様	資料には「は三六七」と番号記載
		資料には「は三六七」と番号記載
		資料には「は三六七」と番号記載
		資料には「は三六七」と番号記載、下書きカ
		資料には「は三六七」と番号記載
大桑村より御預所惣代三右衛門(印)	東早野村、西早野村、両見延村、長屋村、西方村、志名村、嶋村、東野村、池田野新田、八幡村 右村々御庄屋中様	資料には「は三六七」と番号記載、破損あり
		表紙「与惣次扣」
池田郡八幡村庄屋与惣治、年寄八右衛門		表紙「池田郡八幡村」
池田郡八幡村庄屋与惣治、年寄八右衛門		表紙「池田郡八幡村」
		表紙「与惣次扣」
		表紙「他見不許 竹与扣」
		表紙「八幡村与惣次扣」
		表紙「与惣次扣」
		表紙「八幡村与惣次扣」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は376	美濃国御料所村々并川通附私領村々覚帳	天保四巳年二月	1833	横長	1
は377	江戸御役人様御廻村順	天保六年未閏七月	1835	横長	1
は378	御勘定様・御普請役様御廻村□(ニ)付八幡村御休泊覚帳	天保六年未十一月	1835	横長	1
は379	濃州五分并勢州笠松下御順村帳	天保十四年卯九月	1843	横長	1
は380	御公役様御越ニ付覚帳	天保十四年卯九月	1843	横半	1
は381	年々御役人様方御休泊覚帳	弘化四年より未正月吉日	1847	横長	1
は382	御小人御目附并御普請役御廻村ニ付覚	□(未ヵ)十一月廿七日		横半	1
は383	江戸御役人様御廻村順(荒地取下場・下免場所見分につき)	(天保2年)卯八月	1831	横長	1
は384	御勘定方御廻村割	(六月十七日)		横長	1
は385	[廻村役人諸入用など書付]	(天明8年)	1788	横長	1
は386	三州吉田宿より宿々江為知書写	(天保9年)戌三月	1838	横長	1
は387	[御国巡見使、三州刈谷・勢州桑名・尾州横須賀新田宿泊見聞書]	(天保9年)	1838	横長	1
は388	濃州池田郡八幡村絵図	貞享参年寅八月日	1686	絵図	1
は389	村絵図(美濃国池田郡八幡村)	天明八年申三月	1788	絵図	1
は390	池田郡八幡村川通墨引(絵図)	是者寛政二戌年八月廿四日笠松御役人様へ差上	1790	絵図	1
は391-1	信楽御役所へ差上候村絵図扣	寛政七卯年七月	1795	絵図	1
は391-2	[信楽御役所へ差上げの八幡村絵図下書]	寛政七卯年七月	1795	絵図	1
は392	田場之絵図	文化十年癸酉正月吉日	1813	横半	1
は393	[八幡村粕川堤絵図]	文政五年午八月	1822	絵図	1
は394	[江戸御役人廻村の節、差出しの八幡村絵図扣]	天保三年辰八月	1832	絵図	1
は395	[江戸御役人廻村の節、差出しの八幡村絵図扣]	天保三年辰八月	1832	絵図	1

作 成	受 取	備 考
		破損大、取扱注意、表紙「八幡村与惣次扣」、資料には「は三七八」と番号記載
		表紙「与惣次扣」
		破損大、取扱注意
		破損あり、取扱注意、表紙「惣代扣」
		破損あり、表紙「竹中扣」
		表紙「竹中保常扣」
		破損あり、取扱注意
		破損あり、「御勘定五味与三郎様、御普請役元メ大橋量平様、吟味方下役土肥次郎太様、御普請役森規太夫様、同大木猪平太様、同長沢忠太郎様、同近藤□□様」とあり
		「与惣次扣」とあり
		「与惣次扣」とあり
		破損あり、取扱注意、裏打ちあり、141.5×124.0cm、彩色、絵図裏貼紙「貞享三年寅八月八幡村絵図」「貞享三寅より天保十四卯迄百五拾八年ニ成ル」
石原清左衛門様御代官所美濃国池田郡八幡村庄屋与惣治(印)、年寄源三郎(印)		27.7×40.0cm
御料所八幡村庄屋八右衛門、同断曾右衛門、年寄幸次郎、戸田采女正領分八幡村名主初五郎、組頭十五郎	御役人様 中嶋五郎右衛門様、棚橋辰左衛門様	破損あり、付箋剥がれ、取扱注意、27.3×44.8cm
美濃国池田郡八幡村庄屋与惣治(印)、同断源三郎(印)、同断直三郎(印)、年寄祐助(印)、同断忠左衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓代弥平治(印)		破損大、取扱注意、30.5×53.6cm、表題は貼紙より
美濃国池田郡八幡村庄屋与惣治印、同断源三郎印、同断直三郎印、年寄祐助印、同断忠左衛門印、同断八右衛門印、百姓代弥平治印		破損あり、27.4×58.5cm
竹与		「天保十亥年三月六日記ス」という図面もあり
戸田采女正御預所池田郡八幡村庄屋与惣次、年寄治吉、戸田采女正領分同郡同村名主初五郎、五人組頭重五郎		63.8×44.3cm
濃州池田郡八幡村庄屋与惣次(印)、年寄八右衛門(印)、百姓代沢右衛門(印)		52.6×43.5cm、彩色
濃州池田郡八幡村庄屋与惣次(印)、年寄八右衛門(印)、百姓代沢右衛門(印)		52.4×43.4cm、彩色

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は396	〔御巡見につき差上げの八幡村絵図扣〕	(天保9) 戌三月廿一日 御預御役所へ差上申候	1838	絵図	1
は397	〔美濃国池田郡八幡村絵図〕	天保十四年卯八月	1843	絵図	1
は398	〔美濃国池田郡八幡村絵図〕	嘉永五壬子年八月	1852	絵図	1
は399	〔安政2年8月20日大雨にて粕川堤切落しにて片山村字板ひやう論所絵図〕	(安政2年8月20日)	1855	絵図	1
は400	〔八幡村絵図〕	亥八月		絵図	1
は401	大垣御預所ニ相成節差上候村絵図控	文化元子年五月	1804	絵図	1
は401-1	〔八幡村絵図〕			絵図	1
は402	村絵図 (八幡村絵図)	巳ノ五月十八日ニ上ル		絵図	1
は403	(欠番カ)				
は404	池田郡八幡村絵図	(寛保3～延享頃カ)	1743	絵図	1
は405	〔八幡村絵図〕			絵図	1
は406	〔八幡村関係水路絵図〕			絵図	1
は407	滝川小右衛門御代官所美濃国池田郡八幡村絵図 (部分)	(元文3～寛保2・延享2年)	1738	絵図	1
は408	池田郡八幡村絵図	(明和5～7年カ)	1768	絵図	1
は409	〔大雨にて粕川堤切落しにて片山村字板ひやう論所絵図〕	(安政2年8月20日)	1855	絵図	1
は410	〔大雨にて粕川堤切落しにて片山村字板ひやう論所絵図〕	(安政2年8月20日)	1855	絵図	1
は411	〔大雨にて粕川堤切落しにて片山村字板ひやう論所絵図下書〕	(安政2年8月20日)	1855	絵図	1
は412	〔川流所・井溝欠所など絵図〕			絵図	1
は413	池田村八幡村早稲立毛見切絵図			絵図	1
は414	美濃国池田郡八幡村荒所絵図			絵図	1
は415	〔亥年石砂入絵図面〕			絵図	1

作 成	受 取	備 考
戸田采女正御預所濃州池田郡八幡村庄屋与惣治(印)、年寄八右衛門(印)、百姓代沢右衛門(印)		60.2×41.7cm、彩色、年代などは貼紙より
美濃国池田郡八幡村庄屋与惣次(印)、同断辰右衛門(印)、年寄治吉(印)、同断弥三兵衛(印)、同断喜作(印)、同断浅右衛門(印)、百姓代沢右衛門(印)		破損あり、取扱注意、94.4×43.0cm、彩色、『竹中家文書目録(その1)』の口絵に掲載
八幡村御百姓代伝次(印)、同村名主市左衛門(印)、同村右同断重兵衛(印)	御代官御役所	破損あり、裏打ちあり、108.6×76.4cm、彩色
		破損あり、取扱注意、65.0×45.6cm、彩色、は409～は411は関連絵図
池田郡八幡村庄屋与惣次(印)、同断次五平(印)、同断辰右衛門(印)、年寄八右衛門(印)		破損大、取扱注意、55.6×40.0cm、彩色
美濃国池田郡八幡村庄屋与惣治(印)、同断次五平(印)、同断辰右衛門(印)、年寄祐助(印)、同断金蔵(印)、同断八右衛門(印)、百姓代弥平次(印)		78.6×55.0cm、彩色、表題・年代は貼紙より、「高千式百三拾式石六斗三升八合」とあり
		47.5×31.0cm、彩色、「不用」とあり
		96.0×102.2cm、彩色、裏打ちあり、「半助」とあり
池田郡八幡村庄屋伝次郎、同断与惣治、同断庄兵衛、同断曾右衛門、年寄喜左衛門		破損あり、85.7×80.2cm、彩色、「下絵図」とあり
		77.5×54.5cm、彩色
		54.0×77.8cm、彩色、「片山分之絵」とあり
		破損あり、31.0×43.3cm、彩色、絵図の一部分のみ
庄屋与惣治印、同断八右衛門印、同断直三郎印、年寄千太郎印、同断幸治郎印、同断甚之右衛門印		68.3×77.3cm、彩色、裏打ちあり
		32.8×45.8cm、彩色、は399・は410・は411は関連絵図
		65.0×45.8cm、彩色、は399・は409・は411は関連絵図
		破れあり、63.6×42.8cm、は399・は409・は410は関連絵図
		27.8×39.8cm
		45.2×42.0cm、彩色、裏打ちあり、一部切取り
		65.3×75.2cm、彩色
池田郡八幡村庄屋与惣次(印)、同断次五平(印)、同断辰右衛門(印)、年寄治吉(印)、同断八右衛門(印)		27.6×66.8cm、彩色、裏打ちあり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は416	村絵図(巡見使通行通り書付)	(天明8年)	1788	絵図	1
は417	[字大工屋石河原7反のうち氏神修復料に開発の1反6畝余の畑絵図]	辰八月		絵図 (包紙共)	1
は418	[東野村用水路中溝筋溝幅の儀、絵図面認め立会い改めの処、相違無く済口にて取替証文]	文化十四年丑四月	1817	一紙	1
は419	[東野村地内山神脇溝、先年裁許にて池田野新田・六ノ井両村分水場内済通り立会い改めにつき届書]	(文化14年) 丑四月	1817	一紙	1
は420	池田郡池田野新田絵図	弘化四丁未年三月五日	1847	絵図(舗)	1
は421	[府中村尾州御領秣場絵図]			絵図	1
は422	御触書之写(諸寺院中絶の撞鐘再興の事、以来差免の儀、無用の達し、村方より寺院へ廻すにつき請書)	(寛政9年) 巳八月四日	1797	一紙	1
は423	[八幡村六右衛門倅、摂州上牧村長兵衛方へ年季奉公の処、先年抜け帰りの一件につき書状]	(天保5年) 三月十九日	1834	切紙	1
は424	元治元甲子年九月被仰出之写(参勤交代、諸大名の妻子在国へ引取りの処、長州征伐にて以前通り江戸へ呼び寄せなどにつき)	(元治元年9月)	1864	縦	1
は425	奉差上御請書之事(大垣藩預所村々廻し赦免願、勘定所にて聞済みにつき請書扣)	午九月		一紙	1
は426	乍恐以書付奉願上候(大垣藩預所村々のうち私領渡りの差障り取調べの処、八幡村は往古より御料所にて御膳粉・御太餅米など上納し人馬継も勤めにて、是まで通り御預所願いにつき)	(天保元年) 寅閏三月	1830	一紙	1
は427	乍恐以書付奉願上候(早稲方田、反別4町1反余、一円いもち虫付にて刈揚げ願いにつき)	(天保元年) 寅九月	1830	一紙	1
は428	乍恐以書付奉内願候(郡中講調いにて、来る卯9月までに多分の浮金出来の処、当座金子借用願いにつき)	(天保11年カ) 子十一月	1840	一紙	1
は429	乍恐以書付御内願奉申上候(桑名湊美濃屋弥七方、御預所村々廻米川船上乗者の旅宿の処、不埒ありにて大塚領左衛門方に宿替え願いについては役人方も宿替えにつき)	未七月		一紙	1
は430	乍恐以書付御内願奉申上候(桑名湊美濃屋弥七方、御預所村々廻米川船上乗者の旅宿の処、不埒ありにて大塚領左衛門方に宿替え願いについては役人方も宿替えにつき)	未八月		一紙	1

作 成	受 取	備 考
石原清左衛門様御代官所美濃国池田郡東野村庄屋儀右衛門(印)、年寄沢吉(印)		39.0×28.1、貼付付箋「当申三月大津御役所へ差上置候処、同五月十七日垂井宿ニ而谷半右衛門様より預り置候様被仰渡御返し被遊候」
濃州池田郡東野村庄屋友之丞(印)、年寄彦治郎(印)、百姓代丈右衛門(印)	大垣御預御役所	包紙「河原絵図 東野村」
加藤平内知行所池田郡六之井村組頭吉右衛門、同断茂吉、同断利兵衛、庄屋源八郎、同村兼帯庄屋大野郡杉野村伴右衛門	戸田采女正御預所池田郡東野村兼帯庄屋本巢郡生津村徳右衛門殿、東野村庄屋奥之丞殿、同断茂左衛門殿、年寄判左衛門殿	絵図あり、裏打ちあり、「池田郡八幡村庄屋与惣次、同郡正夫地村組頭丈助、同郡般若畑村庄屋栖蔵」の奥書あり
池田野新田庄屋万蔵(印)、年寄又六(印)、東野村庄屋奥之丞(印)、同断茂左衛門(印)、年寄判左衛門(印)、兼帯庄屋生津村徳右衛門、取扱人八幡村庄屋与惣次(印)	大垣御預御役所	破損あり、絵図あり
持主竹中与惣治		113.8×106.4cm、「池田野新田文左衛門方ニ而借り写之」とあり
		39.8×27.5cm、一部彩色
徳通寺(印)、正円寺(印)、栄松寺(印)、瑞泉寺(印)	(八幡)村御役人中	破損あり、取扱注意
水無瀬殿家井上九十九、高橋厚之進	濃州池田郡八幡村村役人衆中	「午三月十九日出 水無瀬御殿より来書」とあり
		破損あり、取扱注意
割元連印	大垣御預御役所	破損あり、取扱注意、「神尾喜右衛門」の名あり
池田郡八幡村庄屋与惣次、同断治五平、同断辰右衛門、年寄治吉、同断弥三兵衛、同断八右衛門、百姓代沢右衛門	大垣御預御役所	
八幡村庄屋与惣次(印)、同断治五平(印)、年寄治吉(印)、同断八右衛門(印)、百姓代沢右衛門(印)		印は全て墨消し
御講惣代八幡村与惣治、真桑村治郎左衛門、芦敷村平八、楡俣村富右衛門、十九条村祐平、岩道村藤三郎、表作村治太郎左衛門、鏡嶋村直右衛門、今須村三左衛門	大垣御預御役所	
惣郡割元惣代徳右衛門、権兵衛、甚兵衛	大垣御預御役所	は429・は430はこより紐一括、破損あり、取扱注意
吉左衛門、次郎七、三右衛門、宇兵衛、徳兵衛、佐兵衛、与惣次、増右衛門、領八、善右衛門、甚兵衛、権兵衛	大垣御預御役所	破損大、取扱注意

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は431	差出申書付之事（土蔵上壁剥取りの処、借財嵩み土蔵売払い申すにて、屋根裏白土剥取りは延引にて当月中に土蔵売払い取り壊しにつき）	（弘化3年）午二月朔日	1846	一紙	1
は432	〔近年無宿共、長脇差を帯び又は鑓鉄砲など持ち歩き狼藉に及び、かつ町人百姓のうち同様の所業あるにて死罪など重科にを科すにて笠松役所より取締りにて達し〕	（天保12年カ）丑三月	1841	一紙	1
は433	乍恐以書付奉願上候（八幡村庄屋与惣次儀、去る冬より病身、老年に及び庄屋役勤めがたく、庄屋見習の与惣次倅平馬に庄屋役願いにつき）	（弘化4年）未三月	1847	一紙	1
は434	乍恐以書付奉願上候（八幡村庄屋与惣次儀、去る冬より病身、老年に及び庄屋役勤めがたく、庄屋見習の与惣次倅平馬に庄屋役願いにつき）	（弘化4年）未三月	1847	一紙	1
は435	乍恐以書付御注進奉申上候（八幡村廻米のうち120俵、今日川下げにつき）	（文政7年カ）申九月廿八日	1824	一紙	1
は436	乍恐以書付奉願上候（八幡村田方立毛、植付頃より長雨にていもち虫付き、低所にて深水付きにて枯穂出来、定免勤めがたく検見取り願いにつき）	（文政5年カ）午八月	1834	一紙	1
は437	乍恐以書付奉願上候（八幡・東野村両村の儀、これまで三番組合の処、壺番組合へ変更願いにつき）	（天保13年）寅十月	1842	一紙	1
は438	乍恐以書付奉申上候（八幡村検地步竿の儀、六尺竿につき届）	（天保14年）卯八月	1843	一紙	1
は439	乍恐以書付御注進奉申上候（八幡村廻米のうち400俵、12月6日7日川下げにつき）	（文化11～天保9年カ）戌十二月八日	1814	一紙	1
は440	〔八幡村廻米のうち362俵、12月朔日川下げにつき注進書〕	（文化3～天保13年カ）寅十一月二日	1806	一紙	1
は441	乍恐以書付再三奉歎願候（八幡村の儀、御料所の処、私領渡りの風聞にて小前末々まで騒ぎ、替地にては百姓相続なり難きにて私領渡り無きようにつき）	（文久元年）酉五月	1861	一紙	1
は442	乍恐以書付再三奉歎願候（八幡村の儀、御料所の処、私領渡りの風聞にて小前末々まで騒ぎ、替地にては百姓相続なり難きにて私領渡り無きようにつき）	（文久元年）酉五月	1861	一紙	1
は443	乍恐以書付奉歎願候（大垣藩預所の八幡村の儀、私領渡りの風聞により自然と村内人気立ち、替地ならば百姓相続なり難きにて、是まで通り御預所に差置き願いにつき）	文久元酉年四月	1861	一紙	1
は444	乍恐以書付奉願上候（青墓村兼帯庄屋勤めの処、持病にて兼帯役赦免願いにつき）	（弘化元年）辰七月	1844	一紙	1

作 成	受 取	備 考
佐藤次、親類たれ	村御役人衆中	は257と関連
大垣御預役所		
八幡村願主庄屋与惣次(印)、見習庄屋平馬(印)、庄屋代多作(印)、年寄友三郎(印)、同断弥三兵衛(印)、同断八右衛門(印)、同断浅右衛門(印)、百姓代市郎兵衛(印)、高持百姓惣代仙五郎(印)、同断直右衛門(印)	大垣御預御役所	端裏貼紙「四月十九日御役所へ上ケ置候処、御案文通相認候様被□候後、廿八日差上候扣、此書付四月十日より御差下ケ」、印に墨消しあり
八幡村願主庄屋与惣次(印)、見習庄屋平馬(印)、庄屋代多作(印)、年寄友三郎(印)、同断弥三兵衛(印)、同断八右衛門(印)、同断浅右衛門(印)、百姓代市郎兵衛(印)、高持百姓惣代仙五郎(印)、同断直右衛門(印)	大垣御預御役所	端裏「役儀赦免跡役之願 三月十八日 八幡村与惣次」、端裏貼紙「不用也」
八幡村庄屋与惣次(印)	大垣御預御役所	破損あり、取扱注意、印に墨消しあり、「梶浦五兵衛様御改」とあり
八幡村庄屋与惣次、同断次五平、同断辰右衛門、年寄治吉、百姓代沢右衛門	大垣御預御役所	破損大、取扱注意
八幡村庄屋与惣次(印)、東野村庄屋茂左衛門(印)	大垣御預御役所	
八幡村庄屋与惣次(印)、年寄喜作(印)	大垣御預御役所	本文全体、印に墨消しあり
八幡村庄屋与惣治(印)、同断次五平(印)	□□□□□□□ (大垣御預御役所)	は439・は440はこより紐一括、後欠
庄屋与惣治	大垣御預御役所	破損あり、取扱注意、「高木孫太様御改」とあり、端裏「低所地直し一件書類入」とあり、包紙として使用
池田郡八幡村長百姓竹中与惣治、庄屋浅右衛門、年寄弥三兵衛、同断喜作、百姓代市郎兵衛、同断其右衛門、高持百姓栄助、同断善兵衛	大垣御預御役所	は441～は444はこより紐一括、作成は貼紙より、貼紙多数、取扱注意
池田郡八幡村長百姓竹中与惣次、庄屋浅右衛門、年寄弥三兵衛、同断喜作、百姓代市郎兵衛、同断其右衛門、高持百姓栄助、同断善兵衛	大垣御預御役所	
戸田采女正御預所濃州池田郡八幡村小前村役人惣代		
八幡村竹中与惣次	大垣御預御役所	

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は445	乍恐以書付奉願上候（八幡・東野・池田野新田宗門請判、8か年以前より垂井村にて改めの処、遠方ゆえ寺院難渋にて当年より八幡・東野両村にて御改め願ひにつき）	（天保6年カ）未四月	1835	一紙	1
は446	乍恐書付を以奉願上候（八幡村、定免年季明けの処、定免請切替のたび増米にて高免となり、近年水吹所年々増し作方劣り難渋にて、検見取願ひにつき）	（文政6年）未三月	1835	一紙	1
は447	覚（東野村・池田野新田・八幡村遠所役金上納につき）	（享和2～天保9年カ） 戌十一月	1802	一紙	1
は448	《御廻米納入用金上納届書》	卯・10・4			
は449	乍恐以書付御届奉申上候（発駕にて途中御目見の旨により出勤につき）	（嘉永元年カ）申六月	1848	一紙	1
は450	乍恐以書付御届奉申上候（発駕にて途中御目見の旨仰せの処、病煩ひにて勤め難きにつき）	（嘉永元年カ）申六月	1848	一紙	1
は451	乍恐以書付御届奉申上候（発駕にて途中御目見の旨仰せの処、病煩ひにて勤め難きにつき）	（嘉永元年カ）申六月	1848	一紙	1
は452	覚（八幡村、東野村、池田野新田、五人組仕置帳ならびに宗門改帳差上げにつき）	（天保12年カ）丑七月	1841	一紙	1
は453	一札（福田村金方のうち与十郎儀は郷藏普請にて不実の取計い、仲右衛門儀も不行届にて訴訟申上げ、辰藏8人らの願書調印一件につき）	（天保15年）辰四月	1844	縦	1
は454	乍恐以書付奉願上候（八幡村米165俵川下げ仰せの処、船都合悪しく150俵川下げにて残り15俵は日延べ願ひにつき）	（文化4～天保14年カ） 卯十月	1807	一紙	1
は455	〔大野郡田ノ上村地内江尻堤普請の相談などにて多人数参集一件につき書類留〕	（弘化2年7月）	1845	縦	1
は456	廻状（「水油値段高値ニ而諸人難儀之事ニ付…」など信楽役所より触れ）	（寛政9年）	1797	縦	1
は457	御触書之写（諸宗本寺触頭へ取調べの書付差出しにつき）	戌六月十八日		一紙	1
は458	乍恐書付を以奉申上候（濃州村々、去午年御膳粉・御太餅粉の割増米願上げの処、年柄悪しきにて願書下げにつき）	（宝暦13年カ）未三月廿七日	1763	一紙	1

作 成	受 取	備 考
三ヶ村惣代八幡村庄屋与惣次(印)	大垣御預御役所	破損あり、下書、印に墨消しあり
八幡村庄屋与惣治(印)、同断次五平(印)、同断辰右衛門(印)、年寄治吉(印)、同断八右衛門(印)、百姓代沢右衛門(印)	大垣御預御役所	端裏「三〇」、印に墨消しあり
池田郡八幡村庄屋次五平(印)	笠松御役所	破損あり、取扱注意、資料には「は三〇八」と番号記載
		現在、所在不明
八幡村竹中与惣治	大垣御預御役所	は449～は451はこより紐一括
八幡村竹中政之丞	大垣御預御役所	
八幡村善兵衛(印)	大垣御預御役所	
八幡村庄屋与惣治、東野村庄屋千代三郎、池田野新田庄屋文左衛門	大垣御預御役所	破損大、取扱注意、端裏「寅七月 宗門帳差上候節下書」
福田村綱右衛門、九右衛門、利左衛門、定次郎、乙八、清七、又蔵、民蔵、武平	兼帯庄屋与惣次殿、同断嘉右衛門殿	
八幡村庄屋与惣次(印)	大垣御預御役所	破損あり、取扱注意、印に墨消しあり
		破損あり、取扱注意、朱書「七月廿一日御差出候所、廿二日御差戻しの由」「不用書」
		表紙「美濃国石津郡、多芸郡、安八郡、不破郡、海西郡、池田郡」とあり
大津御役所	池田郡八幡村寺院、庄屋、年寄	「徳通寺(印)、正円寺(印)、栄松寺(印)、瑞泉寺(印)」の請印あり
濃州村々惣代表佐村庄屋作右衛門、大坪村庄屋太兵衛、八幡村庄屋八右衛門	大津御役所	破損あり、取扱注意、「大坪村庄や太兵衛」から「御村々御庄屋中様」宛の奥書あり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は459	乍恐書付を以奉願上候（濃州村々、近年凶作続き、当月雨天続きにて麦作一向実入れ無く難渋にて作食拝借願いにつき）	（宝暦13年カ）未三月廿七日	1763	一紙	1
は460	覚（再夫食渡し、種貸し、御膳粉太餅粉再割増米などの儀などの御用筋のあらまし書付につき）	三月		切紙	1
は461	乍恐以書付奉願上候（東野村庄屋茂左衛門、老衰により退役にて跡役茂助に願上げにつき）	（弘化元年）辰十一月	1844	一紙 （包紙共）	1
は462	〔松尾村困窮にて改革の処、同村百姓4人内輪にて故障申し、氏神遷宮の節心得違いの儀あり入組み、嚴重吟味にて郷宿預け赦免願いなど書類〕	（天保13年寅2月）	1842	縦	1
は463	乍恐以書付御請奉申上候（桑葉蚕飼養後の桑枝穂、紙漉方へ売買し紙漉かせなど仰せにつき）	（安永5年）申八月	1776	一紙	1
は464	〔甘蔗作法希望者の有無調べにつき廻状〕	（寛政8年）辰五月十八日	1796	切紙 （包紙付）	1
は465	申渡（年貢・諸役懸りなどの帳面に惣百姓立会い勘定にては銘々の印形取り、名主組頭奥判の旨、公事出入りなど諸雑用明細書出し、村役人人家に張出しの旨など）	戌九月		一紙	1
は466	乍恐以書付奉申上候（殿様逝去にてお悔みにつき）	丑四月		一紙	1
は467	覚（八幡村廻米のうち200俵、昨日川下げにつき）	（文化3～天保13年カ）寅十二月	1806	一紙	1
は468	覚（八幡村廻米のうち200俵、昨日川下げにつき）	（文化3～天保13年カ）寅十二月	1806	一紙	1
は469	青墓村小前方願書写（村方取治めの件につき）	（天保3年）辰三月	1832	縦	1

作 成	受 取	備 考
不破郡今須村庄屋多藏(印)、年寄七右衛門(印)、百姓代丈助(印)、同郡松尾村庄屋弥左衛門(印)、年寄善四郎(印)、百姓代多右衛門(印)、同郡野上村庄屋善左衛門(印)、年寄源左衛門(印)、百姓代兵右衛門(印)、同郡宮代村庄屋甚右衛門(印)、年寄又三郎(印)、百姓代惣右衛門(印)、同郡表佐村庄屋作右衛門(印)、年寄五郎右衛門(印)、百姓代勘左衛門(印)、同郡嶋村庄屋嘉七(印)、年寄七左衛門(印)、百姓代友右衛門(印)、多芸郡大坪村庄屋太兵衛(印)、年寄源右衛門(印)、百姓代六左衛門(印)、同郡祖父江村庄屋重次郎(印)、年寄五右衛門(印)、百姓代伝左衛門(印)、同郡飯積村庄屋茂兵衛(印)、年寄孫九郎(印)、百姓代甚左衛門(印)、池田郡八幡村庄屋八右衛門(印)、年寄源三郎(印)、百姓代弥平次(印)	大津御役所	破損あり、取扱注意、印に墨消しの箇所あり
大坪村太兵衛	今須村五郎次様	破損あり
東野村願主庄屋茂左衛門(印)、百姓代長三郎(印)、年寄善助(印)、庄屋加藤太(印)、兼帯庄屋与惣次	大垣御預御役所	包紙「上 東野村」
松尾村兼帯八幡村与惣次、同断今須村三左衛門、同断荒川村嘉右衛門	大垣御預御役所	破損あり、取扱注意
東野儀右衛門、和治右衛門連印、八幡安次郎、八右衛門、曾右衛門、幸次郎	土山御代官所	
東野村庄屋儀右衛門(印)、八幡村庄屋与惣治(印)	六ノ井村(印)、一色村(印)、末守村(印)、横井村(印)、白鳥村(印)、砂畑村(印)、上田村、萩原村(印)、本郷村(印)、青柳村(印)、田畑村(印)、正夫地村(印)、片山村(印)、八幡村分郷(印)右村々御役人衆中	包紙「廻状 八幡村・東野村 六ノ井村始」
石原清左衛門		端裏「被 仰渡書写請印」
八幡村、東野村、池田野新田 庄屋・年寄・百姓代	大垣御預御役所	は466～は468はこより紐一括
八幡村庄屋与惣治	大垣御預御役所	は468と同文
八幡村庄屋与惣治	大垣御預御役所	は467と同文
与惣治扣		

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は470	乍恐以書付御請奉申上候（蔵米千俵皆済につき）	卯十二月		縦	1
は471	乍恐以書付奉願上候（東野村、去子年に隣村六ノ井村と用水論出来、出府にて内済の処、多分の入用にて難渋にて検見取願ひにつき）	辰八月		一紙	1
は472	〔甘蔗製作伝授につき廻状〕	（寛政8年）辰五月	1796	切紙 （包紙付）	1
は473	奉差上御受書之覚（検見願ひにて青墓村田畑米184石余の取箇承知につき）	（天保2または14年頃） 卯九月	1831	一紙	1
は474	乍恐以書付奉再願候（西結村上組・下組、同様の定免勤め難く、組分けにて江戸へ出府願ひにつき）	戌八月		一紙	1
は475	萬覚帳（東八幡宮諸事覚、清水井埋樋入用割、宗門請判改諸事覚）	□□□□（文化八年辛） 未正月吉日（寛政9～文化12年）	1811	横半	1
は476	〔御触書写帳〕	（寛政2～3年カ）	1790	横長	1
は477	趣意書（本巢郡別府村北組・南組庄屋役、年貢勘定の儀などにつき）	（天保7年カ）	1836	縦	1
は478	覚（大津代官所管下の濃州不破郡・池田郡・多芸郡・石津郡村々、申年よりの天候不順にて石代金納の達し写）			縦	1
は479	乍恐以書付奉願上候（去年本巢郡別府村年貢金差詰り借用願ひにて、生津村徳右衛門仕法講仲間金の内200両取替の処、利金差入れ無きにて元利返金願ひにつき）	（天保5年以降カ）	1834	一紙	1
は480	乍恐以書付奉願上候（綾野村の儀、村借・小入用出入り起こり兼帯庄屋仰せの処、村中治め難きにて兼帯庄屋役御免願ひ下書）	（文政11年または天保2年カ）	1828	一紙	1
は481	済口証文之事（古橋村百姓、郷例違反にて訴訟の処、和融内済につき）			一紙	1
は482	〔不破郡室原村儉約取締書下書〕	（天保14年カ）	1843	縦	1
は483	〔大野郡田ノ上村地内江尻堤普請の相談などにて多人数参集一件につき書類留〕	（弘化2年7月）	1845	縦	1
は484	〔三番西組郡中手当金勘定書〕			横長	1
は485-1	〔屋敷平面図〕			一紙	1
は485-2	〔屋敷平面図〕			一紙	1
は486	〔八幡村宿泊・昼休人足賃など覚〕			横長	1

作 成	受 取	備 考
割元早野村寛治、下真桑村三右衛門、表佐村庄左衛門、八幡村与惣治、栗原村□兵衛、大場村喜藤治、福東村九郎左衛門、郡之惣代富右衛門	大垣御預御役所	破損あり、取扱注意
東野村、兼帯庄屋与惣治	大垣御預御役所	端裏「辰八月出願東野願書下」
東野村庄屋儀右衛門(印)、八幡村庄屋与惣治(印)	六ノ井村(印)、一色村(印)、末守村(印)、横井村(印)、白鳥村(印)、砂畑村(印)、上田村(印)、萩原村(印)、本郷村(印)、青柳村(印)、田畑村(印)、正夫地村(印)、片山村(印)、八幡村分郷(印)右村々御役人衆中	破損あり、取扱注意、包紙「廻状 八幡村・東野村 六ノ井村始」
青墓村百姓代円太夫、年寄佐太七、兼帯庄屋武八郎、同与惣次	大垣御預御役所	
西結村下組庄屋佐之右衛門、同断領八、同断五七、年寄武十郎、同断弥藤太、百姓代喜作	大垣御預御役所	破損あり
		破損あり、取扱注意
		破損あり、取扱注意、資料には「は四五七」と番号記載
北組		破損あり
		破損あり
鏡嶋村上松次郎右衛門、八幡村与惣次、芦敷村平八、海松新田与次兵衛、近嶋村甚左衛門、牛牧村久米之助、只越村十郎兵衛、上本田村源右衛門、下本田村正平、上穂積村源右衛門、生津村助之丞、同村徳右衛門	大垣御預御役所	端裏「徳右衛門講一件」
		端裏「古橋村伊達助濟口下書」
		貼紙あり、貼紙剥離あり、取扱注意、前欠カ、は232と関連カ
		朱書「七月廿六日御差出」
		「友次方」「藤太夫」とあり
		「庄六方」とあり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は487-1	御分間絵図御用村方往還通り明細書上帳	寛政十三酉年二月	1801	切紙	1
は487-2	〔八幡村掃除丁場の間数間違いの件につき書状〕	(文政7年) 九月廿二日	1824	切紙	1
は487-3	乍恐書付を以御伺奉申上候(安八郡北方村地内往還のうち八幡村の掃除丁場間数吟味の儀につき)	(文政8年) 酉十一月	1825	切紙	1
は487-4	乍恐以書付御伺奉申上候(安八郡北方村地内往還のうち八幡村の掃除丁場間数吟味の儀につき)	(文政8年) 酉十一月	1825	切紙	1
は487-5	〔安八郡北方村地内の八幡村掃除丁場糺しの儀、間数糺し持参は4日につき書状〕	(文政8年) 十月三日	1825	切紙 (包紙共)	1
は487-6	〔八幡村方掃除丁場間違いの件にて出張願いにつき書状〕	(文政8年) 二月十四日	1825	切紙	1
は487-7	〔八幡村掃除丁場間数間違いにて改めの件につき書状〕	(文政8年) 正月廿六日	1825	切紙	1
は487-8	覚(村別掃除丁場間数書付)	(文政7年) 申十一月廿二日見分	1824	切紙	1
は487-9	覚(村別掃除丁場間数書付)	(文政7年) 申十一月廿二日見分	1824	切紙	1
は487-10	〔八幡村掃除丁場の儀につき差紙〕	十月十八日		切紙 (包紙共)	1
は487-11	〔掃除丁場間数間違い一件返事延引などにつき書状〕	(文政7年) 十月十七日	1824	切紙	1
は487-12	〔往還掃除丁場間数間違いの儀、差当り勘弁も不行届きにて勘考願いにつき書状〕	(文政8年) 二月十二日	1825	切紙	1
は487-13	〔北方村地内掃除丁場のうち八幡村の間数につき覚書〕			切紙	1
は488	大野郡大い斐村一同申上候口上書御手扣(年ごとに新借勘定にて難渋につき)	(弘化元年カ)	1844	横長	1
は489	覚(免割下用その外・村方小役の儀など21か条取極めにつき)			切紙	1
は490	〔巡見時の献立・諸役など聞合書〕	(天明8年カ)	1788	横長	1
は491	〔廻米取扱方、納入用取立方など信楽役所より達しあるにつき請書及び廻状〕	(子正月)		縦	1
は492	乍恐以書付奉願上候(塩田村庄屋代役の儀、彦六勤め願いにつき)	(天保9年) 戌十一月	1838	切紙	1
は493	〔青墓村六郎右衛門一件、相談にて集会願いにつき廻状〕	(文政8~11年カ) 六月晦日	1825	切紙 (包紙付)	1
は494	〔欠番カ〕				
は495	〔役所へ上納金の件につき廻状〕	(寅年) 七月六日		切紙 (包紙付)	1

作 成	受 取	備 考
	御普請役皆川定治郎様、榎本清次郎様、鈴木逸八様	は487-1~-13は袋・こより紐一括、袋「文政七申年九月 北方村地内往還掃除丁場間数間違一件書類 与惣治」 継目剥がれ、取扱注意
宇野彦太夫	竹中与惣治様	破損あり、端裏「文政七申年九月彦太夫より来書」
八幡村名主初五郎、五人組頭十五郎	御代官御役所	下書カ
八幡村庄屋与惣次、年寄八右衛門	大垣御預御役所	端裏「文政八酉十一月下書」
大垣御預役所(印)	八幡村庄屋、年寄	は487-5 と-6 の間に包紙あり、包紙「八幡村御庄屋竹中与惣治様 北方村庄屋宇野彦太夫」
北方村宇野彦太夫	八幡村竹中与惣治様	破損大、取扱注意
北方村宇野彦太夫	八わた村竹中治右衛門様	
		「八ハタ村」とあり
大垣御預役所(印)	八幡村庄屋、年寄	包紙破損あり
北方村庄や宇野彦太夫	八わた村御庄屋竹中与惣治様	端裏「申十月」
北方村宇野彦太夫	八わた村竹中次右衛門様	
		10.0×26.6cm
		破損大、取扱注意
塩田村庄屋代庄次、年寄甚六、百姓代次郎藏、同断良輔、庄屋次郎右衛門、兼帯庄屋与惣次	大垣御預御役所	端裏「塩田村庄屋代願 彦六へ御願 戌十一月十五日調印覚」
八幡村与惣次	根古地村小左衛門様、同村五兵衛様、大場村喜藤次様、同村彦左衛門様	包紙「廻文 八幡村与惣次 根古地村小左衛門様始 大垣墨俣屋より出ス」
八幡村与惣治(印)	上真桑村継次郎様(印)、中嶋村新左衛門様(印)、近嶋村甚左衛門様(印)	包紙「急廻文 八幡村与惣次 上真桑村継次郎様始」、別紙案文付き

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
は496	〔冥加金の儀、大垣平野屋方へ28日持参の処、 差支えにて29日に持参につき廻状〕	七月廿六日申上刻ニ出ス		切紙 (包紙付)	1
は497-1	〔別紙の通り、納名主衆より過米買い大垣詰 め合せにつき廻状〕	四月廿日		切紙 (包紙付)	1
は497-2	〔廻米のうち劣り分は石代納願いなどにつき 書状〕	四月五日		切紙 (包紙共)	1
は498	覚（仕法金など金銭書付）			切紙	1
は499	乍恐口上（村方一件、去冬事済みの処、年貢 皆済延引などにつき）	（巳年）		縦	1
は500	乍恐以書付奉願上候（八幡村早稲方3町5反 余、晩田方検見まで差し置いては刈取り遅れ にて、刈揚げ願いにつき）	未九月		一紙	1
は501	乍恐以書付御届奉申上候（加藤平内様知行所 六之井村地内に今晚より晴天五夜銭真居ある につき）	巳十月廿八日		一紙	1
は502	乍恐以書付奉願上候（則松村氏神神明宮祭礼 延引の節、円光寺にて若者の乱妨狼藉に及ぶ につき）	（弘化2年）巳八月	1845	切紙	1
は503	小前之者より申立ケ條之趣附留（墨俣屋下用 払い延引・助郷割金・桑名川下げ諸入用など の件）			横長	1
に1	丑年小入用帳	明和六年丑十二月	1769	横長	1
に2	辰年小入用帳	安永元年辰十二月	1772	横長	1
に3	巳年小入用帳	安永二年巳十二月	1773	横長	1

作 成	受 取	備 考
八幡村与惣次(印)	桧村常右衛門様、荒川村武八郎様、表佐村兵八様、同村治郎左衛門様、同村和右衛門様、同村小三郎様、同村兵五様	包紙「急廻文 八幡村与惣次 桧村常右衛門様 始 従大垣出ス」
割元月番高橋寛次、安藤九右衛門(印)	岩崎村深会俊司様、鏡嶋村馬淵甚右衛門様、只越村広瀬十郎兵衛様、西橋村長崎改助様、福束村高橋九郎左衛門様、大場村松永喜藤次様、栗原村臼井典五兵衛様、表佐村富田庄左衛門様、八幡村竹中与惣次様	は497-1の包紙に-2が挟まれていた 包紙「急廻章 一番西組割元 御用向別紙帯 岩崎村始メ」
児玉東一郎、河地三左衛門	惣郡御割元中様	包紙の付箋剥がれ、取扱注意、包紙表「濃州大垣本町平野屋甚蔵殿方ニ而惣郡御割元中様 出府河地三左衛門・児玉東一郎 御廻米御用 本六日限」、包紙裏「四月五日出 従江戸浅草御蔵前 状賃相済」
		端裏「青墓一件」
		破損あり、綴じ紐部分に人名書付挿入、下書
八幡村庄屋与惣次(印)、年寄八右衛門(印)、百姓代沢右衛門	大垣御預御役所	印に墨消しあり
池田野新田庄屋文左衛門(印)、年寄勘右衛門(印)	大垣御預御役所	
則松村庄屋儀太夫、年寄宗左衛門、百姓代浪右衛門	大垣御預御役所	
青墓村定七より		資料には「は三八八」と番号記載
八幡村庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断直三郎(印)、年寄千太郎(印)、同断幸治郎(印)、同断甚之右衛門(印)、百姓直四郎(印)、文治(印)、太郎治(印)、ほか76人	石原清左衛門様御役所	破損あり、表紙「明和六」「美濃国池田郡八幡村」
庄屋与惣次(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄千太郎(印)、同断幸治郎(印)、同断甚之右衛門(印)、百姓直四郎(印)、文治(印)、太郎治(印)、ほか86人	大津御役所	破損あり、表紙「明和九」「美濃国池田郡八幡村」
庄屋与惣次(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄千太郎(印)、同断幸治郎(印)、同断甚之右衛門(印)、百姓直四郎(印)、文次(印)、太郎次(印)、ほか76人	大津御役所	破損あり、表紙「安永二」「美濃国池田郡八幡村」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
に4	午年小入用帳	安永三年午十二月	1774	横長	1
に5	酉年村入用帳	安永六年酉十二月	1777	横長	1
に6	濃州池田郡八幡村戌年小入用帳	安永七年戌十二月	1778	横長	1
に7	濃州池田郡八幡村亥年小入用帳	安永八年亥十二月	1779	横長	1
に8	濃州池田郡八幡村子年小入用帳	安永九年子十二月	1780	横長	1
に9	濃州池田郡八幡村丑年小入用帳	天明元年丑十一月	1781	横長	1
に10	濃州池田郡八幡村寅年小入用帳	天明二年寅十二月	1782	横長	1
に11	《八幡村小入用帳》	天明3年	1783		
に12	濃州池田郡八幡村辰年小入用帳	天明四年辰十二月	1784	横長	1
に13	濃州池田郡八幡村午年小入用帳	天明六年午十二月	1786	横長	1
に14	未年小入用帳	天明七年未十二月	1787	横長	1

作 成	受 取	備 考
庄屋与惣次(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸治郎(印)、同断千太郎(印)、同断源七(印)、百姓直四郎(印)、文治(印)、太郎次(印)、ほか77人	大津御役所	破損あり、表紙「安永三」「美濃国池田郡八幡村」
庄屋与惣次(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源七(印)、百姓直四郎(印)、曾平次(印)、太郎次(印)、ほか82人		破損あり、表紙「安永六年」「美濃国池田郡八幡村」
庄屋与惣次(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源七(印)、百姓直四郎(印)、曾平次(印)、太郎次(印)、ほか84人	笠松御役所	破損あり、表紙「安永七年戊戌正月」
庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源七(印)、百姓直四郎(印)、曾平次(印)、太郎次(印)、ほか82人		破損あり、表紙「安永八年己亥正月」
庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源七(印)、百姓直四郎(印)、文治(印)、太郎治(印)、ほか83人	大津御役所	破損あり、表紙「安永九年子正月」
庄屋与惣次(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源七(印)、百姓直四郎(印)、曾平次(印)、太郎次(印)、ほか82人	大津御役所	破損あり、表紙「安永十年丑正月」
庄屋与惣次(印)、同断八右衛門(印)、庄屋曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断市三郎(印)、百姓直四郎(印)、曾平次(印)、太郎次(印)、ほか82人	大津御役所	破損あり、表紙「天明貳年寅正月」、裏表紙に貼紙あり
		現在、所在不明
庄屋与惣次(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断市三郎(印)、百姓直四郎(印)、曾平次(印)、勘三郎(印)、ほか82人	大津御役所	破損あり、表紙「天明四年辰正月」
庄屋与惣次(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源三郎(印)、百姓直四郎(印)、曾平次(印)、勘三郎(印)、ほか81人	大津御役所	破損あり、表紙「天明六年午正月」
庄屋与惣治印、同断八右衛門印、同断曾右衛門印、年寄幸次郎印、同断茂兵衛印、同断源三郎印、百姓直四郎印、曾平治印、勘三郎印、ほか81人	大津御役所	破損あり、表紙「天明七年未正月」「石原清左衛門御代官所美濃国池田郡八幡村」、「池田郡八幡村庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源三郎(印)」から「去未年中小入用帳写差上申候」と奥書あり

番号	表題	年代	西暦	形態	数
に15	未年小入用帳	天明七年未十二月	1787	横長	1
に16	濃州池田郡八幡村申年小入用帳	天明八年申十二月	1788	横長	1
に17	濃州池田郡八幡村酉年小入用帳	寛政元年酉十二月	1789	横長	1
に18	濃州池田郡八幡村戌年小入用帳	寛政二年戌十二月	1790	横長	1
に19	濃州池田郡八幡村亥年小入用帳	寛政三年亥十二月	1791	横長	1
に20	濃州池田郡八幡村子年小入用帳	寛政四年子十二月	1792	横長	1
に21	濃州池田郡八幡村丑年小入用帳	寛政五年丑十二月	1793	横長	1
に22	濃州池田郡八幡村寅年小入用帳	寛政六年寅十二月	1794	横長	1
に23	濃州池田郡八幡村卯年小入用帳	寛政七年卯十二月	1795	横長	1
に24	濃州池田郡八幡村辰年小入用帳	寛政八年辰十二月	1796	横長	1

作 成	受 取	備 考
庄屋与惣治印、同断八右衛門印、同断曾右衛門印、年寄幸次郎印、同断茂兵衛印、同断源三郎印、百姓直四郎印、曾平治印、勘三郎印、ほか81人	大津御役所	破損あり、表紙「天明七年未正月」「石原清左衛門御代官所美濃国池田郡八幡村」、「池田郡八幡村庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源三郎(印)」から「去未年中小入用帳写差上申候」と奥書あり
庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源三郎(印)、百姓直四郎(印)、曾平次(印)、勘三郎(印)、ほか80人	大津御役所	破損あり、表紙「天明八年申正月」
庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源三郎(印)、百姓直四郎(印)、曾平次(印)、勘三郎(印)、ほか80人	大津御役所	破損あり、表紙「天明九年酉正月」、資料には「に一〇」と番号記載
庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断曾右衛門(印)、年寄幸次郎(印)、同断茂兵衛(印)、同断源三郎(印)、百姓直四郎(印)、曾平次(印)、勘三郎(印)、ほか80人	大津御役所	破損あり、表紙「寛政二年戌正月」
庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断直三郎(印)、年寄幸次郎(印)、同断源三郎(印)、同断茂兵衛(印)、百姓祐吉(印)、芳広(印)、孫惣(印)、ほか89人	信楽御役所	破損あり、表紙「寛政三年亥正月」
庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断直三郎(印)、年寄幸次郎(印)、同断源三郎(印)、百姓祐吉(印)、喜左衛門(印)、孫惣(印)、ほか92人	信楽御役所	破損あり、表紙「寛政四年子正月」
庄屋与惣治(印)、同断八右衛門(印)、同断直三郎(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、同断源三郎(印)、百姓祐吉(印)、曾平治(印)、勘三郎(印)、ほか95人	信楽御役所	破損あり、表紙「寛政五年丑正月」
庄屋与惣治(印)、同断源三郎(印)、同断直三郎(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓祐吉(印)、喜左衛門(印)、孫惣(印)、ほか97人	信楽御役所	破損あり、表紙「寛政六年寅正月」
庄屋与惣治(印)、同断源三郎(印)、同断直三郎(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓祐吉(印)、喜左衛門(印)、孫惣(印)、ほか101人	信楽御役所	表紙「寛政七年卯正月」
庄屋与惣治(印)、同断源三郎(印)、同断直三郎(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓祐吉(印)、喜左衛門(印)、孫惣(印)、ほか101人	信楽御役所	破損あり、表紙「寛政八年辰正月」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
に24-1	濃州池田郡八幡村申年小入用帳	寛政十二年申十二月	1800	横長	1
に25	濃州池田郡八幡村戌年小入用帳	享和二年戌十二月	1802	横長	1
に26	濃州池田郡八幡村亥年小入用帳	享和三年亥十二月	1803	横長	1
に27	濃州池田郡八幡村亥年小入用帳	享和三年亥十二月	1803	横長	1
に28	〔濃州池田郡八幡村亥年小入用帳・免割帳〕	享和三年亥十二月	1803	横長	1
に29	小入用金書上帳（寛政9年・文政元年・天保元年からの3か年、天保12年からの2か年の平均書上）	（天保14）卯五月	1843	縦	1
に30	酉年より当寅年迄差木書上帳（合差杉2,973本）	明和七年寅閏六月	1770	縦	1
に31	乍恐書付を以奉願上候（人足賃銭1貫余、割合につき）	安永五年申十二月	1776	一紙	1
に32	御請負申御城米川下船之事（米100俵につき運賃銭3貫124文、当午年より5か年のうち何時にても船差出しにつき）	天明六丙午年九月	1786	一紙	1
に33	東野・八幡割合覚（人足賃など）	安永八年亥七月	1779	横長	1
に34	八幡・東野割合（人足賃など）	安永九子七月	1780	横長	1
に35	東野村・八幡村割合（人足賃など）	天明五巳八月	1785	横長	1
に36	東野村・八幡村割（人足賃など）	天明六午七月十六日より未正月晦日迄	1786	横長	1
に37	東野村・八幡村割合（人足賃など）	天明七未二月朔日より十二月晦日迄	1787	横長	1
に38	東野村・八幡村割合（人足賃など）	辰十二月		横長	1
に39	東野村・八幡村割合（人足賃など）	巳十二月		一紙	1
に40	村人馬小役覚帳	天明八年申十一月吉日夫錢割後より	1788	横長	1
に41	村人馬□（小）役帳	寛政元年酉十一月□□（吉日カ）	1789	横長	1
に42	村人馬小役覚帳	寛政四年子十一月吉日夫錢割後より	1792	横長	1

作 成	受 取	備 考
庄屋徳之助(印)、同断次五平(印)、同断辰右衛門(印)、年寄忠助(印)、同断忠右衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓祐吉(印)、喜左衛門(印)、孫惣(印)、ほか100人	信楽御役所	破損あり、表紙「寛政十二年申正月」
庄屋与惣治(印)、同断次五平(印)、同断辰右衛門(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓祐吉(印)、喜左衛門(印)、孫惣(印)、ほか103人	信楽御役所	破損あり、表紙「享和貳年戌正月」
庄屋与惣治(印)、同断次五平(印)、同断辰右衛門(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓祐吉(印)、喜左衛門(印)、孫惣(印)、ほか104人	信楽御役所	破損あり、表紙「享和三年亥正月」
庄屋与惣治(印)、同断治五平(印)、同断辰右衛門(印)、年寄祐助(印)、同断忠右衛門(印)、同断八右衛門(印)、百姓祐吉(印)、喜左衛門(印)、孫惣(印)、ほか104人	信楽御役所	破損あり、表紙「享和三年亥正月」
庄屋・年寄・百姓		反故紙使用
池田郡八幡村庄屋与惣治(印)、年寄喜作(印)、百姓代沢右衛門(印)	大垣御預御役所	破損あり、表紙「池田郡八幡村」「不用」、印に墨消しあり
濃州池田郡八幡村庄屋与惣治、同断八右衛門、同断直三郎、年寄幸次郎、同断千太郎、同断甚之右衛門	石原清左衛門様御役所	反故紙使用
池田郡八幡村庄屋安次郎、同断八右衛門、年寄源七	笠松御堤方御役所	反故紙使用
安八郡安江村請負人七郎治(印)、同郡同村五人組頭多左衛門(印)、同郡同村名主伝左衛門(印)	池田郡八幡村御役人中	端裏「安江村七郎治御米川船請負証文」、資料には「に四〇」と番号記載
		9.8×30.5cm、綴じ紐切れ、反故紙使用
		11.0×20.8cm、反故紙使用
		破損あり
八幡村与惣治	東野村儀右衛門様、茂十郎様	
		表紙「附り立会小役金銭取替〇ニ有り」、資料には「に三二」と番号記載
		表紙破損大、反故紙使用

番号	表題	年代	西暦	形態	数
に43	村人馬小役帳	寛政四年子ノ十一月夫銭割後	1792	横長	1
に44	村人馬小役覚帳	寛政五年丑十一月吉日夫銭割後より	1793	横長	1
に45	村人馬小役帳	寛政六年寅十壹月夫銭割後	1794	横長	1
に46	村人馬小役帳	寛政八年辰十一月夫銭割後	1796	横長	1
に47	金地谷并粕川通御普請ニ付村人馬小役覚帳	天保九年戌五月吉日	1838	横長	1
に48	村人馬小役帳			横長	1
に49	人足賃銭書上帳（廻状・先触継送り、役人通行など人足賃銭割合下付願いにつき）	文政二年卯十一月	1819	縦	1
に50	人足賃銭書上帳（廻状・先触継送り、役人通行など人足賃銭割合下付願いにつき）	文化十四年丑十一月	1817	縦	1
に51	人足賃銭帳（普請御用役人通行など）	（文政3年）辰六月	1820	縦	1
に52	人足賃銭書上帳（先触・御用状継送り、役人通行など人足賃銭割合下付願いにつき）	文政五年午十一月	1822	縦	1
に53	人足賃銭書上帳（先触継送り、役人通行など人足賃銭割合下付願いにつき）	（文政6年）未十一月	1823	縦	1
に54	人足賃銭書上帳（先触継立て、役人通行など人足賃銭下付願いにつき）	天保十三年寅十一月	1842	横長	1
に55	立会小役并金銭取替	申刻後より		横長	1
に56	立会小役之覚	寅		横長	1
に57	立会小役之覚	辰十一月		横長	1
に58	立会小役覚	辰十一月割後		横長	1
に59	立会小役割（覚）	（寛政7年カ）卯十一月	1795	横長	1
に60	立会小役并取替（覚）	酉割後		横長	1
に61	立会小役覚	丑ノ		横長	1
に62	立会割（覚）	丑十一月		横長	1
に63	立会小役覚			横長	1
に64	立会割小役（覚）			横長	1
に65	村用万覚帳	天明九年酉正月吉日	1789	横長	1
に65-1	御米差引（覚）	（天明9年）	1789	切紙	1
に65-2	預り覚（御巡見入用、竹木運上金など）	（天明9年）	1789	切紙	1
に65-3	〔御膳粉石数書付〕	（天明9年）	1789	切紙	1
に65-4	〔御米差引覚〕	（天明9年）	1789	切紙	1
に66	村用万覚帳	寛政二年戊正月吉日	1790	横長	1
に67	村用万覚帳	寛政八年丙辰正月吉日	1796	横長	1
に68	村用万覚帳	寛政九年丁巳正月吉日	1797	横長	1
に69	村用万覚差引帳	寛政六年甲寅正月吉日	1794	横長	1
に70	村用差引帳	寛政八年丙辰正月吉日	1796	横長	1
に71	村用差引帳	寛政九年丁巳正月吉日	1797	横長	1
に72	下用帳			横長	1
に73	村金銭取替覚帳	天明八年申十一月吉日夫銭割後より	1788	横長	1
に74	村金銭取替覚帳	寛政元年酉七月吉日	1789	横長	1

作 成	受 取	備 考
		反故紙使用、表紙「西江渡」
		破損あり
		反故紙使用、反古紙に「西江渡」とあり
		反故紙使用、表紙「西江戸」
		破損あり
池田郡八幡村庄屋与惣治、年寄八右衛門	笠松御堤方御役所	破損あり、表紙「池田郡八幡村」
池田郡八幡村庄屋与惣次、年寄八右衛門	笠松御堤方御役所	破損あり、表紙「文政二卯」「池田郡八幡村」
八幡村庄屋与惣次、年寄八右衛門		破損あり、表紙「文政三辰」「池田郡八幡村」
池田郡八幡村庄屋与惣次、年寄八右衛門、百姓代沢右衛門	笠松御堤方御役所	破損あり、表紙「文政五午」「池田郡八幡村」
池田郡八幡村庄屋与惣次、年寄治吉	笠松御堤方御役所	表紙「文政六未」「池田郡八幡村」
池田郡八幡村庄屋与惣次、年寄治吉	笠松御堤方御役所	表紙「池田郡八幡村」
		資料には「に一三〇」と番号記載
		破損あり、反故紙使用
		破損あり、反故紙使用
		破損あり、反故紙使用
		結び文1点あり
		破損あり、反故紙使用
		破損あり、反故紙使用
		結び文1点あり
		に65の綴じ紐に、に65-1~-4が括られていた、表紙「但二月廿日より寛政与改元被仰出候」
		破損大、継目剥がれ、反故紙使用
		反故紙使用
		反故紙使用
		破損あり、反故紙使用
		に67~に69は紙紐一括
		結び文1点あり
		破損あり
		破損あり
		破損あり、綴じ紐切れ
		結び文1点あり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
に75	村金銭取替覚帳	寛政貳年戌十一月吉日夫 銭割後より	1790	横長	1
に76	村金銭取替覚帳	寛政三戌年亥十一月吉日 夫銭割後より	1791	横長	1
に77	村金銭取替覚帳	寛政四年子十一月吉日夫 銭割後より	1792	横長	1
に78	村金銭取替覚帳	寛政五年丑六月吉日夫銭 割後より	1793	横長	1
に79	村金銭取替覚帳	寛政五年丑十一月吉日夫 銭割後より	1793	横長	1
に80	村金銭取替覚帳	寛政六年寅六月吉日夫銭 割後より	1794	横長	1
に81	村金銭取替覚帳	寛政七年卯十一月夫銭割 後より	1795	横長	1
に82	申年村方取替金扣帳	文政七年正月	1824	横長	1
に83	寅十一月割村金取かへ覚	(寅十一月)		横長	1
に84	巳十一月割取替金覚	(巳十一月)		横長	1
に85	巳十一月割村取かへ覚	(巳十一月)		横長	1
に86	寅六月割取替(覚)	(寅六月)		横長	1
に87	丑年十一月村金取かへ(覚)	(丑年十一月)		横長	
に88	辰十一月割取替金覚	(辰十一月)		横長	1
に89	辰十一月村取かへ金覚	(辰十一月)		横長	1
に90	辰六月村取かへ金覚	(辰六月)		横長	1
に91	庚戌御米納(覚)	(庚戌)		横長	1
に92	亥六月割夫銭取替覚	(亥六月)		横長	1
に93	午ノ六月夫銭割取かへ(覚)	(午ノ六月)		横長	1
に94	酉十一月夫銭取替(覚)	(酉十一月)		横長	1
に95	亥十二月夫銭割落覚	(亥十二月)		横長	1
に96	辰六月割夫銭金取替(覚)	(辰六月)		横長	1
に97	丑六月夫銭割覚	(丑六月)		横長	1
に98	丑六月割夫銭覚	(丑六月)		横長	1
に99	巳六月夫銭取替覚	(巳六月)		横長	1
に100	預り金覚帳	寛政七年卯十一月吉日よ り(文化14年)	1795	横長	1
に101	村借入金勘定仕分覚帳写(東野村)	文政二年卯十一月	1819	横長	1
に102	綾野村預り金勘定帳	文政十一年子十二月吉日	1828	横長	1
に103	村借金覚(厚見郡中嶋村、近年臨時物入り重 り、大借につき)	天保六年未八月	1835	横長	1
に104	村借金調帳(厚見郡西嶋村)	天保六年未八月	1835	横長	1
に105	中嶋・西嶋村借金済方仕法帳	天保六年未十月	1835	横長	1
に106	中嶋村・西嶋村村借金済方仕法帳	天保六年未十月	1835	横長	1
に107	借用申金子之事(金10両、青墓村入用金差詰 りにつき)	天保九年戌十二月	1838	一紙	1

作 成	受 取	備 考
		結び文1点あり
		破損あり
		破損あり
		破損あり
		結び文2点あり
		表紙「取替帳」
		破損あり
		破損あり、反故紙使用
		破損あり、反故紙使用
		反故紙使用
		破損あり、反故紙使用
		破損あり、反故紙使用
		破損あり、反故紙使用
		12.4×21.0cm、反故紙使用
		12.5×21.7cm、反故紙使用
		反故紙使用、結び文2点あり
		破損あり、反故紙使用
		「取替渡ス分」とあり
		反故紙使用
		破損あり、反故紙使用、結び文1点あり
		反故紙使用
		反故紙使用
		表紙破損大、反故紙使用
茂左衛門印、長三郎印、金左衛門印、五左衛門印、周三郎印		表紙「東野村」「紙数七枚」
		表紙「与惣次扣」
中嶋村庄屋六兵衛(印)、年寄六郎右衛門(印)、同断豊太郎(印)、百姓代宅右衛門(印)	竹中与惣治様、藤井甚左衛門様	表紙「厚見郡中嶋村」
厚見郡西嶋村庄屋利兵衛(印)、同断万蔵(印)、年寄治左衛門(印)、同断喜兵衛(印)、百姓代治太郎(印)	八幡村御庄屋与三治様、近嶋村御庄屋甚左衛門様	表紙「厚見郡西嶋村」
		破損あり
青墓村兼帯庄屋与惣次印、年寄和藤次印、同断佐市印、金方太右衛門印、同断喜代蔵印、同断善兵衛印	垂井金四郎殿	端裏朱書「証文之写」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
に108	村借借用申金子之事（金5両、小寺村勘定金差詰りにつき）	天保十二年辛丑年九月	1841	一紙	1
に109	村借申金子之事（金5両、小寺村年貢金差詰りにつき）	天保十三壬寅年十一月	1842	一紙	1
に110	借用申年賦金証文之事（金5両、小寺村去寅年に金10両借用の処、名主潰れ返済滞りにて5か年済にて勘弁につき）	弘化二乙巳年三月	1845	一紙	1
に111	奉拝借金之事（金146両、嶋村困窮にて他借金嵩み返済手段尽き果て御役所より借用につき）	天保十五年辰十二月十四日	1844	切紙	1
に112	借入金証文之事（金50両、当酉年貢米金差詰りにつき）	嘉永二年酉十二月	1849	一紙	1
に113	借入金証文之事（金50両、当酉年貢米金差詰りにつき）	嘉永二年酉十二月	1849	一紙	1
に114	借入金証文之事（金50両、当酉年貢米金差詰りにつき）	嘉永二年酉十二月	1849	一紙	1
に115	乍恐以書付奉願上候（去酉年貢など差詰り金68両裏印聞済みの処、当戌年難渋にて金68両のうち18両減金、残50両裏印願いにつき）	（嘉永3年）戌十二月	1850	切紙	1
に116	乍恐以書付奉願上候（去申年貢など差詰り金100両裏印聞済みの処、当酉年難渋にて金100両のうち32両減金、残68両裏印願いにつき）	（嘉永2年カ）申（ママ）酉十二月	1849	切紙	1
に117	乍恐以書付奉願上候（去巳年年貢など差詰り金325両裏印聞済みの処、当申年難渋にて金325両のうち25両減金、残金300両裏印願いにつき）	（嘉永元年カ）申十一月	1848	一紙	1
に118	村借金主仕訳帳	子四月		横長	1
に119	〔室原村拝借金など覚書〕			横長	1
に120	御検見并村諸入用帳	寛政三亥年九月吉日	1791	横長	1
に121	未年御年頭諸入用帳	寛政十一年正月六日	1799	横長	1
に122	両度用水出入・衣斐井出入・加助郷一件等村備金立会差引勘定帳	文政二卯年正月四日	1819	横長	1
に123	両度用水出入・衣斐井出入・加助郷一件等村備金銀請払帳	文政二卯のとし正月四日	1819	横長	1
に124	《御裏印金貸附勘定帳》	文政4・11	1821		
に125	《惣郡御裏印金高村別組合分帳》	天保10・11	1839		
に126	《郡中諸用留》	天保12・10	1841		
に127	《御検見休泊割郡々引分帳》	天保12・10	1841		
に128	《郡中金銀請取并諸用覚帳》	天保12・11	1841		
に129	《御粉米桑名諸入用等郡々引分帳》	天保13・6	1842		
に130	《出張所入用割等諸勘定取調帳》	天保13・9	1842		
に131	《郡中金銀出入帳》	天保13・10	1842		

作 成	受 取	備 考
小寺村御百姓惣代三津次(印)、同村右同断唯介(印)、同村五人組頭谷蔵(印)、同村名主庄助(印)	八幡村浅右衛門殿	に108～に110は紙紐一括
小寺村御百姓惣代唯介(印)、同村五人組頭谷蔵(印)、同村名主庄助(印)	八幡村浅右衛門殿	端裏「小寺村」
小寺村御百姓代卯平(印)、同村右同断唯介(印)、同村右同断兵吾(印)、同村五人組頭佐兵次(印)、同村右同断谷蔵(印)、同村附名主仁三郎(印)	八幡村浅右衛門殿	
不破郡嶋村庄屋市兵衛、同断七左衛門、年寄友右衛門、同断彦右衛門、百姓代彦七	大垣御預御役所	端裏「与惣次様御扣 ふわ嶋村一件」、墨消し部分あり
八幡村庄屋与惣次、年寄八右衛門、百姓代市郎兵衛	鏡嶋村文左衛門殿御取次	に112～に117は綴、朱書「御裏印証文案文」「薄口紙ニ認候事」、資料には「に一三〇」と番号記載
八幡村庄屋与惣次、年寄八右衛門、百姓代市郎兵衛	鏡嶋村文左衛門殿御取次	朱書「御裏印証文写シ之文案文」「但大半紙ニ認候事」、資料には「に一三一」と番号記載
八幡村庄屋与惣次、年寄八右衛門、百姓代市郎兵衛	鏡嶋村文左衛門殿御取次	朱書「御裏印証文請取書文案文」「但大半紙ニ認候事」「庄屋与惣次」の奥書あり、資料には「に一三二」と番号記載
八幡村庄屋竹中政之丞、年寄喜作、百姓代市郎兵衛	大垣御預御役所	資料には「に一三三」と番号記載
八幡村庄屋竹中政之丞、年寄喜作、百姓代市郎兵衛	大垣御預御役所	資料には「に一三四」と番号記載
八幡村庄屋与惣次、年寄八右衛門、百姓代市郎兵衛	大垣御預御役所	朱書「御裏印願下書」「美濃紙ニ認可申事」
不破郡綾野村庄屋八之丞、同断庄右衛門、同断愛平、年寄伝次、同断藤右衛門、同断長三郎、同断十右衛門	大垣御預御役所	表紙「綾野村」
八幡村徳之助扣		破損あり、取扱注意、表紙「不破郡・多芸郡・池田郡惣代今須宿彦次郎、八幡村徳之助」
東野村帳面之写 与惣治扣		
東野村帳面之写 与惣治扣		
		現在、所在不明
		現在、所在不明
		現在、所在不明
		現在、所在不明
		現在、所在不明
		現在、所在不明
		現在、所在不明
		現在、所在不明

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
に132	《三番西組諸入用勘定帳》	天保13・10	1842		
に133	《割元関係書状》	天保12—14	1841		
に134	(御囲初摺立米) ほし帳	寛政二戌年十月	1790	横長	1
に135	(御囲初摺立米) ほし帳	寛政三亥十一月	1791	横長	1
に136	(御囲初摺立米) 丑年ほし帳	寛政五	1793	横長	1
に137	(御囲初摺立米) ほし帳	寛政六甲寅十月	1794	横長	1
に138	御初ほし帳	寛政六年	1794	横長	1
に139	(御囲初摺立米) ほし帳	寛政九丁巳年	1797	横長	1
に140	去々寅御囲初摺立米ほし帳	(寛政8年カ) 辰二月九日	1796	横長	1
に141	寅年御囲初上村ほし二而俵数改付	(寛政8年カ) 辰正月改	1796	横長	1
に142	御検見ニ付金銀取替覚帳	文政五年午九月吉日	1822	横長	1
に143	青墓村六郎右衛門一件書類写(青墓村庄屋六郎右衛門、身持ち宜しからず吟味の処、赦免願いにつき)	文政八年酉九月	1825	縦	1
に144	青墓村六郎右衛門借財方一件(青墓村庄屋六郎右衛門、借用証文などの金高都合900両余りにつき)	文政十一子年十一月	1828	縦	1
に145	覚(金4両2朱余、嶋村より請取につき)	文政九年戌十一月廿三日夜	1826	一紙	1
に146	池田野新田預り金差引帳	天保二年卯十二月	1831	横長	1
に147	御下ケ金并下利金御貸下郡中ニ而下利金借り入割賦帳(米価高値にて預所の村々難渋、殿様御下ケ金下付などにつき)	天保四巳年十二月	1833	横長	1
に148	御普請役様御泊ニ付諸入用覚帳	天保六年未十一月三日	1835	横長	1
に149	出来米御見分ニ付万覚帳	天保六年未十二月	1835	横長	1
に150	川々御普請ニ付御役人様御休泊并人足賃銭帳	天保七年申二月	1836	横長	1
に151	請取申金子之事(金5両、役所預りの金子、下ケ金願いにつき)	天保七申年三月廿九日	1836	一紙	1
に152	覚(金5両1分2朱余、納名主より出石高に割当ての村当りの分、預りにつき)	天保八酉年十月	1837	切紙	1
に153	申酉二ヶ年入方入用差引勘定帳	天保九年戌戌二月日	1838	横長	1
に154	大衣斐村御拝借銘々分借調帳	弘化二年巳三月	1845	横長	1
に155①	午年算用状(与惣治、一色村分高27石8斗余)	(弘化4年) 未三月日	1847	切紙	1
に155②	巳年算用状(与惣治、一色村分高27石8斗余)	(弘化3年) 午六月日	1846	切紙	1
に155③	辰年算用状(与惣治、一色村分高27石8斗余)	(弘化2年) 巳六月日	1845	切紙	1
に155④	寅年算用状(与惣治、一色村分高27石8斗余)	(天保14年) 卯六月	1843	切紙	1
に155⑤	丑年算用状(与惣治、一色村分高27石8斗余)	(天保13年) 寅六月	1842	切紙	1
に155⑥	戌年算用状(与惣治、一色村分高9石3斗余)	(天保10年) 亥六月	1839	切紙	1

作 成	受 取	備 考
		現在、所在不明
		現在、所在不明
		破損あり
		反故紙使用
		破損あり
		破損あり
与惣次扣		綴じ紐切れ
与惣次扣		
一ツ木村定蔵(印)	八幡村治右衛門様	
与惣次扣		
不破郡今須村庄屋五郎三郎、同治部右衛門、同三左衛門、百姓代嘉兵衛、松尾村庄屋善四郎、年寄庄六、百姓代孫蔵、野上村庄屋与右衛門、年寄与市、百姓代清右衛門、宮代村庄屋弥兵衛、同□平、年寄悦蔵、百姓代為右衛門、垂井村庄屋四平、年寄百姓代兼吉五郎、府中村庄屋義兵衛、年寄惣内、百姓代梅蔵、八幡村庄屋与惣次、年寄清吉、百姓代沢右衛門、東野村庄屋茂左衛門、年寄利左衛門、百姓代丈右衛門、池田野新田庄屋亀之助、年寄勘右衛門、百姓代甚六	大垣御預御役所	破損あり、取扱注意、表紙「与惣次扣」
		破損あり、取扱注意、表紙「不用御泊なし」
池田郡八幡村		
西嶋村武助(印)	八幡村与惣次殿、芦敷村平八殿	端裏「天保七申三月 西嶋村武助」
福田村伴右衛門(印)	御兼帯衆中	端裏「天保八酉年十月 福田村伴右衛門」
八幡村与惣治控		
一色村名主五右衛門(印)	八幡村与惣治殿	に155①～⑤は綴、「弘化三年一色算用状」とあり
名主伝兵衛(印)	八幡村与惣治殿	「弘化二巳年一色算用状」とあり
名主五右衛門(印)	八幡村与惣治殿	「弘化元辰年一色算用状」とあり
一色村名主五右衛門(印)	八幡村与惣次殿	「天保十三寅年一色算用状」とあり
一色村名主伝次(印)	八幡村与惣治殿	「天保十二丑年一色算用状」とあり
名主代判伝次(印)	与惣治殿	「天保九戌年分一色分」とあり

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
に155⑦	酉年算用状(与惣治、一色村分高9石3斗余)	(天保9年) 戌六月	1838	切紙	1
に155⑧	申年算用状(与惣治、一色村分高9石3斗余)	(天保8年ヵ) 西六月	1837	切紙	1
に155⑨	天保六未年一色村算用状(与惣治、一色村分高9石3斗余)	(天保7年ヵ) 申六月	1836	切紙	1
に155⑩	天保五午年算用状(与惣治、一色村分高9石3斗余)	(天保6年ヵ) 未六月	1835	切紙	1
に155⑪	巳年算用状(与惣治、一色村分高9石3斗余)	(天保5年ヵ) 午六月	1834	切紙	1
に155⑫	辰年算用状(与惣治、一色村分高9石3斗余)	(天保4年ヵ) 巳六月	1833	切紙	1
に155⑬	卯年算用状(与惣治、一色村分高9石3斗余)	(天保3年ヵ) 辰六月	1832	切紙	1
に155⑭	寅年算用状(与惣治、一色村分高4石8斗余)	(天保2年ヵ) 卯六月	1831	切紙	1
に155⑮	丑年算用状(与惣治、一色村分高4石8斗余)	(天保元年ヵ) 寅六月	1830	切紙	1
に155⑯	子年算用状(与惣治、一色村分高3石1斗余)	(文政12年ヵ) 丑六月	1829	切紙	1
に155⑰	亥年算用状(与惣治、一色村分高3石1斗余)	(文政11年ヵ) 子六月	1828	切紙	1
に155⑱	申年算用状(与惣治、一色村分高3石1斗余)	(文政8年ヵ) 西六月	1825	切紙	1
に155⑲	未年算用状(与惣治、一色村分高3石1斗余)	(文政7年ヵ) 申六月	1824	切紙	1
に155⑳	午年算用状(与惣治、一色村分高3石1斗余)	(文政6年ヵ) 未六月	1823	切紙	1
に155㉑	巳年算用状(与惣治、一色村分高3石1斗余)	(文政5年ヵ) 午六月	1822	切紙	1
に155㉒	辰年算用状(与惣治、一色村分高3石1斗余)	(文政4年ヵ) 巳六月	1821	切紙	1
に155㉓	卯年算用状(与惣治、一色村分高3石1斗余)	(文政3年ヵ) 辰六月	1820	切紙	1
に155㉔	寅年算用状(与惣治、一色村分高3石1斗余)	(文政2年ヵ) 卯六月	1819	切紙	1
に155㉕	丑年算用状(与惣治、一色村分高3石1斗余)	(文政元年ヵ) 寅六月	1818	切紙	1
に156①	午年算用状引入写(与惣治、八幡村大垣藩領分高21石5斗余)	(弘化4年) 未三月	1847	切紙	1
に156②	巳年算用状引入写(与惣治、八幡村大垣藩領分高19石8斗余)	(弘化3年) 午ノ六月	1846	切紙	1
に156③	辰年算用状引入写(与惣治、八幡村大垣藩領分高19石8斗余)	(弘化2年) 三(巳)ノ六月	1845	切紙	1
に156④	寅御年貢算用状(与惣治、八幡村大垣藩領分高19石8斗余)	(天保14年) 卯六月	1843	切紙	1
に156⑤	天保十二丑年大垣領算用状(与惣治、八幡村大垣藩領分高19石8斗余)	(天保13年) 寅ノ六月	1842	切紙	1
に156⑥	天保十一子年大垣領算用状(与惣治、八幡村大垣藩領分高13石3斗余)	(天保12年) 丑ノ六月	1841	切紙	1
に156⑦	天保十亥大垣領算用状(与惣治、八幡村大垣藩領分高13石3斗余)	(天保11年) 子ノ六月	1840	切紙	1
に156⑧	天保九戌大垣領算用状(与惣治、八幡村大垣藩領分高13石1斗余)	(天保10年) 亥ノ六月	1839	切紙	1
に156⑨	天保八酉年算用状(与惣治、八幡村大垣藩領分高13石1斗余)	(天保9年) 戌六月	1838	切紙	1
に156⑩	天保七申年算用状(与惣治、八幡村大垣藩領分高13石1斗余)	(天保8年) 西六月	1837	切紙	1
に156⑪	天保六未年算用状(与惣治、八幡村大垣藩領分高12石3斗余)	(天保7年) 申六月	1836	切紙	1
に156⑫	天保五午算用状(与惣治、八幡村大垣藩領分高12石3斗余)	(天保6年) 未六月	1835	切紙	1
に156⑬	天保四巳算用状(与惣治、八幡村大垣藩領分高12石3斗余)	(天保5年) 午六月	1834	切紙	1
に156⑭	〔天保三辰算用状、与惣治、八幡村大垣藩領分高12石3斗余〕	(天保4年) 巳六月	1833	切紙	1

作 成	受 取	備 考
名主代判伝次(印)	与惣治殿	「天保八酉年一色算用状」とあり
名主(印)	八幡村与惣治殿	
名主(印)	与惣次殿	
名主(印)	与惣次殿	端裏貼紙「天保五午年平一色算用状」
名主(印)	与惣次殿	
名主(印)	与惣次殿	
名主瀬左衛門(印)	与惣次殿	
名主瀬左衛門(印)	与惣次殿	
名主瀬左衛門(印)	与惣治殿	
名主瀬左衛門(印)	与惣次殿	
名主瀬左衛門(印)	与惣次殿	
名主(印)	八幡村与惣次殿	
名主(印)	八幡村与惣次殿	
名主(印)	八幡村与惣治殿	
一色名主佐左衛門(印)	八幡村与惣治殿	
一色名主佐左衛門(印)	八幡村与惣治殿	
一色名主佐左衛門(印)	八幡村与惣治殿	
一色名主佐左衛門(印)	八幡村与惣治殿	
一色名主佐左衛門(印)	八幡村与惣治殿	
名主(印)	(与惣治)	に156①~④は綴、「弘化三午年大垣領当番重兵衛」とあり
名主(印)	(与惣次方)	「弘化二巳年大垣領当番市左衛門」とあり
名主(印)	(与惣治)	端裏「天保十五辰年算用状」、「弘化元辰年大垣領当番重兵衛」とあり
名主(印)	(与惣治)	端裏「天保十三寅算用状」
名主(印)	(与惣治)	表題は端裏貼紙より
名主(印)	(与惣治)	表題は端裏貼紙より
名主(印)	(与惣治)	表題は端裏より
名主(印)	(与惣治)	表題は端裏より
名主(印)	(与惣治)	
名主(印)	(与惣治)	
名主(印)	(与惣治)	
名主(印)	(与惣治)	表題は端裏より
名主(印)	(与惣治)	表題は端裏より
名主(印)	(与惣治)	

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
に156⑮	〔天保元寅年算用状、与惣治、八幡村大垣藩領分高12石3斗余〕	(天保2年) 卯六月	1831	切紙	1
に156⑯	文政十二丑算用状 (与惣治、八幡村大垣藩領分高12石3斗余)	(天保元年) 寅六月	1830	切紙	1
に156⑰	文政十一子算用状 (与惣治、八幡村大垣藩領分高12石3斗余)	(文政12年) 丑六月	1829	切紙	1
に156⑱	〔文政十亥年算用状、与惣治、八幡村大垣藩領分高12石3斗余〕	(文政11年) 子六月	1828	切紙	1
に156⑲	〔文政七申年算用状、与惣治、八幡村大垣藩領分高12石3斗余〕	(文政8年) 酉六月	1825	切紙	1
に156⑳	〔文政8・9年算用状知らざるにつき書付〕			切紙	1
に156㉑	〔文政六未年算用状、与惣治、八幡村大垣藩領分高12石3斗余〕	(文政7年) 申六月	1824	切紙	1
に156㉒	午算用状 (与惣治、八幡村大垣藩領分高11石7斗余)	(文政6年) 未六月	1823	切紙	1
に156㉓	〔文政四巳年算用状、与惣治、八幡村大垣藩領分高11石7斗余〕	(文政5年) 午六月	1822	切紙	1
に156㉔	文政三辰年算用状 (与惣治、八幡村大垣藩領分高11石7斗余)	(文政4年) 巳六月	1821	切紙	1
に156㉕	文政二卯年算用状 (与惣治、八幡村大垣藩領分高11石7斗余)	(文政3年) 辰六月	1820	切紙	1
に156㉖	文政元寅大垣領算用状 (与惣治、八幡村大垣藩領分高11石7斗余)	(文政2年) 卯六月	1819	切紙	1
に156㉗	文化十四丑大垣領算用状 (与惣治、八幡村大垣藩領分高11石7斗余)	(文政元年) 寅六月	1818	切紙	1
に156㉘	文化十三子年算用状 (与惣治、八幡村大垣藩領分高11石7斗余)	(文化14年) 丑六月	1817	切紙	1
に156㉙	文化十二亥算用状 (与惣治、八幡村大垣藩領分高11石7斗余)	(文化13年) 子六月	1816	切紙	1
に156㉚	文化十一戌年算用状 (与惣治、八幡村大垣藩領分高11石7斗余)	(文化12年) 亥六月	1815	切紙	1
に156㉛	文化十酉算用状 (与惣治、八幡村大垣藩領分高11石7斗余)	(文化11年) 戌六月	1814	切紙	1
に156㉜	文化九申大垣御領算用状 (与惣治、八幡村大垣藩領分高11石4斗余)	(文化10年) 酉ノ六月	1813	切紙	1
に156㉝	文化八未算用状 (与惣治、八幡村大垣藩領分高11石4斗余)	(文化9年) 申ノ六月	1812	切紙	1
に156㉞	午年分覚 (諸入用金など承知につき)	(文化8年ヵ) 十七日	1811	切紙	1
に156㉟	文化七午年算用状 (与惣治、八幡村大垣藩領分高11石4斗余)	(文化8年) 未ノ六月	1811	切紙	1
に156㊱	文化六巳年算用状 (与惣治、八幡村大垣藩領分高11石4斗余)	(文化7年) 午六月	1810	切紙	1
に156㊲	文化六巳覚 (免相承知につき)	十月十三日		切紙	1
に156㊳	文化五辰大垣領算用状 (与惣治、八幡村大垣藩領分高11石4斗余)	(文化6年) 巳六月	1809	切紙	1
に156㊴	文化四卯年算用状 (与惣治、八幡村大垣藩領分高11石4斗余)	(文化5年) 辰六月	1808	切紙	1
に156㊵	〔文化三寅年算用状、与惣治、八幡村大垣藩領分高11石4斗余〕	(文化4年) 卯六月	1807	切紙	1
に156㊶	〔文化二丑年算用状、与惣治、八幡村大垣藩領分高11石4斗余〕	(文化3年) 寅六月	1806	切紙	1

作 成	受 取	備 考
名主(印)	(与惣治)	
名主(印)	(与惣治)	表題は端裏より
名主(印)	(与惣治)	表題は端裏より
名主(印)	(与惣治)	
名主(印)	(与惣治)	
名主(印)	(与惣治)	
名主(印)	(与惣治)	表題は端裏より
名主(印)	(与惣治)	
名主(印)	(与惣治)	表題は端裏より
名主(印)	(与惣治)	表題は端裏より
名主(印)	(与惣治)	破損あり、表題は端裏より
名主(印)	(与惣治)	破損あり、表題は端裏より
名主(印)	(与惣治)	破損あり、取扱注意、表題は端裏より
名主(印)	(与惣次)	破損あり、取扱注意、表題は端裏より
名主(印)	(与惣治)	破損あり、取扱注意、表題は端裏より
名主(印)	(与惣治)	破損あり、取扱注意、表題は端裏より
名主(印)	(与惣治)	破損あり、取扱注意、表題は端裏より
名主(印)	(与惣次)	破損あり、表題は端裏より
同(竹中)初五郎	竹中与惣治様	
名主(印)	(与惣治)	表題は端裏より
名主(印)	(与惣治)	表題は端裏より
同(竹中)初五郎	竹中与惣治様	
名主(印)	(与惣治)	表題は端裏より
名主(印)	(与惣次)	
名主(印)	(与惣治)	
名主(印)	(与惣次)	

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
に156㉔	文化元甲子算用状 (与惣治、八幡村大垣藩領分高11石4斗余)	(文化2年) 丑ノ六月	1805	切紙	1
に157①	丑年算用状 (与惣次、草深村分高3斗2升1合)	(天保元年カ) 寅十二月廿八日	1830	切紙	1
に157②	子年算用状 (与惣治、草深村分高3斗2升1合)	(文政12年カ) 丑六月廿二日	1829	切紙	1
に157③	戌年算用状 (浄法、草深村分高3斗2升1合)	(文政10年) 亥閏六月日	1827	切紙	1
に157④	酉年算用状 (浄法、草深村分高3斗2升1合)	(文政9年カ) 戌六月日	1826	切紙	1
に157⑤	申年算用状 (与惣治、草深村分高3斗2升1合)	(文政7年カ) 十二月廿一日	1824	切紙	1
に157⑥	未年算用状 (与惣治、草深村分高3斗2升1合)			切紙	1
に157⑦	午年算用状 (与惣治、草深村分高3斗2升1合)	(文政5年カ)	1822	切紙	1
に157⑧	巳年算用状 (浄法、草深村分高3斗2升1合)	(文政4年カ) 巳十二月十九日	1821	切紙	1
に157⑨	覚 (辰・巳年徳米など書付)	(文政4年カ)	1821	切紙	1
に157⑩	卯年算用状 (与惣治、草深村分高3斗2升1合)	(文政3年カ) 辰之七月十二日	1820	切紙	1
に157⑪	丑年算用状 (与惣治、草深村分高3斗2升1合)	(文政元年カ) 六月廿四日	1818	切紙	1
に157⑫	子年算用 (与惣治、草深村分高3斗2升1合)	(文化14年カ) 丑六月	1817	切紙	1
に157⑬	亥ノ年算用状 (与惣治、草深村分高3斗2升1合)	(文化12年カ) 亥十二月廿日	1815	切紙	1
に157⑭	戌年算用状 (与惣治、草深村分高3斗2升1合)	(文化11年カ) 戌十二月廿日	1814	切紙	1
に157⑮	酉年算用状 (与惣治、草深村分高3斗2升1合)	(文化10年カ) 酉正月	1813	切紙	1
に157⑯	申年算用状 (浄法、草深村分高3斗2升1合)	(文化9年カ) 申十二月	1812	切紙	1
に157⑰	未年算用状 (浄法、草深村分高3斗2升1合)	(文化8年カ) 未十二月廿一日	1811	切紙	1
に157⑱	午年算用状 (浄法、草深村分高3斗2升1合)	(文化8年カ) 未正月	1811	切紙	1
に158	年々小払帳	弘化四未年	1847	横半	1
に159	馬橋入用割覚	安永三年年	1774	横長	1
に160	〔駄賃付出し覚・村役人他所行覚〕	酉十一月割		横長	1
に161	丑十一月割だちん寄	(丑11月)		横長	1
に162	申ノ十二月だちん帳	(申ノ12月)		横長	1
に163	御米駄賃寄帳	巳十一月割		横長	1
に164	御米上乘り并村役人出勤 (覚)	戌		横長	1
に165	村々畝詰覚帳	卯九月吉日		横半	1
に166	〔年貢未進など9月切覚・下作御上米覚〕	(亥9月)		横半	1
に167	酉九月切御上米貸シ方覚	(酉9月)		横半	1
に168	戌九月銀御上米貸覚	(戌9月)		横半	1
に169	丑九月切并下作御上米覚	(丑9月)		横半	1
に170	辰九月切并下作御上米覚	(辰9月)		切紙	1
に171	去申年高持掬取米仕訳	(申年)		横長	1
に172	御普請役長沢忠三郎様・近藤鉄平様御泊りニ付覚帳	戌六月廿日		横長	1

作 成	受 取	備 考
名主(印)、組頭(印)	(与惣次)	表題は端裏より
清右衛門(印)	与惣次様	に157①~⑱は綴
草深村清右衛門	与惣治様	
草深村村役人(印)	八幡村浄法様	
草深村役人(印)	八わた浄法様	
草深村村役人(印)	八わた与惣治様	
草深村村役人(印)		後半欠損カ
		後半欠損カ
草深村村役人(印)	(八幡村浄法)	
草深村村役人(印)	八わた村与惣治郎殿	
草深村組頭清右衛門	竹中与三治郎様	
草深村清右衛門(印)	竹中与三治様	
草深村役人(印)		後半欠損カ
草深村清右衛門(印)	八幡村与三治様	
草深村村役人清右衛門(印)	与三治郎様	
草深村貫詰組頭清右衛門(印)	(八幡村浄法)	
草深村庄屋市左右衛門(印)	八幡村浄法様	
草深村庄屋市左右衛門(印)	八幡村浄法殿	
竹中 []		破損大、取扱注意、表紙「他見不□(許カ)」
		破損大、取扱注意、反故紙使用
		破損あり
		「但去十一月夫銭割後」とあり
		反故紙使用
竹中扣		
		破損あり
		破損あり、取扱注意、反故紙使用
		破損あり、取扱注意、反故紙使用、反故紙には「天明五年」とあり
		破損あり、取扱注意
		破損あり、反故紙使用
		「西結村」とあり
		破損あり、表紙「外水□生権次郎様共」

番号	表 題	年 代	西暦	形態	数
に173①	三内弁金□卯年返金分惣高割符覚	卯十一月十一日		切紙	1
に173②	覚（人別石数書付）	九月六日		切紙	1
に173③	覚（三内弁銀割賦につき）	巳十一月八日		切紙	1
に173④	覚（一色村三内引負金、村惣高割返済分、頼みにつき）	辰十一月三日		切紙	1

作 成	受 取	備 考
一色村重右衛門	八幡村竹中与惣治様	に173①～④は綴
一色村重右衛門	八幡村与惣治様	
一しき重右衛門	八幡村竹中与惣治様	
一色村杉岡重右衛門	八幡村竹中与惣治様	

編 集 後 記

八幡村竹中家文書目録の2冊目が出来上がりました。なかなか作業が進みませんが、興味深い事柄が色々出てきております。史料紹介をHPなどで、少しずつでも出来たらと考えております。目録化には、かなりの時間がかかると思いますが、各方面からご協力いただけましたら幸いです。(中尾)

ご協力・ご教示いただいた方々（敬称略）

岐阜県歴史資料館 入江康太

本目録の担当

監修 人見佐知子

編集・執筆 中尾喜代美

岐阜大学教育学部郷土博物館収蔵史料目録(8)

美濃国池田郡八幡村竹中家文書目録（その2）

発行日 2016年3月24日

編集・発行 〒501-1193 岐阜市柳戸1-1

岐阜大学 地域科学部 地域資料・情報センター

<http://rilc.forest.gifu-u.ac.jp/>

TEL: 058-293-3323 または 2312

印刷 西濃印刷株式会社

